

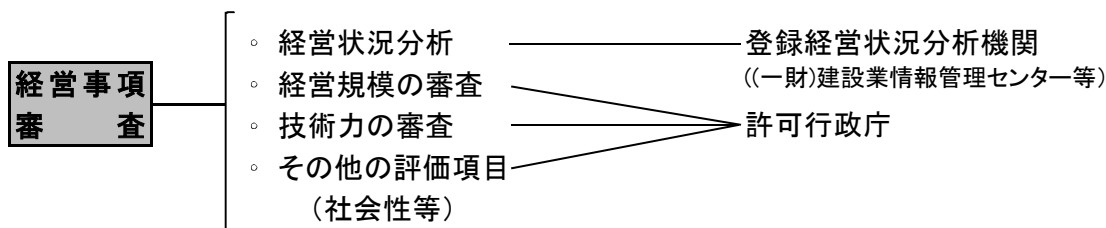
第1部 経営事項審査

第1	経営事項審査制度の概要	10
第2	審査申請手続	14
第3	経営事項審査申請書類	19
第4	審査結果について	26
第5	経営事項審査申請書類記載・提出要領	26
第6	申請書類記載例及び記載要領	49
	（業種別技術職員コード表）	71
第7	経営事項審査の主な改正事項	
	（令和5年1月1日・一部令和4年8月15日）	94
	（令和3年4月1日）	98

第1 経営事項審査制度の概要

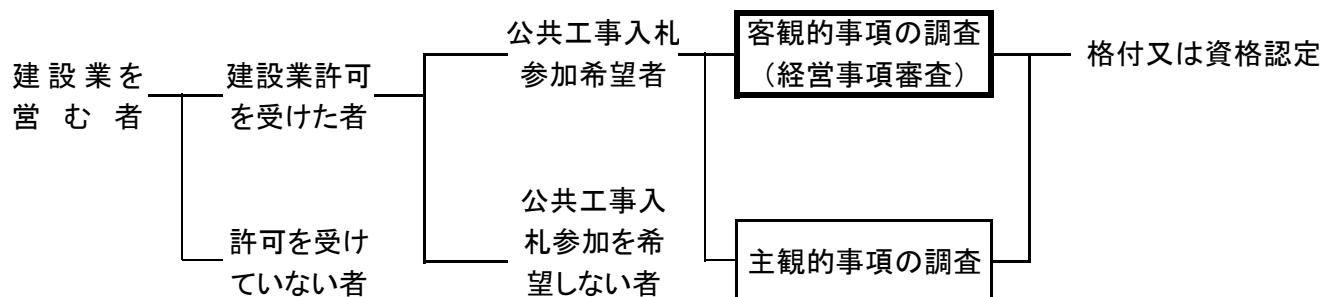
(1) 経営事項審査制度とは

公共工事の入札参加資格の審査は、建設業法の規定による経営事項審査の結果（いわゆる客観的事項）と各審査機関が独自に定めた審査項目（工事成績等のいわゆる主観的事項）についての結果とを統合したもので行われている。このうち、経営事項審査については、許可を受けた建設業者が、許可行政庁に申請することにより審査を行うものとされている。



経営事項審査は、経営規模の審査、経営状況の分析、技術力の審査、その他の評価項目（社会性等）の評価の4点について行われ、このうち経営状況分析については、登録経営状況分析機関（（一財）建設業情報管理センター等）が行う。

建設業者と経営事項審査の関係を図示すると次のようになる。

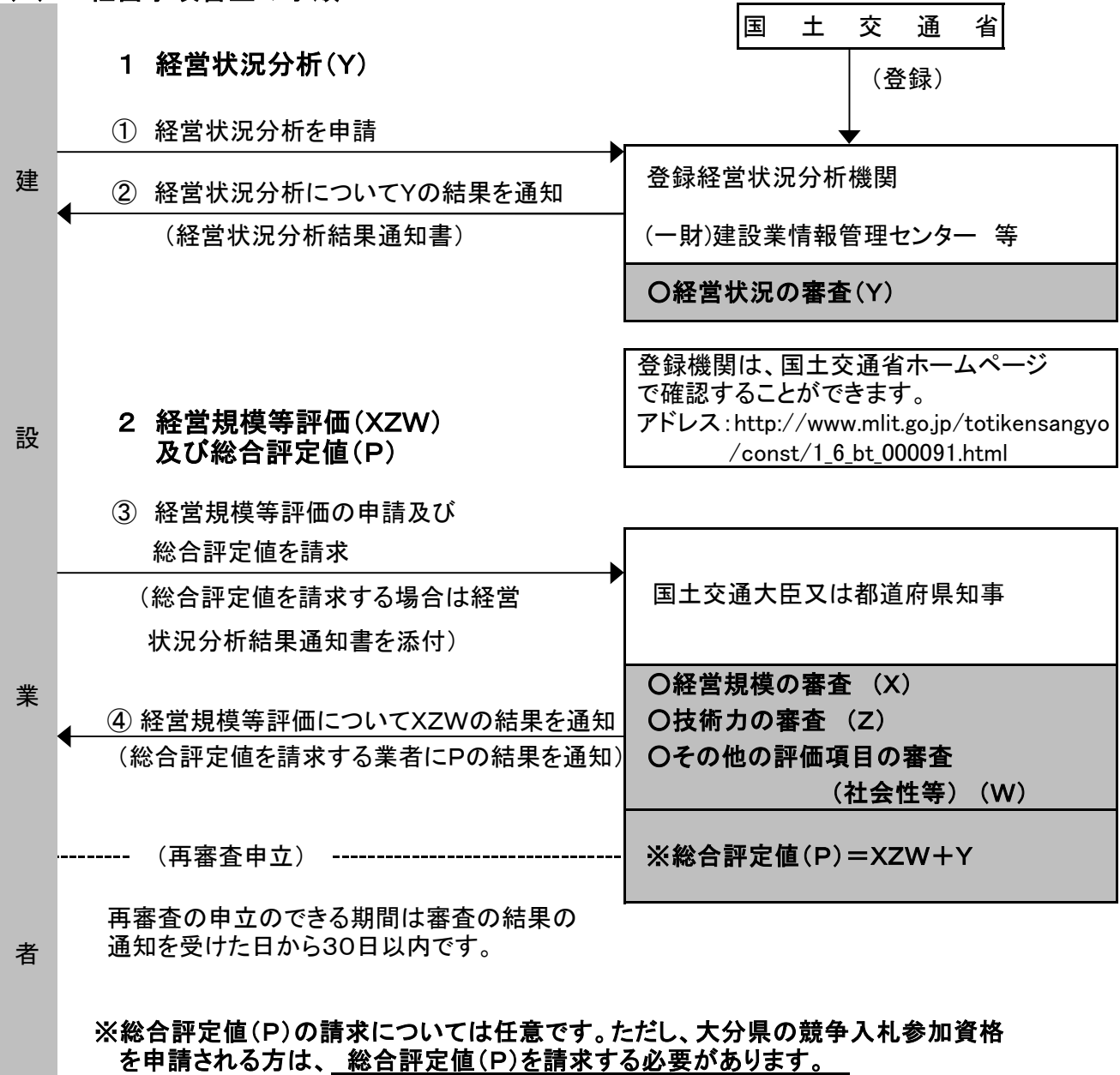


(2) 経営事項審査の義務付けについて

経営事項審査の有効期間は審査基準日（決算日）から1年7月とされており、審査結果の通知を受けてからではありません。

従って、決算終了後直ちに申請を行わなければ、前の経営事項審査の有効期間内に次の審査結果通知を受けることができず、公共工事を受注することができません。

(3) 経営事項審査の手順



(4) 審査基準日、審査項目、審査基準等

審査基準日

審査の基準日は原則として経営事項審査の申請をする日の直前の事業年度の終了日(決算日)。

審査項目

審査項目は、国土交通大臣により次表のように定められている。

区 分	審 査 項 目
(1) 経営規模 (x) ※①については2年平均又は3年 平均の自主選択 ②については、審査基準日又は 2期平均の自主選択 ③については、2年平均	① 工事種類別年間平均完成工事高 ② 自己資本額 ③ 利払前税引前償却前利益

(2) 経営状況 (y)	① 純支払利息比率 ② 負債回転期間 ③ 売上高経常利益率 ④ 総資本売上総利益率 ⑤ 自己資本対固定資産比率 ⑥ 自己資本比率 ⑦ 営業キャッシュフロー(絶対額) ⑧ 利益剰余金(絶対額)
(3) 技術力 (z)	① 工事種別技術者数 ② 工事種別元請完工高
(4) その他の評価項目(w) (社会性等)	① 建設工事の担い手の育成及び確保に関する取組の状況 ② 建設業の営業継続の状況(営業年数) ③ 防災活動への貢献の状況 ④ 法令順守の状況 ⑤ 建設業の経理の状況 ⑥ 研究開発の状況 ⑦ 建設機械の保有状況 ⑧ 国又は国際標準化機構が定めた規格による登録の状況

(注) 表中(2)経営状況(y)に係る売上高は、兼業に係る売上高を含む。

審査基準等

(参考)

上記各審査項目のそれぞれの数値に基づき、一定の基準(国土交通大臣が中央建設業審議会の意見を聴いて定める基準)によりそれぞれの評点を算定し、次の算式により建設工事の種類ごとに経営事項審査の総合評定値を算定する。

$$\text{総合評定値(P)} = 0.25X_1 + 0.15X_2 + 0.2Y + 0.25Z + 0.15W$$

X_1 = 建設業種別年間平均完成工事高の評点

X_2 = 自己資本額及び利益の額の評点

Y = 経営状況分析の評点

Z = 技術力の評点

W = その他の審査項目(社会性等)の評点

※小数点第1位で四捨五入

※本申請要領に記載されている基準については令和6年1月時点の基準であることに留意すること。

経審のウエイト

X_1 : 建設業種別年間平均完成工事高	25
X_2 : 自己資本額 利益額	15
Y: 経営状況分析	20
Z: 建設業種別技術職員数 建設業種別元請完工高	25
W: その他社会性 ① 建設工事の担い手の育成及び確保に関する取組の状況 ② 建設業の営業継続の状況(営業年数) ③ 防災活動への貢献の状況 ④ 法令順守の状況 ⑤ 建設業の経理の状況 ⑥ 研究開発の状況 ⑦ 建設機械の保有状況 ⑧ 国又は国際標準化機構が定めた規格による登録の状況	15

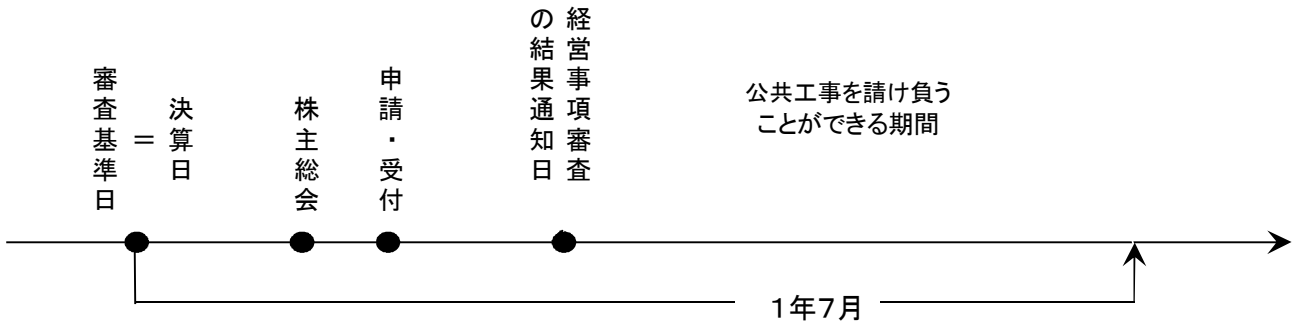
(5) 手数料

経営規模等評価及び総合評定値の請求に係る手数料の額は、国土交通大臣許可業者については建設業法施行令により、大分県知事許可業者については大分県使用料及び手数料条例により次のように定められている。(なお経営規模等評価手数料・総合評定値手数料は還付しない。)

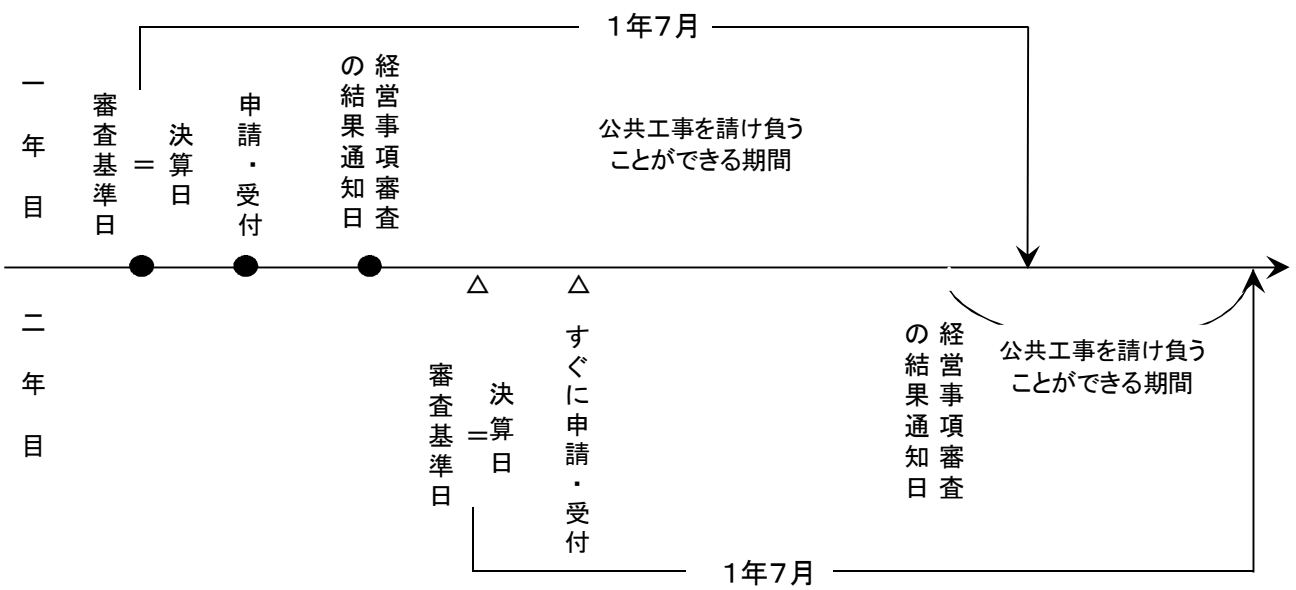
許可区分	金額	納付方法
大分県知事許可	経営規模等評価(X, Z, W)申請 基本料8,100円+業種数×2,300円 総合評定値の請求 基本料400円+業種数×200円	大分県収入証紙貼付
国土交通大臣許可	上記と同じ	収入印紙貼付

(例) 3業種の経営規模等評価(X, Z, W)の申請をし、同時に総合評定値(P)を請求する場合の手数料
 $(8,100円 + 3業種 \times 2,300円) + (400円 + 3業種 \times 200円) = 16,000円$
 経営規模等評価(X, Z, W) 総合評定値(P)

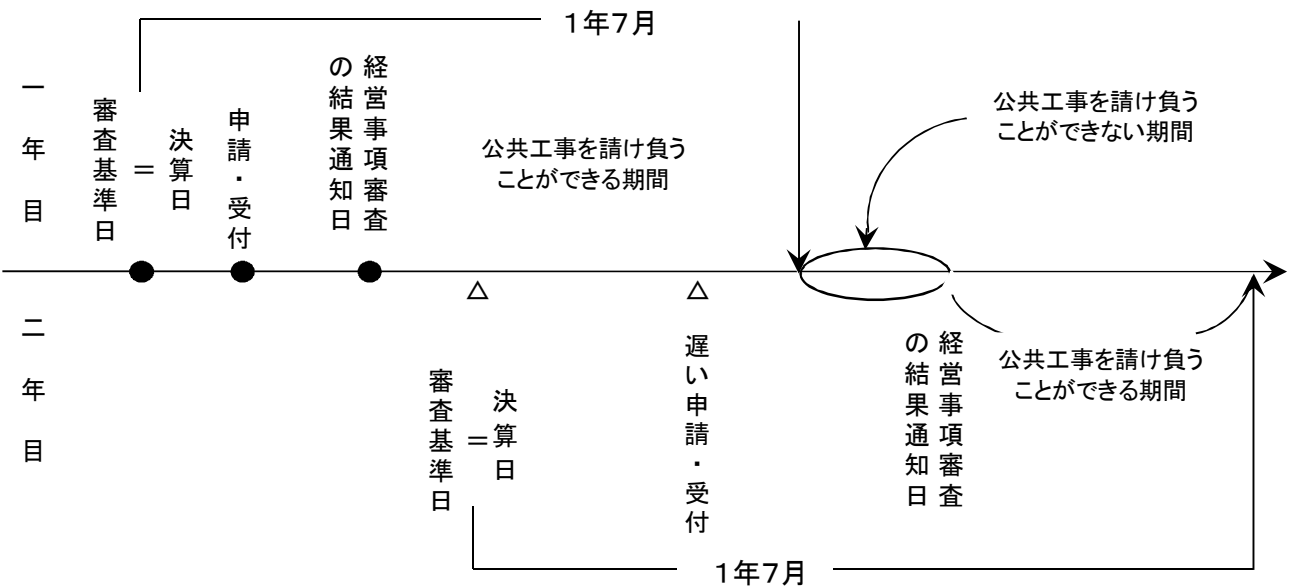
〔図-1〕



〔図-2〕



〔図-3〕



第2 審査申請手続

1 申請できる者及び業種

経営事項審査申請日現在で、建設業法の規定により、大分県知事の許可を受けている者及びその業種。（国土交通大臣許可業者については、九州地方整備局へ直接申請をすること。）

2 申請の時期

経営事項審査（経営状況分析を除く。）の申請をしようとする者は、各審査基準日ごとに定められた時期（P.7）に申請を行うこと。

3 申請方法

(1) 申請の予約について

経営事項審査の申請をしようとする者は、次の事項を記載した郵便往復はがきを、申請を行う月の前月に申請者の主たる営業所の所在地を所管する土木事務所（以下「管轄土木事務所」という。）に送付し、申請の予約を行うこと。申請日時等は、往復はがきの到着後、申請日時等指定票（※右下図参照）により通知する。なお、指定された日時で都合がつかない場合は、管轄土木事務所まで連絡すること。「建設業許可・経営事項審査電子申請システム（JCIP）」による電子申請を行う場合でも、書面審査と同様のスケジュールで事前予約を行うこと。

◎往復はがき記載事項

- ・往復はがき（往信）の裏面には、経営事項審査を申請する旨、申請者の許可番号、住所及び電話番号を記載すること。
- ・往復はがき（返信）の表面には、申請者の郵便番号、住所及び申請者名を記載すること。なお、裏面は申請日時等指定票として使用するため、何も記載しないこと。また、切手63円を必ず貼付すること。（令和6年度に切手代の値上げが検討されていますのでご注意ください）

※なお、土木事務所へ直接予約票を持ち込む場合は、往復はがきに代えて以下2点による申込も可能とする

- (1) 必要事項を記入した「予約票」
- (2) 「申請日時等指定票」を貼付し、宛名欄に申請業者名（または行政書士名）・所在地を記入・切手を貼付したはがき

※予約方法の詳細は、次ページを参照すること

(2) 申請について

申請日時等指定票により指定された日時・場所に、申請書類3部（正本1部・副本2部）及び契約内容等確認書類の写し（原本不可）各1部を持参し申請を行うこと。なお、契約内容等確認書類の写しは実態調査対象業者と簡素化事業者で異なるため、注意すること。（P.17以降を参照）いずれの業者であるかは、日時指定時に併せて通知する。

土木事務所による一次審査（申請書類の不足等の形式審査）後、同月内に書面による調査を行う。なお、郵送による書類受付も可能であるが、記録が残る形（簡易書留・レターパック等）での送付とし、返信用封筒及び切手を同封すること。

なお、令和5年1月から稼働の「建設業許可・経営事項審査電子申請システム（JCIP）」による電子申請を行う場合は、往復はがき通信面の様式にその旨を記載すること

【経営事項審査予約方法について】

(1) 往復はがきにより予約する場合

- ① 予約票を印刷し、往復はがきの「返信」と記載のある面の右横の面に貼付
- ② 「返信」と記載がある面に申請者の所在地・商号を記入

郵便往復はがき

切手

返信

大分市大手町3-1-1
(株)めじろん建設

予約表をここに貼付

予約表

返信時は、この横に貼った切り、返信用紙を貼って送ってください。

- ③ 「申請書類受付日時等指定票」を「往信」と記載がある面の右横の面に貼付
- ④ 「往信」と記載がある面に所管土木事務所の所在地を記載

郵便往復はがき

切手

往信

〇〇市▲▲町
××土木事務所
工事経理担当 宛

申請書類受付日時指定票をここに貼付

申請書類受付日時指定票

返信時は、この横に貼った切り、返信用紙を貼って送ってください。

経営事項審査の申請の予約をします。

許可番号 () 第 号

商号又は名称

代表者名

主たる営業所の所在地

電話番号

審査基準日 令和 年 月 日
(決算日)

受審希望月 令和 年 月 審査
※4月・2月・7月は審査を行わない

J C I Pによる電子申請を行う予定の事業者は以下のすべてに同意のうえ、✓をしてください。

※書面申請を行う場合はチェックしないでください。

J C I Pによる電子申請を行います。

この予約申込時点で、電子申請に必要なGビズIDを取得済であることに相違ありません。

指定の日時まで電子申請を行うことが難しい場合は、すみやかに所管土木事務所あて連絡します。

※申請者は記入しないこと。

申請書類受付日時等指定票

予約のあった経営事項審査(経営状況分析を除く。)の申請について、下記のとおり申請書類持込日時・審査予定日を指定します。

記

1 申請書類持込指定日時

令和 年 月 日 () :

※郵送による申請を行う場合は、記録が残る形(簡易書留等)により上記期日までに到着するように以下の書類受付場所まで送付してください。

申請予約時に建設業許可・経営事項審査電子申請システム(J C I P)による申請を選択した場合も、上記の日時までに申請をしてください。

2 書類受付場所

3 申請書類

貴社は実態調査対象事業者です。

提出書類は、申請要領P.15~20を参照してください。

なお、実態調査予定日は令和 年 月 日です。

(※変更となる可能性があります)

貴社は簡素化対象事業者です。

持参書類は、申請要領P.15~17、P.21~22を参照してください。

(2) 管轄土木事務所に

予約票を持ち込む場合

→①②を土木事務所に持ち込むこと

①予約票を印刷し、必要事項を記入

経営事項審査の申請の予約をします。

許可番号()第 号

商号又は名称

代表者名

主たる営業所の所在地

電話番号

審査基準日 令和 年 月 日
(決算日)

受審希望月 令和 年 月 審査
※4月・2月・7月は審査を行わない

J C I Pによる電子申請を行う予定の事業者は以下のすべてに同意のうえ、✓をしてください。

※書面申請を行う場合はチェックしないでください。

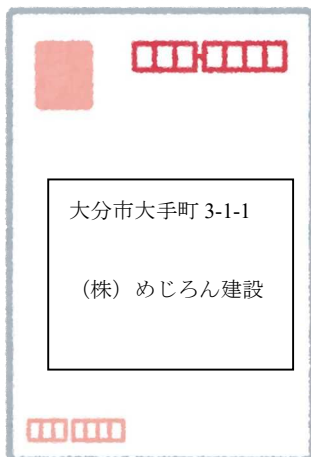
J C I Pによる電子申請を行います。

この予約申込時点で、電子申請に必要なGビズIDを取得済であることに相違ありません。

指定の日時までに電子申請を行うことが難しい場合は、すみやかに所管土木事務所まで連絡します。

②はがき（官製はがき以外を用いる場合は、63円切手を貼付すること）の宛名面に申請業者名等を記入し、裏面に

「申請書類受付日時等指定票」を貼付



裏面

※申請者は記入しないこと。

申請書類受付日時等指定票

予約のあった経営事項審査（経営状況分析を除く。）の申請について、下記のとおり申請書類持込日時・審査予定日を指定します。

記

1 申請書類持込指定日時

令和 年 月 日 () :

※郵送による申請を行う場合は、記録が残る形（簡易書留等）により上記期日までに到着するように以下の書類受付場所まで送付してください。

申請予約時に建設業許可・経営事項審査電子申請システム（J C I P）による申請を選択した場合も、上記の日時までに申請をしてください。

2 書類受付場所

3 申請書類

貴社は実態調査対象事業者です。

提出書類は、申請要領P. 15～20を参照してください。

なお、実態調査予定日は令和 年 月 日です。

（※変更となる可能性があります）

貴社は簡素化対象事業者です。

持参書類は、申請要領P. 15～17、P. 21～22を参照してください。

経営事項審査 提出書類について

提出書類 以下ア・イのすべて ※詳細は別途資料を参照

ア 経営事項審査関係書類

経審申請書類 正1部・副2部 計3部 (提出書類：P.19 参照)

イ 契約関係等確認書類

実態調査対象事業者：以下①～⑤ 各1部

簡素化対象業者：以下①～④ 各1部

※契約関係等確認書類については、「**原本**」の提出は不要。必ず「**写し (コピー)**」を提出すること。

なお、対面調査時に原本により確認を行っていた入金確認等については、書面審査時には原則行わないが、**契約書や注文書の金額と完成工事高が異なる等**の場合は**通帳の写し等**を添付すること。(必要に応じて入金確認を行う場合がある。)

①技術職員等 (技術職員・経管任・経理・技能者) の常勤性確認書類の写し

(原則、標準報酬月額決定通知書)

※新規技術者がいる場合は、審査基準日現在で6ヶ月以上の雇用が確認できる書類 (健康保険証等) の写しをあわせて添付すること

以下の提出書類 (税申告等確認書類・完工高確認書類) は実態調査対象業者か簡素化対象業者かによって異なる。受付後にいずれか指定するため、自社がどちらに該当するか確認したうえで提出すること。

※書類の編綴方法については P.20 以降を参照すること。

【実態調査対象業者】 (P.21~23)

②消費税確定申告書 (第1表) の写し及び受付メール詳細 (電子申告の場合のみ) の写し

③法人税確定申告書の写し (別表第1表、第4表、第5 (1)) 及び受付メール詳細 (電子申告の場合のみ) の写し

④格付業種 (土・建・電・管・舗) は、業種ごとに、公共工事・民間工事それぞれ、金額の大きい3件分の契約書類の写し (契約書・注文書・施工証明書等)
(例：土の公共3件、民間3件、建の公共3件、民間3件)

⑤格付業種 (土・建・電・管・舗) **以外**は、格付以外の全業種 (その他工事を除く) から、公共工事・民間工事それぞれ金額の大きい3件分の契約書類の写し (契約書・注文書・施工証明書等)

⑥自治体から元請または一次下請 (一次下請については、**県発注の委託業務のみ**) として請け負った維持管理委託業務について、入札参加資格申請時に維持管理業務実績高として加算を希望する場合は、自治体と元請業者との契約書の写し (契約額 50 万円以上のものに限る。一次下請業者の場合は元請業者との契約書に加え、自治体と元請業者の間の承諾書の写し。**承諾書は契約額 50 万円未満でも添付が必要**)

④～⑥について工事進行基準を採用する場合は、計上金額の根拠資料の写し

JV により施工した工事については、出資比率がわかる書類を併せて添付すること

【簡素化対象業者】 (P.24~25) ※格付最下級の申請者等

→格付や完成工事高を考慮して総合的判断し、経審の予約後に土木事務所が連絡

※記載内容の確認について簡素化するものであり、作成書類を簡素化するものではなく書類の作成方法に変更はありません。

②消費税確定申告書 (第1表) の写し及び受付メール詳細 (電子申告の場合のみ) の写し

③全業種 (その他工事を除く) の公共工事のうち金額の大きい3件分の契約書類の

- 写し
(契約書・注文書・施工証明書等の写し)
- ④全業種（その他工事を除く）の民間工事のうち金額の大きい3件分の契約書類
(契約書・注文書・施工証明書等の写し)
- ③～④について、※工事進行基準を採用する場合は、計上金額の根拠資料

第3 経営事項審査申請書類

ア 知事許可業者申請書類一覧表 ※編綴順に掲載

申請書	添付書類
(様式第25号の14) 経営規模等評価申請書 (20001帳票) 経営規模等評価再審査申立書 総合評定値請求書 (別紙一) 工事種別完成工事高 (20002帳票) 工事種別元請完成工事高 (別紙三) その他の審査項目 (社会性等) (20004帳票) (別紙二) 技術職員名簿 (20005帳票)	(1) 経営状況分析結果通知書 (正本)
	(2) とび・土工・コンクリート工事及び塗装工事分類表
	(3) 審査手数料 (大分県収入証紙) 貼付書
	(4) 工事経歴書 (規則別記様式第2号)
	(5) 技術職員の資格を証する書類 (実務経験証明書等を含む)
	(6) 監理技術者資格者証の写し、監理技術者講習修了証の写し
	(7) 労働保険料等納入証明書
	(8) 社会保険料 (健康保険・厚生年金保険) 納入確認書
	(9) 建退共加入・履行証明書
	(10) 退職一時金制度若しくは企業年金制度導入を証する書類
	(11) 法定外労働災害補償制度加入を証する書類
	(12) CPD単位を取得した技術者名簿 (様式第4号)
	(13) CPD単位内訳一覧表
	(14) CPD認定団体によるCPD取得単位証明書 (実績証明書) の写し
	(15) CPD単位を取得した技術者名簿に記載した技術者の資格を証する書類
	(16) 技能者名簿 (様式第5号)
	(17) 能力評定 (レベル判定) 結果通知書の写し
	(18) 施工体制台帳 (作業員名簿) の写し
	(19) 女性活躍推進法に基づく認定状況を証する書類
	(20) 次世代法に基づく認定状況を証する書類
	(21) 若年者雇用促進法に基づく認定状況を証する書類
	(22) 建設工事に従事する者の就業履歴蓄積に必要な措置の実施 (様式第6号)
	(23) 防災協定の締結を証する書類
	(24) 監査の受審状況を証する書類
	(25) 公認会計士等の資格等を証する書類
	(26) 建設機械保有状況内訳書及び保有状況を証する書類
	(27) エコアクション21・ISOの登録状況を証する書類
	(28) 完成工事内訳書
	(29) 消費税納税証明書 (国税通則法施行規則別紙第9号書式 <u>その1</u>)

(注) 1) 申請書の記入は、ペン又はボールペンで行うこと。

2) 各申請書の□□□□で表示された枠 (以下「カラム」という。) 内に記入するときは、1カラムに1文字ずつ丁寧に、かつ、カラムからはみ出さないように、数字は右詰め (ただし、電話番号は左詰め) とすること。

3) (5) の書類は、昨年度の申請から変更のあった技術職員の資格のみでよい。

4) 詳細は、記載例及び記載要領を参照のこと。

○申請書類提出部数

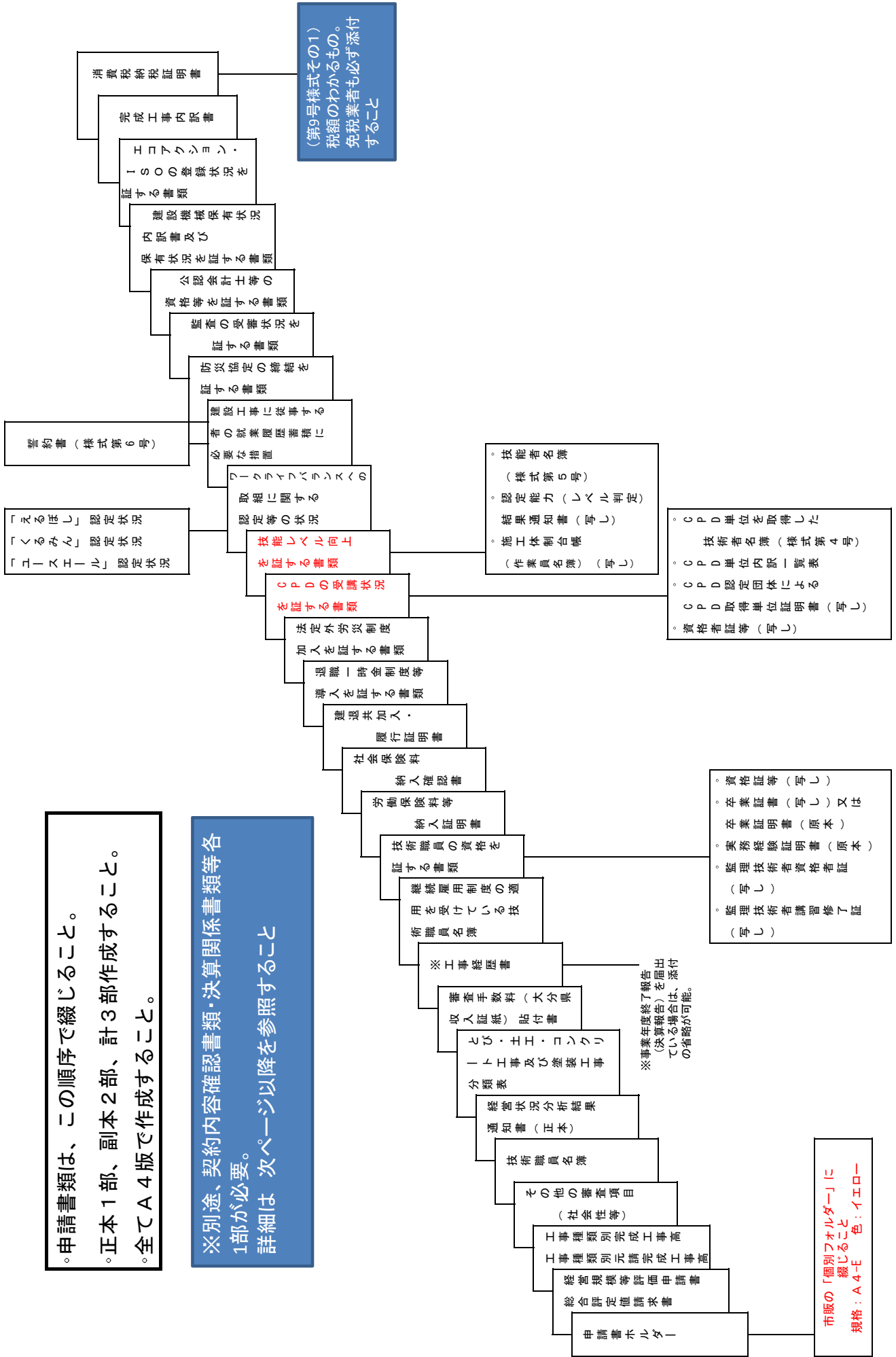
経営事項審査申請書類については、正本1部、副本2部、計3部作成し提出すること。

経営事項審査申請書類編纂順序

(知事許可業者用)

。申請書類は、この順序で綴じること。
 。正本1部、副本2部、計3部作成すること。
 。全てA4版で作成すること。

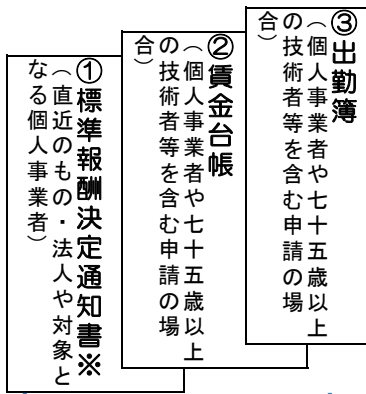
※別途、契約内容確認書類・決算関係書類等各1部が必要。
 詳細は次ページ以降を参照すること



イ 契約関係等確認書類詳細・編綴方法について（実態調査対象事業者）

① 技術職員等常勤性確認書類

（写し）

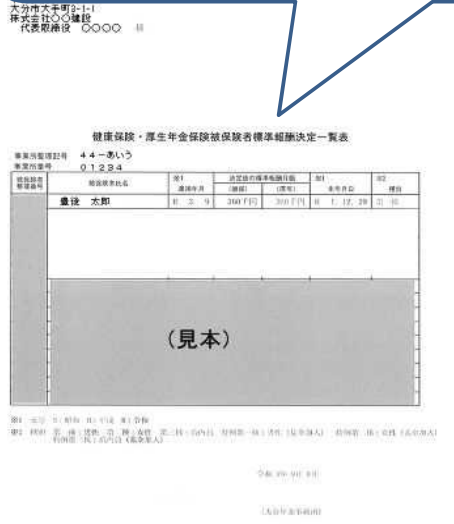


原本でなく、写しを提出すること

※標準報酬決定通知書とは、例年9月頃に日本年金機構より郵送で送付される通知で、社会保険の加入対象者毎に社会保険料の算定基礎となる「報酬月額決定」を通知するもの

「算定基礎通知」とも言われ、社労士や団体に手続きを依頼している場合は、依頼先に送付されることもあるため、事前に確認のうえ写しを添付すること。

なお、「標準賞与額決定通知書」と間違わないよう注意すること。



② 決算関係書類

(1) 消費税確定申告書（第1表）の写し及び受付メール詳細写し（電子申告の場合のみ）

課税標準額と売上高の整合（兼業を含む）や納税額と納税証明書の整合を確認。

・法人税確定申告書（別表第1表、第4表、第5（1））の写し及び受付メール詳細の写し

③ 契約内容確認書類 (実態調査対象事業者)

【提出時の留意点】

- ・原則として契約書の写し(工事名・金額・工期がわかる部分)か注文書の写しを添付すること。
※約款部分の写し等は原則不要だが、契約内容に疑義がある場合等は別途提出を求める場合がある。
- ・変更契約がある場合は変更契約書の写しも同様に添付すること。
- ・請求書は本来ここでの契約書類に当たらない。施工証明書の写しを添付するか、入金額が確認できる書類の写し(例:通帳の入金額がわかる部分等)を併せて添付すること。
- ・完成工事内訳書記載額と契約書類の額に差がある場合は通帳の写し・工事台帳等で完成工事高との一致を確認する。
- ・進行基準を採用する工事は計上金額の根拠資料(・工事原価/実行予算額の算定資料、出来高による入金合計額がわかる資料等も添付すること。なお、進行基準を採用する場合は以下に注意すること。

Q52 工事進行基準により決算期をまたぐ工事の売り上げを計上したいのですが、どのような点に注意すればよいですか？

A52 工事進行基準を適用している場合は、未完成工事であっても決算期末時点の工事進捗割合分を完成工事高に計上することになりますが、この場合は、客観的かつ合理的な基準で行わなければなりません。

なお、工事進行基準の適用にあたっては、本来は各々の工事について精密な実行予算を策定することが前提となっています。

見積総工事原価に対する実際工事原価の割合を請負代金額に乗じて算出する(=発生原価比例法)などの方法によることが求められます。

工事進行基準で計上している工事については、原則として計算基礎等を確認しますので計算基礎となる資料を提示できるよう準備をしてください。

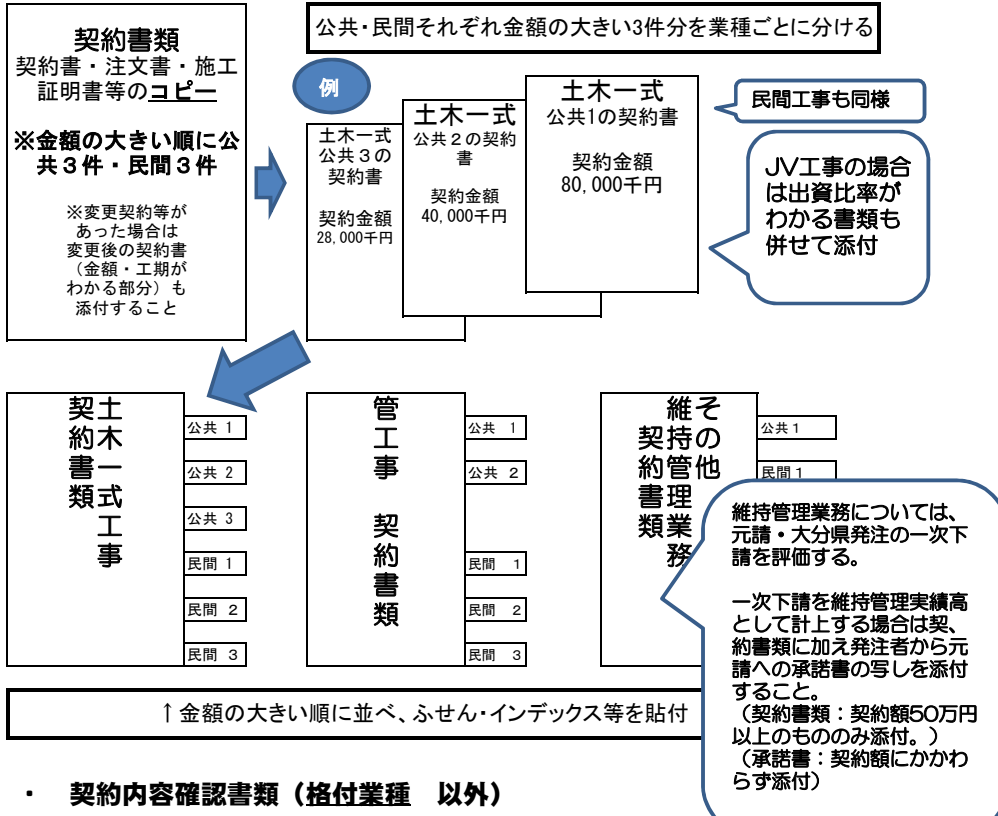
例えば、「工事代金の入金額(前払金額)を基準に完成工事高に計上する」など実際の進捗状況に即していない完成工事高計上は認められません。

Q53 工事進行基準により決算期をまたぐ工事の売り上げを計上したいのですが、工期の「完成又は完成予定年月」の欄には決算月を記載すればよいですか？

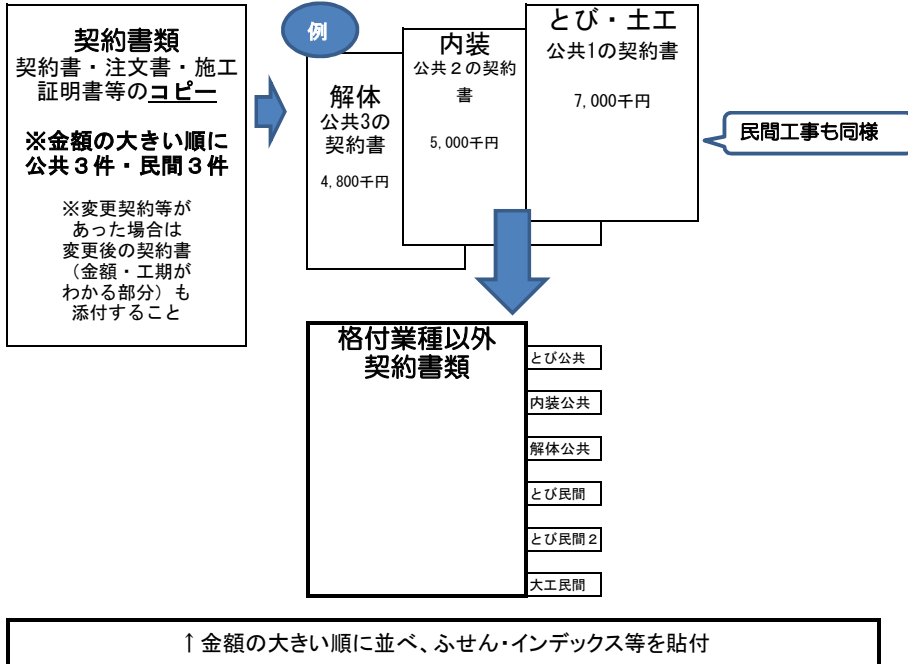
A53 決算期をまたぐ工事の「完成又は完成予定年月」の欄には決算月ではなく、実際の契約工期末を記載してください。

実態調査対象事業者 完工高確認書類

- ・ 格付業種 土・建・電・管・舗
- ・ その他工事のうち自治体からの維持管理委託※を実績として計上する場合
(※「元請」並びに「あらかじめ書面により発注者の承諾を得た大分県発注業務の一次下請」)



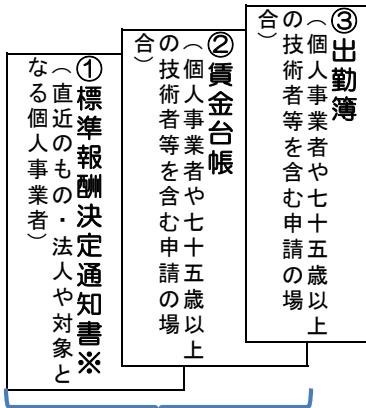
格付以外の全業種(その他工事を除く)から、公共・民間それぞれ金額の大きい各3件分の契約書類(契約書・注文書・施工証明書等の写し)を添付



イ 契約関係等確認書類詳細・編綴方法について（簡素化対象事業者）

① 技術職員等常勤性確認書類

(写し)



原本でなく、写しを提出すること

※標準報酬決定通知書とは、例年9月頃に日本年金機構より郵送で送付される通知で、社会保険の加入対象者毎に社会保険料の算定基礎となる「報酬月額決定」を通知するもの

「算定基礎通知」とも言われ、社労士や団体に手続きを依頼している場合は、依頼先に送付されることもあるため、事前に確認のうえ写しを添付すること。

なお、「標準賞与額決定通知書」と間違わないよう注意すること。

大分県大分市2-1-1
株式会社○○建設
代表取締役 ○○○○

健康保険・厚生年金保険被保険者標準報酬決定一覧表

事業所管理番号 44-恵い
事業所番号 01294

被保険者番号	被保険者氏名	性別	標準報酬月額	標準報酬日額	加入	標準報酬	標準報酬
豊後 太郎		男	200,000	16,667	1	1	1

(見本)

※ 申請書に添付する場合は、この表を添付してください。
 ※ 申請書に添付しない場合は、この表を添付しないでください。

② 決算関係書類

(1) 消費税確定申告書（第1表）の写し及び受付メール詳細写し（電子申告の場合のみ）

第3-(1)号様式
 令和 年 月 日
 税務署長宛

納税地 (フリガナ) 株式会社○○建設

個人番号又は法人番号

代表者氏名又は氏名

課税期間分の消費税及び地方消費税の()申告書

この申告書による消費税の税額の計算

課税標準額 ① 0000

付戻基準の適用 有 無

延払基準等の適用 有 無

第一表

課税標準額と売上高の整合（兼業を含む）や納税額と納税証明書の整合を確認。

③ 契約内容確認書類 (簡素化対象事業者)

【提出時の留意点】

- ・原則として契約書の写し(工事名・金額・工期がわかる部分)か注文書の写しを添付すること。
※約款部分の写し等は原則不要だが、契約内容に疑義がある場合等は別途提出を求める場合がある。
- ・変更契約がある場合は**変更契約書の写し**も同様に添付すること。
- ・請求書は本来ここでの契約書類に当たらない。施工証明書の写しを添付するか、入金額が確認できる書類の写し(例:通帳の入金額がわかる部分等)を併せて添付すること。
- ・完成工事内訳書記載額と契約書類の額に差がある場合は通帳の写し・工事台帳等で完成工事高との一致を確認する。
- ・進行基準を採用する工事は計上金額の根拠資料(・工事原価／実行予算額の算定資料、出来高による入金合計額がわかる資料等)も添付すること。なお、進行基準を採用する場合は以下に注意すること。

Q52 工事進行基準により決算期をまたぐ工事の売り上げを計上したいのですが、どのような点に注意すればよいですか？

A52 工事進行基準を適用している場合は、未完成工事であっても決算期末時点の工事進捗割合分を完成工事高に計上することになりますが、この場合は、客観的かつ合理的な基準で行わなければなりません。

なお、工事進行基準の適用にあたっては、本来は各々の工事について精密な実行予算を策定することが前提となっています。

見積総工事原価に対する実際工事原価の割合を請負代金額に乗じて算出する(=発生原価比例法)などの方法によることが求められます。

工事進行基準で計上している工事については、原則として計算基礎等を確認しますので計算基礎となる資料を提示できるよう準備をしてください。

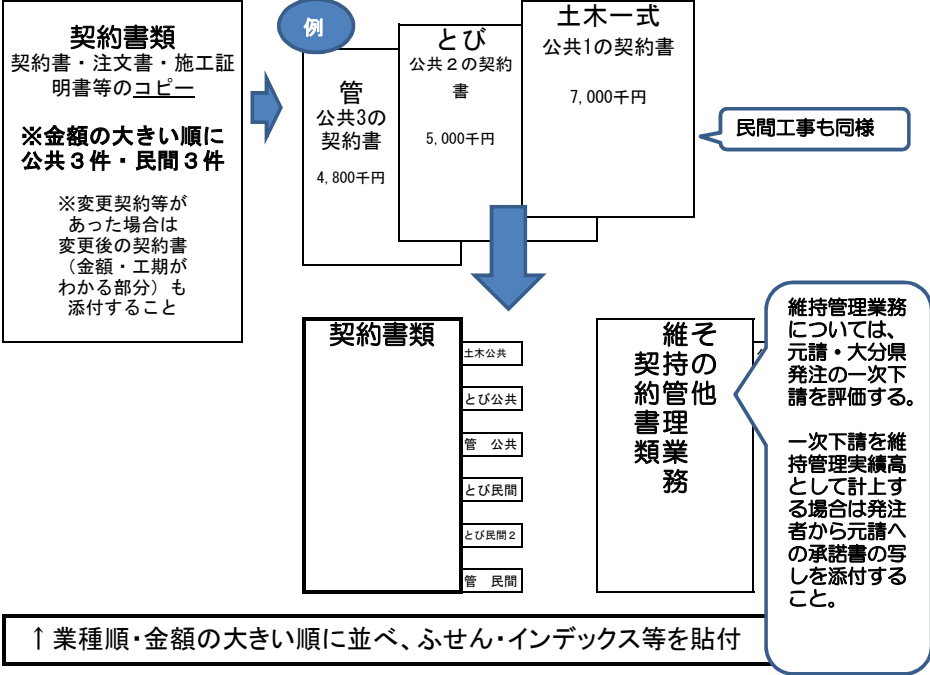
例えば、「工事代金の入金額(前払金額)を基準に完成工事高に計上する」など実際の進捗状況に即していない完成工事高計上は認められません。

Q53 工事進行基準により決算期をまたぐ工事の売り上げを計上したいのですが、工期の「完成又は完成予定年月」の欄には決算月を記載すればよいですか？

A53 決算期をまたぐ工事の「完成又は完成予定年月」の欄には決算月ではなく、実際の契約工期末を記載してください。

・ 契約内容確認書類 (簡素化対象事業者)

全業種(その他工事を除く)から、公共・民間それぞれ金額の大きい各3件分の契約書類(契約書・注文書・施工証明書等の写し)を添付
その他工事のうち維持管理業務※を実績として計上する場合は維持管理業務に係る元請・一次下請それぞれ金額の大きい各3件分(契約金額50万円以上のものに限る)の契約書類並びに一次下請の場合は発注者から元請への承諾書(契約額に関わらず添付)の写しも添付



第4 審査結果について

経営事項審査の結果に係る数値については、建設業法第27条の27及び第27条の29の規定により、国土交通大臣又は大分県知事から「経営規模等評価結果通知書・総合評定値通知書」が交付される。(知事許可業者の交付日は実態調査実施月の翌月末頃)

なお、知事許可業者の結果通知書(写し)については、当該通知書の有効期間中、大分県土木建築部土木建築企画課内において閲覧に供する。

第5 経営事項審査申請書類記載・提出要領

※原本の提出が必要なものは、正本に原本を添付し、副本2部に写しを添付すること

1 申請書ホルダー

所定の規格・色(R6年度はイエロー)のファイルに編纂すること。
また、所定の表紙及び見出しを印刷し、貼付すること。

2 経営事項審査申請書類(20001帳票から20005帳票)について

P.49以降の記載例を参照すること。

3 経営状況分析結果通知書

- (1) 経営状況分析は、P.103以降を参照して、登録経営状況分析機関に申請すること。
- (2) 正本に原本を添付すること。

4 技術職員の資格を証する書類の写し

- (1) 技術職員名簿に記載されている職員のうち、高年齢者等の雇用の安定等に関する法律第9条第1項第2号に規定する継続雇用制度対象者について評価を受けようとする建設業者は、「継続雇用制度の適用を受けている技術職員名簿」(P.77参照)を添付すること。
- (2) この場合において、常時10名以上の労働者を使用する企業の場合は、併せて「継続雇用制度について定めた労働基準監督署の受付印のある就業規則の写し」を添付すること。

5 監理技術者資格者証の写し、監理技術者講習修了証の写し

監理技術者講習修了の加点は、監理技術者証の有効期限・講習修了の有効期限ともに審査基準日時点で期限内であることが必要。

また、加点対象は法15条第2号イに該当する者(※1級国家資格者相当)のみであることに注意すること。

6 労働保険料等納入証明書（原本）

- (1) 所在地を所管する労働基準監督署、公共職業安定所又は大分労働局労働保険徴収室に証明願（P.61）を提出し、証明を受けること。（取扱時間：平日9：00～16：00）
- (2) 納入証明願兼証明書（2部セット）に所在地、名称、事業主氏名、決算日及び労働保険番号等を記入し、提出すること。

7 社会保険料（健康保険、厚生年金保険）納入確認書又は証明書（原本）

- (1) 所在地を所管する日本年金機構年金事務所に「社会保険料納入証明申請書（P.62）」を提出し、確認又は証明を受けること。
- (2) 社会保険料納入証明申請書に必要な事項を記入し、提出すること。なお、社会保険料納入証明申請書の「証明対象期間」は、審査基準日を含んだものとする。

8 建設業退職金共済事業加入・履行証明書（原本）

- (1) 建退共大分県支部（大分市荷揚町4-28 TEL：097-536-4800）に証明願を提出し、証明を受けること。
- (2) 証明願の記入要領等については、P.91～93を参照すること。

9 退職一時金制度若しくは企業年金制度加入証明書等

審査基準日に制度を導入していることがわかる次の(1)～(8)のいずれかを添付すること。

- (1) 中小企業退職金共済事業本部発行の加入証明書（原本）又は共済契約書の写し
- (2) 特定退職金共済団体発行の加入証明書（原本）又は共済契約書の写し
- (3) 就業規則（抜粋可）等の写し（表紙に労働基準監督署の受付印のあるものに限る。）
※退職一時金の原資を建退共と規定している場合には不可
- (4) 厚生年金基金発行の加入証明書（原本）
- (5) 適格退職金年金契約書の写し
- (6) 確定拠出年金運営管理機関発行の加入証明書（原本）
- (7) 確定給付企業年金又は確定拠出企業年金が導入されていることを証する書類
- (8) 資産管理運用機関との間の契約書の写し

10 法定外労災補償制度加入証明書等

審査基準日に加入していること及び要件が確認できる次の(1)～(5)のいずれかを添付すること。(申請者名や要件が確認出来るもの)

- (1) (公財)建設業福祉共済団発行の建設労災補償共済制度加入証明書(原本)
- (2) (一社)全国建設業労災互助会発行の全国建設業労災互助会加入証明書兼領収書(原本)
- (3) (一社)全国労働保険事務組合連合会発行の労働災害補償制度加入証明書(原本)
- (4) 中小企業等協同組合法に基づき共済事業を営む者発行の加入証明書又は保険証券等の写し
- (5) 保険会社発行の加入証明書又は保険証券等の写し

※次の要件のすべてに該当することが必要

- ① 業務災害と通勤災害(出勤及び退勤中の災害)のいずれも対象とする給付であること。
- ② 直接の使用関係にある職員及び下請負人(数次の請負による場合にあつては下請負人のすべて)の直接の使用関係にある職員のすべてを対象とする給付であること。
- ③ 少なくとも死亡及び労働者災害補償保険の障害等級第1級から第7級までに係る身体障害のすべてを対象とする給付であること(ただし業務起因性の疾病については対象としなくても差し支えない)。
なお、工事現場単位で加入するものや記名式保険についてはこの対象とならない。
また、準記名式保険の場合は政府の労働災害補償保険に加入しており、かつ当該保険料を完納している場合のみ評価対象となる。

11 知識及び技術又は技能の向上に関する取組の状況

- (1) CPD単位取得数がある場合は、審査基準日から1年以内に取得したCPD単位数がわかる認定団体発行の取得単位証明書等の写しを添付すること。(ただし、算入できるCPD単位数は一人当たり30単位が上限。)CPD単位内訳一覧表(P.83)を作成すること。

なお、技術職員名簿に記載されていない技術者については、CPD単位を取得した技術職員名簿(様式第4号:P.82)を作成するとともに当該技術者が有する資格を証明する書面の写しを添付すること。

併せて、技能者名簿(第5号様式:P.84)を作成するとともに、当該技能者が記載されている施工体制台帳又は再下請通知書(作業員名簿)の写しを添付すること。

- (2) 技能レベル向上者の該当がある場合は、審査基準日以前3年のうちに建設技能者の能力評価制度により受けた評価の区分が審査基準日の3年前の日以前において受けている評価の区分より1以上向上したことがわかる能力評価(レベル判定)結果通知書の写しを添付すること。

また、技能者名簿(第5号様式:P.84)を作成するとともに、当該技能者が記載されている施工体制台帳又は再下請通知書(作業員名簿)の写しを添付すること。

知識及び技術又は技能の向上に関する取組の状況(項番61、62関係)の提出書類早見表

技術者のCPD単位取得数	あり			なし			備考
	技術者		なし	あり		なし	
	うちレベル向上者 (控除対象者も含む)	あり		なし	あり		
様式第4号	○	○	○	×	×	×	技術職員名簿に記載した技術職員のみでも、様式第4号の下端②及び①+②欄に記載して提出
CPD単位内訳一覧表	○	○	○	×	×	×	CPD単位取得数がある者のみ記載
CPD単位を証明する書類の写し	○	○	○	×	×	×	認定団体が証明しているものに限る。
様式第4号(CPD単位を取得した技術者名簿)に記載した技術者の資格を証する書類	△	△	△	×	×	×	(△について) 様式第4号(CPD単位を取得した技術者名簿)に記載した技術職員がいない場合は省略可
第5号様式	○	○	×	○	○	×	
能力評価(レベル判定)結果通知書の写し	○	×	×	○	×	×	
施工体制台帳または再下請通知書(作業員名簿)の写し	○	○	×	○	×	×	

12 ワーク・ライフ・バランスに関する取組の状況 (R5.1.1～新)

女性活躍推進法に基づく認定(「えるぼし認定」)、次世代育成支援対策推進法に基づく認定(「くるみん認定」)、若年者雇用促進法に基づく認定(「ユースエール認定」)いずれも各認定の取得状況の確認書類として、直近の「**基準適合一般事業主認定通知書**」、「**基準適合事業主認定通知書**」等の都道府県労働局長から交付された書類(以下「**認定通知書**」という。)の写しにより、認定を受けていることを確認するものとする。

※加点の要件として、認定通知書の通知日が審査基準日以前であること、かつ、認定から審査基準日までの間に取消や辞退が行われていないことが必要である。

なお、各認定の取得方法については以下を参照すること。

【女性活躍推進法に基づく認定(「えるぼし認定」)】

- ・大分労働局雇用環境・均等室

https://jsite.mhlw.go.jp/oita-roudoukyoku/hourei_seido_tetsuzuki/koyou_kintou/jokatu.html

【次世代育成支援対策推進法に基づく認定(「くるみん認定」)】

- ・大分労働局雇用環境・均等室

https://jsite.mhlw.go.jp/oita-roudoukyoku/hourei_seido_tetsuzuki/koyou_kintou/_119591.html

【若年者雇用促進法に基づく認定(「ユースエール認定」)】

- ・大分労働局 職業安定部 職業安定課

https://jsite.mhlw.go.jp/oita-roudoukyoku/hourei_seido_tetsuzuki/shinsotsu_jyakunen/2018.10.01-002.html

1 3 建設工事に従事する者の就業履歴蓄積に必要な措置の実施 (R5.1.1~新)

建設工事の担い手の育成・確保に向けた技能労働者等の適正な評価をするために、CCUS の活用状況を加点対象とするもの。該当している場合には、様式第 6 号「建設工事に従事する者の就業履歴を蓄積するために必要な措置を実施した旨の誓約書及び情報共有に関する同意書 (P. 85)」を添付すること。

【審査対象工事】

以下の①~③の工事を除く審査基準日以前 1 年以内に発注者から直接請け負った建設工事

- ① 日本国内以外の工事
- ② 建設業法施行令で定める軽微な工事
- ③ 災害応急工事 (防災協定に基づく契約又は発注者の指示により実施された工事)

【該当措置】

- ① CCUS 上での現場・契約情報の登録
- ② 建設工事に従事する者が直接入力によらない方法※で CCUS 上に就業履歴を登録している
※就業履歴データ登録標準 API 連携認定システムにより、入退場を記録できる措置を実施している等
- ③ 経営事項審査時に様式第 6 号に掲げる誓約書 (原本) の提出

1 4 防災協定の締結を確認する書類

(1) 国、特殊法人等 (公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律第 2 条第 1 号に規定する特殊法人等をいう。) 又は地方公共団体との間で災害時の建設業者の防災活動等について定めた協定を締結している場合は、当該防災協定書の写し (協定の期間内に審査基準日が含まれているもの) を添付すること。

(2) 業界団体等が国、特殊法人等又は地方公共団体との間に防災協定を締結している場合は、当該団体に加入していることを証する書類及び申請者が防災活動に一定の役割を果たすことが確認できる書類 (当該団体の活動計画書や証明書等) を添付すること。

ただし、当該団体が大分県の各土木事務所長と協定を締結している場合は、確認書類の添付は不要。

1 5 監査の受審状況を証する書類

(1) 会計監査人設置会社の場合は、登記事項証明書 (履歴事項全部証明書等) の写し、かつ、有価証券報告書又は監査証明書の写しを添付すること。

(2) 会計参与設置会社の場合は、登記事項証明書 (履歴事項全部証明書等) の写し及び会計参与報告書の写しを添付すること。

(3) 経理処理の適正を確認した旨の書類 (P. 66 参照) の提出の場合は、経理の責任者である以下の者 (常勤で勤務している者に限る、監査役は対象外) が自ら記名・押印した経理処理の適正を確認した旨の書類及び所定講習の修了証の写しを添付すること。

- ① 公認会計士又は税理士であって、指定研修を受けた者
- ② 一級登録経理試験に合格した者であって、合格した日の属する年度の翌年度の日から起算して 5 年を経過しないもの

- ③一級登録経理講習を受講した者であって、受講した日の属する年度の翌年度の開始の日から起算して5年を経過しないもの
- ④公認会計士又は税理士であって、資格を有した日の属する年度の翌年度の開始の日から起算して1年を経過しない者

1.6 建設機械保有状況内訳書（P.64参照）

- (1) 評価対象建設機械に係る売買契約書又はディーラーからの販売証明書の写し、リース契約書の写し及び特定自主検査記録表の写しを添付すること。

なお、所有していることを証明するための書類（売買契約書等）は、前回の経営事項審査において確認を受けている場合は添付を省略できるものとする。

また、ダンプ等を加点申請する場合、自動車検査証上で所有者・使用者ともに申請業者であることがわかる場合（当該ダンプ等の所有者が申請業者であり、使用者欄が***と記載されている場合を含む）、自動車検査証の写しを添付すれば売買契約関係の書類は省略できるものとする。

- (2) リース契約の場合は、リース期間が審査結果の有効期間（基準日から1年7月）を含んでいる場合（自動更新を含む）のみ評価対象となる。
- (3) 審査基準日から直前1年以内に特定自主検査を実施している建設機械のみ評価対象となる。

1.7 エコアクション21、ISO9001、ISO14001に係る登録証等の写し

・エコアクション21

- (1) (一財) 持続性推進機構による「認証・登録証」を添付すること。
(審査基準日が有効期限内のものに限る。)
- (2) 認証範囲に建設業が含まれていない場合や、一部の支店に限られている場合は加点対象とならない。

・ISO登録

- (1) (公財) 日本適合性認定協会（JAB）又はJABと相互認証している認定機関が認定した審査登録機関が発行したISO9001、ISO14001に係る登録証及び登録付属書の写しを添付すること。
- (2) 認証範囲を「建設」とする登録をしているものに限る。
- (3) ただし、有効期限が満了している者、更新審査等で年版の改定を行っていない者は評価対象としない。（現有効年版：ISO9001 / 2015年版、ISO14001 / 2015年版）
- (4) 建設業法上の営業所が全て含まれていない場合は評価対象としない。

1.8 完成工事内訳書（その1、その2）（P.87～89参照）

- (1) この帳票はすべての申請業種及びその他の工事（申請業種でない業種をいう。実績がない場合は作成不要。）について作成することとし、業種ごとにコード番号の若い順に綴じること（工事実績がない場合には、該当なしと記入すること）。
- (2) 損益計算書に計上された完成工事高について、その内訳を工事一件ごとに記入すること。

公共、民間（公共工事の下請含む）ごとに請負代金の大きい順に記入し、それぞれ請負代金額合計を「公共計」「民間計」として記入すること。

なお、公共工事として取り扱う発注機関は P 3 5、3 6 のとおり。

- (3) 土木一式工事又は建築一式工事を除き、5 0 0万円未満の工事は、公共・民間それぞれ配置技術者ごとに元請・下請別に合算して記入してもよい。ただし、公共・民間それぞれ5 0 0万円以上の工事が5件に満たないときには、5 0 0万円未満の工事を含め金額の高い方からそれぞれ最低5件は記入すること。なお、5 0 0万円以上の工事は全て記載すること。
- (4) 「注文者」欄には、発注者が法人又は団体等の場合には、代表者の個人名でなく法人又は団体等の名称を記入すること。なお、下請工事の場合には直接の注文者である建設業者の商号又は名称を記入すること。
- (5) 「元請下請区分」欄には、発注者から直接請け負った建設工事は「元請」、その他の工事は「○次下請」と記入すること。また、共同企業体（JV）として行った工事は「JV」と併せて記入すること。
- (6) 「工事名」欄には、下請工事については、元請からの工事名だけでなく実際の工種についても記入すること。
- (7) 「請負代金」欄の記入方法は次のとおり。
 - ① 課税事業者については当期に完成工事高として計上した請負代金の額を消費税抜きの金額で記入し、免税事業者については消費税込みの金額（消費税相当額を含めた金額）で記入すること。
 - ② 土木一式工事、とび・土工・コンクリート工事及び鋼構造物工事の3業種については、「うち（ ）」のかつこ内にそれぞれ「PC」、「法面処理」又は「鋼橋上部」と記入し、各専門工事に該当する請負代金の額を下段（ ）内に内書きで記入すること。
 - ③ 工期が複数事業年度にまたがり、工事進行基準を採用している工事の場合には、上段 [] 内に請負代金の総額を記入すること。この場合、工事の進捗度を適正に見積もっていることが必要であり、単に入金があればよいというものではない。
 - ④ 下請の場合、材料の相殺等により請負代金の額と入金額に差額があり、当該工事に対する相殺資料（相殺内訳書、相殺領収書等）により相殺額が明確に証明できる場合には、入金額と相殺額の合計を請負代金の額として当該業種に計上可能。
- (8) 工事の完成年月は、契約工期にかかわらず実際に完成した年月（工事目的物を引き渡した日）を記入すること。また、工事進行基準を採用し複数事業年度にまたがる工事の場合には、完成予定年月を記入すること。
- (9) 「下請発注状況」欄には、下請発注した工事のうち金額の大きい方から2件まで業者名と発注金額（課税事業者については消費税抜きの金額、免税事業者については消費税込みの金額）を記入し、全体欄に件数と外注額（外注費及び労務外注費）の合計を記入すること。
- (10) 「施工体制台帳（写）提出」欄には、公共工事で施工体制台帳及び施工体系図（写）を発注者に提出している場合は「済」と記入すること。
- (11) 「CORINS登録」欄には、請負代金500万円以上の登録対象工事について、工事カルテを作成・登録した場合には「済」と記入すること。
- (12) 「備考」欄には、共同企業体（JV）として行った工事については、JVの名称、請負代金の総額及び出資比率を記入すること。

- (13) 完成工事内訳書（その2）は各業種の最終ページで使用し、「下請発注金額計」「公共工事計」「民間工事計」「合計」をそれぞれ記入すること。また、「合計」欄に記入する金額は、「工事種類別完成工事高、工事種類別元請完成工事高（20002 帳票）」（P 5 5 参照）の審査対象事業年度の額と一致させること。
- (14) 事業年度を途中で変更し基準決算の前期の決算等について経営事項審査を受けていない期間が発生した場合は、別途完成工事高内訳書を作成すること。
- (15) 入札参加資格申請において、維持管理業務実績高を計上しようとする場合は、完成工事内訳書の「その他工事」に維持管理業務を個別計上すること。（P 8 9 参照）

19 とび・土工・コンクリート工事及び塗装工事分類表（P 9 0 参照）

- (1) この帳票は、とび・土工・コンクリート工事又は塗装工事の経営事項審査を申請する者が記入し提出すること。
- (2) 「基準決算」及び「審査基準日以前24か月又は36か月間の決算（基準決算日を除く）」の完成工事高について、その内訳を分類してそれぞれの平均額（四捨五入）を記入すること。
なお、この表の合計の欄の金額を「工事種類別完成工事高、工事種類別元請完成工事高（20002 帳票）」（P 5 5 参照）のそれぞれの業種の額と一致させること。

20 消費税納税証明書（原本）

- (1) 所在地を所管する税務署に証明願を提出し、「直近の1事業年度分」について証明を受けること。様式は「国税通則法施行規則第9号書式その1」とする。
- (2) 免税事業者についても必ず提出すること。

経営事項審査申請書類等の記載について

1 申請書の記載方法

- (1) 2年平均を選択した場合
- ア 左側（完成工事高、元請完成工事高）
 - 各業種ごとに前審査対象年度分を千円未満切り捨てて記入
 - 合計……全業種の合計額を記入
 - イ 右側（完成工事高、元請完成工事高）
 - 各業種ごとに審査対象事業年度分を千円未満切り捨てて記入
 - 合計……全業種の合計額を記入
- (2) 3年平均を選択した場合
- ア 左側（完成工事高、元請完成工事高）
 - 各業種ごとに前審査対象年度分、前々審査対象年度分を千円未満切り捨てて記入し、平均額を算出して記入（千円未満切り捨て）
 - 合計……全業種の2年平均の合計額を記入
 - イ 右側（完成工事高、元請完成工事高）
 - 各業種ごとの審査対象事業年度分を千円未満切り捨てて記入
 - 合計……全業種の合計額を記入

※ 完成工事高合計は、決算書の完成工事高と一致すること。

2 結果通知書の記載方法

- (1) 2年平均を選択した場合
各業種、合計とも審査対象事業年度及び前審査事業対象年度の平均となる（千円未満四捨五入）。
- (2) 3年平均を選択した場合
各業種、合計とも次の算定式のとおりとなる。
$$\frac{\{(前年度と前々年度の平均額) \times 2\} + \text{審査対象事業年度の完工高}}{3}$$
(千円未満四捨五入)

※・結果通知書の平均完工高の縦合計は一致しない場合がある。

- ・3年平均を選択した場合、申請書の左側に記載すべき金額と、前年度の結果通知書の2年平均の額（前回2年平均を選択した場合）は一致しない場合がある。

3 完成工事内訳書の記載方法

- (1) 請負代金の額の記載
契約ごとに千円未満の端数を切り捨てて記入
- (2) 各業種ごとの公共工事計、民間工事計、合計の記載
実際の合計額に対し、千円未満の端数を切り捨てて記入
また、端数処理の関係上、必ずしも契約ごとに請負代金の額を積み上げた金額と一致する必要はない点に注意すること。

国・地方公共団体以外で公共工事と取り扱う発注機関

(法人税法別表第1公共法人の表)

令和3年8月1日現在

名 称	根 拠 法
沖縄振興開発金融公庫	沖縄振興開発金融公庫法(昭和47年法律第31号)
株式会社国際協力銀行	会社法及び株式会社国際協力銀行法(平成23年法律第39号)
株式会社日本政策金融公庫	会社法及び株式会社日本政策金融公庫法(平成19年法律第57号)
港務局	港湾法
国立大学法人	国立大学法人法(平成15年法律第112号)
社会保険診療報酬支払基金	社会保険診療報酬支払基金法(昭和23年法律第129号)
水害予防組合	水害予防組合法(明治41年法律第50号)
水害予防組合連合	
大学共同利用機関法人	国立大学法人法
地方公共団体金融機構	地方公共団体金融機構法(平成19年法律第64号)
地方公共団体情報システム機構	地方公共団体情報システム機構法(平成25年法律第29号)
地方住宅供給公社	地方住宅供給公社法(昭和40年法律第124号)
地方税共同機構	地方税法
地方道路公社	地方道路公社法(昭和45年法律第82号)
地方独立行政法人	地方独立行政法人法(平成15年法律第118号)
独立行政法人(その資本金の額若しくは出資の金額の全部が国若しくは地方公共団体の所有に属しているもの又はこれに類するものとして、財務大臣が指定をしたものに限る。)	独立行政法人通則法(平成11年法律第103号)及び同法第1条第1項(目的等)に規定する個別法
土地開発公社	公有地の拡大の推進に関する法律(昭和47年法律第66号)
土地改良区	土地改良法(昭和24年法律第195号)
土地改良区連合	
土地区画整理組合	土地区画整理法(昭和29年法律第119号)
日本下水道事業団	日本下水道事業団法(昭和47年法律第41号)
日本司法支援センター	総合法律支援法(平成16年法律第74号)
日本中央競馬会	日本中央競馬会法(昭和29年法律第205号)
日本年金機構	日本年金機構法(平成19年法律第109号)
日本放送協会	放送法(昭和25年法律第132号)

名 称	根 拠 法
公益財団法人JKA	建設業法施行規則第18条
国立研究開発法人科学技術振興機構	
国立研究開発法人新エネルギー・産業技術総合開発機構	
国立研究開発法人日本原子力研究開発機構	
国立研究開発法人理化学研究所	
首都高速道路株式会社	
消防団員等公務災害補償等共済基金	
新関西国際空港株式会社	
地方競馬全国協会	
中間貯蔵・環境安全事業株式会社	
東京地下鉄株式会社	
東京湾横断道路建設事業者	
独立行政法人環境再生保全機構	
独立行政法人勤労者退職金共済機構	
独立行政法人中小企業基盤整備機構	
独立行政法人農業者年金基金	
中日本高速道路株式会社	
成田国際空港株式会社	
西日本高速道路株式会社	
日本私立学校振興・共済事業団	
日本たばこ産業株式会社	
日本電信電話株式会社等に関する法律(昭和59年法律第85号)第1条第1項に規定する会社及び同条第2項に規定する地域会社	
農林漁業団体職員共済組合	
阪神高速道路株式会社	
東日本高速道路株式会社	
本州四国連絡高速道路株式会社	
旅客鉄道株式会社及び日本貨物鉄道株式会社に関する法律(昭和61年法律第88号)第1条第3項に規定する会社 ※通称、JR四国、JR北海道、JR貨物が対象。	

別表 建設工事の種類別にみたその内容と例示

第1欄	第2欄	第3欄	第4欄	第5欄
建設工事の種類（別表第一上欄）	許可業種の区分（別表第一下欄）	建設工事の内容（昭和47年建設省告示第350号）	建設工事の例示（建設業許可事務ガイドライン）	建設工事の区分の考え方（建設業許可事務ガイドライン）
土木一式工事	土木工事業	総合的な企画、指導、調整のもとに土木工作物を建設する工事（補修、改造又は解体する工事を含む。以下同じ。）		<p>① 「プレストレストコンクリート工事」のうち橋梁等の土木工作物を総合的に建設するプレストレストコンクリート構造物工事は『土木一式工事』に該当する。</p> <p>② 上下水道に関する施設の建設工事における『土木一式工事』、『管工事』及び『水道施設工事』間の区分の考え方は、公道下等の下水道の配管工事及び下水処理場自体の敷地造成工事が『土木一式工事』であり、家屋その他の施設の敷地内の配管工事及び上水道等の配水小管を設置する工事が『管工事』であり、上水道等の取水、浄水、配水等の施設及び下水処理場内の処理設備を築造、設置する工事が『水道施設工事』である。</p> <p>なお、農業用水道、かんがい用排水施設等の建設工事は『水道施設工事』ではなく『土木一式工事』に該当する。</p>
建築一式工事	建築工事業	総合的な企画、指導、調整のもとに建築物を建設する工事		ビルの外壁に固定された避難階段を設置する工事は『消防施設工事』ではなく建築物の躯体の一部の工事として『建築一式工事』又は『鋼構造物工事』に該当する。
大工工事	大工工事業	木材の加工又は取付けにより工作物を築造し、又は工作物に木製設備を取付ける工事	大工工事、型枠工事、造作工事	
左官工事	左官工事業	工作物に壁土、モルタル、漆くい、プaster、繊維等をこて塗り、吹付け、又ははり付ける工事	左官工事、モルタル工事、モルタル防水工事、吹付け工事、とぎ出し工事、洗い出し工事	<p>① 防水モルタルを用いた防水工事は左官工事業、防水工事業どちらの業種の許可でも施工可能である。</p> <p>② ラス張り工事及び乾式壁工事については、通常、左官工事を行う際の準備作業として当然に含まれているものである。</p> <p>③ 『左官工事』における「吹付け工事」とは、建築物に対するモルタル等を吹付ける工事をいい、『とび・土工・コンクリート工事』における「吹付け工事」とは、「モルタル吹付け工事」及び「種子吹付け工事」を総称したものであり、法面処理等のためにモルタル又は種子を吹付ける工事をいう。</p>
とび・土工・コンクリート工事	とび・土工工事業	イ 足場の組立て、機械器具・建設資材等の重量物の運搬配置、鉄骨等の組立て等を行う工事	とび工事、ひき工事、足場等仮設工事、重量物のクレーン等による揚重運搬配置工事、鉄骨組立て工事、コンクリートブロック据付け工事	① 『とび・土工・コンクリート工事』における「コンクリートブロック据付け工事」並びに『石工事』及び『タイル・れんが・ブロック工事』における「コンクリートブロック積み（張り）工事」間の区分の考え方は以下のとおりである。根固めブロック、消波ブロックの据付け等土木工事において規模の大きいコンクリートブロックの据付けを行う工事、プレキャストコンクリートの柱、梁等の部材の設置工事等が『とび・土工・コンクリート工事』における「コンクリートブロック据付け工事」である。建築物の内装として擬石等をはり付ける工事や法面処理、又は擁壁としてコンクリートブロックを積み、又ははり付ける工事等が『石工事』における「コンクリートブロック積み（張り）工事」である。コンクリートブロックにより建築物を建設する

（注）第5欄の区分の考え方については、関係する業種区分にそれぞれ再掲している。

第1欄	第2欄	第3欄	第4欄	第5欄
とび・土工・コンクリート工事	とび・土工事業	イ 足場の組立て、機械器具・建設資材等の重量物の運搬配置、鉄骨等の組立て等を行う工事	とび工事、ひき工事、足場等仮設工事、重量物の揚重運搬配置工事、鉄骨組立て工事、コンクリートブロック据付け工事	工事等が『タイル・れんが・ブロック工事』における「コンクリートブロック積み(張り)工事」であり、エクステリア工事としてこれを行う場合を含む。 ② 『とび・土工・コンクリート工事』における「鉄骨組立工事」と『鋼構造物工事』における「鉄骨工事」との区分の考え方は、鉄骨の製作、加工から組立てまでを一貫して請け負うのが『鋼構造物工事』における「鉄骨工事」であり、既に加工された鉄骨を現場で組立てることのみを請け負うのが『とび・土工・コンクリート工事』における「鉄骨組立工事」である。
		ロ くい打ち、くい抜き及び場所打ぐいを行う工事	くい工事、くい打ち工事、くい抜き工事、場所打ぐい工事	
		ハ 土砂等の掘削、盛上げ、締固め等を行う工事	土工事、掘削工事、根切り工事、発破工事、盛土工事	
		ニ コンクリートにより工作物を築造する工事	コンクリート工事、コンクリート打設工事、コンクリート圧送工事、プレストレストコンクリート工事	③ 「プレストレストコンクリート工事」のうち橋梁等の土木工作物を総合的に建設するプレストレストコンクリート構造物工事は『土木一式工事』に該当する。
		ホ その他基礎的ないしは準備的工事	地すべり防止工事、地盤改良工事、ボーリンググラウト工事、土留め工事、仮締切り工事、吹付け工事、法面保護工事、道路付属物設置工事、屋外広告物設置工事、捨石工事、外構工事、はつり工事、切断穿孔工事、アンカー工事、あと施工アンカー工事、潜水工事	④ 「地盤改良工事」とは、薬液注入工事、ウエルポイント工事等各種の地盤の改良を行う工事を総称したものである。 ⑤ 『とび・土工・コンクリート工事』における「吹付け工事」とは、「モルタル吹付け工事」及び「種子吹付け工事」を総称したものであり、法面処理等のためにモルタル又は種子を吹付ける工事をいい、建築物に対するモルタル等の吹付けは『左官工事』における「吹付け工事」に該当する。 ⑥ 「法面保護工事」とは、法枠の設置等により法面の崩壊を防止する工事である。 ⑦ 「道路付属物設置工事」には、道路標識やガードレールの設置工事が含まれる。 ⑧ 『とび・土工・コンクリート工事』における「屋外広告物設置工事」と『鋼構造物工事』における「屋外広告工事」との区分の考え方は、現場で屋外広告物の製作、加工から設置までを一貫して請け負うのが『鋼構造物工事』における「屋外広告工事」であり、それ以外の工事が『とび・土工・コンクリート工事』における「屋外広告物設置工事」である。 ⑨ トンネル防水工事等の土木系の防水工事は『防水工事』ではなく『とび・土工・コンクリート工事』に該当し、いわゆる建築系の防水工事は『防水工事』に該当する。

(注) 第5欄の区分の考え方については、関係する業種区分にそれぞれ再掲している。

第1欄	第2欄	第3欄	第4欄	第5欄
石工事	石工事業	石材（石材に類似のコンクリートブロック及び擬石を含む。）の加工又は積方により工作物を築造し、又は工作物に石材を取付ける工事	石積み（張り）工事、コンクリートブロック積み（張り）工事	『とび・土工・コンクリート工事』における「コンクリートブロック据付け工事」並びに『石工事』及び『タイル・れんが・ブロック工事』における「コンクリートブロック積み（張り）工事」間の区分の考え方は以下のとおりである。根固めブロック、消波ブロックの据付け等土木工事において規模の大きいコンクリートブロックの据付けを行う工事、プレキャストコンクリートの柱、梁等の部材の設置工事等が『とび・土工・コンクリート工事』における「コンクリートブロック据付け工事」である。建築物の内外装として擬石等をはり付ける工事や法面処理、又は擁壁としてコンクリートブロックを積み、又ははり付ける工事等が『石工事』における「コンクリートブロック積み（張り）工事」である。コンクリートブロックにより建築物を建設する工事等が『タイル・れんが・ブロック工事』における「コンクリートブロック積み（張り）工事」であり、エクステリア工事としてこれを行う場合を含む。
屋根工事	屋根工事業	瓦、スレート、金属薄板等により屋根をふく工事	屋根ふき工事	① 「瓦」、「スレート」及び「金属薄板」については、屋根をふく材料の別を示したものにすぎず、また、これら以外の材料による屋根ふき工事も多いことから、これらを包括して「屋根ふき工事」とする。したがって板金屋根工事も『板金工事』ではなく『屋根工事』に該当する。 ② 屋根断熱工事は、断熱処理を施した材料により屋根をふく工事であり「屋根ふき工事」の一類型である。 ③ 屋根一体型の太陽光パネル設置工事は『屋根工事』に該当する。太陽光発電設備の設置工事は『電気工事』に該当し、太陽光発電パネルを屋根に設置する場合は、屋根等の止水処理を行う工事が含まれる。
電気工事	電気工事業	発電設備、変電設備、送配電設備、構内電気設備等を設置する工事	発電設備工事、送配電線工事、引込線工事、変電設備工事、構内電気設備（非常用電気設備を含む。）工事、照明設備工事、電車線工事、信号設備工事、ネオン装置工事	① 屋根一体型の太陽光パネル設置工事は『屋根工事』に該当する。太陽光発電設備の設置工事は『電気工事』に該当し、太陽光発電パネルを屋根に設置する場合は、屋根等の止水処理を行う工事が含まれる。 ② 『機械器具設置工事』には広くすべての機械器具類の設置に関する工事が含まれるため、機械器具の種類によっては『電気工事』、『管工事』、『電気通信工事』、『消防施設工事』等と重複するものもあるが、これらについては原則として『電気工事』等それぞれの専門の工事の方に区分するものとし、これらいずれにも該当しない機械器具あるいは複合的な機械器具の設置が『機械器具設置工事』に該当する。
管工事	管工事業	冷暖房、冷凍冷蔵、空気調和、給排水、衛生等のための設備を設置し、又は金属製等の管を使用して水、油、ガス、水蒸気等を送配するための設備を設置する工事	冷暖房設備工事、冷凍冷蔵設備工事、空気調和設備工事、給排水・給湯設備工事、厨房設備工事、衛生設備工事、浄化槽工事、水洗便所設備工事、ガス管配管工事、ダクト工事、管内更生工事	① 「冷暖房設備工事」、「冷凍冷蔵設備工事」、「空気調和設備工事」には、冷媒の配管工事などフロン類の漏洩を防止する工事が含まれる。 ② し尿処理に関する施設の建設工事における『管工事』、『水道施設工事』及び『清掃施設工事』間の区分の考え方は、規模の大小を問わず浄化槽（合併処理槽を含む。）によりし尿を処理する施設の建設工事が『管工事』に該当し、公共団

(注) 第5欄の区分の考え方については、関係する業種区分にそれぞれ再掲している。

第1欄	第2欄	第3欄	第4欄	第5欄
管工事	管工事業	冷暖房、冷凍冷蔵、空気調和、給排水、衛生等のための設備を設置し、又は金属製等の管を使用して水、油、ガス、水蒸気等を送配するための設備を設置する工事	冷暖房設備工事、冷凍冷蔵設備工事、空気調和設備工事、給排水・給湯設備工事、厨房設備工事、衛生設備工事、浄化槽工事、水洗便所設備工事、ガス管配管工事、ダクト工事、管内更生工事	<p>体が設置するもので下水道により収集された汚水を処理する施設の建設工事が『水道施設工事』に該当し、公共団体が設置するもので汲取方式により収集されたし尿を処理する施設の建設工事が『清掃施設工事』に該当する。</p> <p>③ 『機械器具設置工事』には広くすべての機械器具類の設置に関する工事が含まれるため、機械器具の種類によっては『電気工事』、『管工事』、『電気通信工事』、『消防施設工事』等と重複するものもあるが、これらについては原則として『電気工事』等それぞれの専門の工事の方に区分するものとし、これらいずれにも該当しない機械器具あるいは複合的な機械器具の設置が『機械器具設置工事』に該当する</p> <p>④ 建築物の中に設置される通常の空調機器の設置工事は『管工事』に該当し、トンネル、地下道等の給排水用に設置される機械器具に関する工事は『機械器具設置工事』に該当する。</p> <p>⑤ 上下水道に関する施設の建設工事における『土木一式工事』、『管工事』及び『水道施設工事』間の区分の考え方は、公道下等の下水道の配管工事及び下水処理場自体の敷地造成工事が『土木一式工事』であり、家屋その他の施設の敷地内の配管工事及び上水道等の配水小管を設置する工事が『管工事』であり、上水道等の取水、浄水、配水等の施設及び下水処理場内の処理設備を築造、設置する工事が『水道施設工事』である。</p> <p>なお、農業用水道、かんがい用排水施設等の建設工事は『水道施設工事』ではなく『土木一式工事』に該当する。</p> <p>⑥ 公害防止施設を単体で設置する工事については、『清掃施設工事』ではなく、それぞれの公害防止施設ごとに、例えば排水処理設備であれば『管工事』、集塵設備であれば『機械器具設置工事』等に区分すべきものである。</p>
タイル・れんが・ブロック工事	タイル・れんが・ブロック工事業	れんが、コンクリートブロック等により工作物を築造し、又は工作物にれんが、コンクリートブロック、タイル等を取付け、又ははり付ける工事	コンクリートブロック積み(張り)工事、レンガ積み(張り)工事、タイル張り工事、築炉工事、スレート張り工事、サイディング工事	<p>① 「スレート張り工事」とは、スレートを外壁等にはる工事を内容としており、スレートにより屋根をふく工事は「屋根ふき工事」として『屋根工事』に該当する。</p> <p>② 「コンクリートブロック」には、プレキャストコンクリートパネル及びオートクレイブ養生をした軽量気ほうコンクリートパネルも含まれる。</p> <p>③ 『とび・土工・コンクリート工事』における「コンクリートブロック据付け工事」並びに『石工事』及び『タイル・れんが・ブロック工事』における「コンクリートブロック積み(張り)工事」間の区分の考え方は以下のとおりである。根固めブロック、消波ブロックの据付け等土木工事において規模の大きいコンクリートブロックの据付けを行う工事、プレキャストコンクリートの柱、梁等の部材の設置工事等が『とび・土工・コンクリート工事』における「コンクリートブロック据付け工事」である。建築物の内外装として擬石等をはり付ける工事や法面処理、又は擁壁としてコンクリートブロックを積み、又ははり付ける工事等が『石</p>

(注) 第5欄の区分の考え方については、関係する業種区分にそれぞれ再掲している。

第1欄	第2欄	第3欄	第4欄	第5欄
タイル・れんが・ブロック工事	タイル・れんが・ブロック工事業	れんが、コンクリートブロック等により工作物を築造し、又は工作物にれんが、コンクリートブロック、タイル等を取付け、又ははり付ける工事	コンクリートブロック積み(張り)工事、レンガ積み(張り)工事、タイル張り工事、築炉工事、スレート張り工事、サイディング工事	工事』における「コンクリートブロック積み(張り)工事」である。コンクリートブロックにより建築物を建設する工事等が『タイル・れんが・ブロック工事』における「コンクリートブロック積み(張り)工事」であり、エクステリア工事としてこれを行う場合を含む。
鋼構造物工事	鋼構造物工事業	形鋼、鋼板等の鋼材の加工又は組立てにより工作物を築造する工事	鉄骨工事、橋梁工事、鉄塔工事、石油、ガス等の貯蔵用タンク設置工事、屋外広告工事、閘門、水門等の門扉設置工事	① 『とび・土工・コンクリート工事』における「鉄骨組立工事」と『鋼構造物工事』における「鉄骨工事」との区分の考え方は、鉄骨の製作、加工から組立てまでを一貫して請け負うのが『鋼構造物工事』における「鉄骨工事」であり、既に加工された鉄骨を現場で組立てることのみを請け負うのが『とび・土工・コンクリート工事』における「鉄骨組立工事」である。 ② ビルの外壁に固定された避難階段を設置する工事は『消防施設工事』ではなく、建築物の躯体の一部の工事として『建築一式工事』又は『鋼構造物工事』に該当する。 ③ 『とび・土工・コンクリート工事』における「屋外広告物設置工事」と『鋼構造物工事』における「屋外広告工事」との区分の考え方は、現場で屋外広告物の製作、加工から設置までを一貫して請け負うのが『鋼構造物工事』における「屋外広告工事」であり、それ以外の工事が『とび・土工・コンクリート工事』における「屋外広告物設置工事」である。
鉄筋工事	鉄筋工事業	棒鋼等の鋼材を加工し、接合し、又は組立てる工事	鉄筋加工組立て工事、鉄筋継手工事	『鉄筋工事』は「鉄筋加工組立て工事」と「鉄筋継手工事」からなっており、「鉄筋加工組立て工事」は鉄筋の配筋と組立て、「鉄筋継手工事」は配筋された鉄筋を接合する工事である。鉄筋継手にはガス圧接継手、溶接継手、機械式継手等がある。
舗装工事	舗装工事業	道路等の地盤面をアスファルト、コンクリート、砂、砂利、碎石等により舗装する工事	アスファルト舗装工事、コンクリート舗装工事、ブロック舗装工事、路盤築造工事	① 舗装工事と併せて施工されることが多いガードレール設置工事については、工事の種類としては『舗装工事』ではなく『とび・土工・コンクリート工事』に該当する。 ② 人工芝張付け工事については、地盤面をコンクリート等で舗装した上にはり付けるものは『舗装工事』に該当する。
しゅんせつ工事	しゅんせつ工事業	河川、港湾等の水底をしゅんせつする工事	しゅんせつ工事	
板金工事	板金工事業	金属薄板等を加工して工作物に取付け、又は工作物に金属製等の付属物を取付ける工事	板金加工取付け工事、建築板金工事	① 「建築板金工事」とは、建築物の内装として板金をはり付ける工事をいい、具体的には建築物の外壁へのカラー鉄板張付け工事や厨房の天井へのステンレス板張付け工事等である。 ② 「瓦」、「スレート」及び「金属薄板」については、屋根をふく材料の別を示したものにすぎず、また、これら以外の材料による屋根ふき工事も多いことから、これらを含めて「屋根ふき工事」とする。したがって板金屋根工事も『板金工事』ではなく『屋根工事』に該当する。
ガラス工事	ガラス工事業	工作物にガラスを加工して取付ける工事	ガラス加工取付け工事、ガラスフィルム工事	

(注) 第5欄の区分の考え方については、関係する業種区分にそれぞれ再掲している。

第1欄	第2欄	第3欄	第4欄	第5欄
塗装工事	塗装工事業	塗料、塗材等を工作物に吹付け、塗付け、又ははり付ける工事	塗装工事、溶射工事、ライニング工事、布張り仕上工事、鋼構造物塗装工事、路面標示工事	下地調整工事及びブラスト工事については、通常、塗装工事を行う際の準備作業として当然に含まれているものである。
防水工事	防水工事業	アスファルト、モルタル、シーリング材等によって防水を行う工事	アスファルト防水工事、モルタル防水工事、シーリング工事、塗膜防水工事、シート防水工事、注入防水工事	① 『防水工事』に含まれるものは、いわゆる建築系の防水工事のみであり、トンネル防水工事等の土木系の防水工事は『防水工事』ではなく『とび・土工・コンクリート工事』に該当する。 ② 防水モルタルを用いた防水工事は左官工事業、防水工事業どちらの業種の許可でも施工可能である。
内装仕上工事	内装仕上工事業	木材、石膏ボード、吸音板、壁紙、たたみ、ビニール床タイル、カーペット、ふすま等を用いて建築物の内装仕上げを行う工事	インテリア工事、天井仕上工事、壁張り工事、内装間仕切り工事、床仕上工事、たたみ工事、ふすま工事、家具工事、防音工事	① 「家具工事」とは、建築物に家具を据付け又は家具の材料を現場にて加工若しくは組み立てて据付ける工事をいう。 ② 「防音工事」とは、建築物における通常の防音工事であり、ホール等の構造的に音響効果を目的とするような工事は含まれない。 ③ 「たたみ工事」とは、採寸、割付け、たたみの製造・加工から敷きこみまでを一貫して請け負う工事をいう。
機械器具設置工事	機械器具設置工事業	機械器具の組立て等により工作物を建設し、又は工作物に機械器具を取付ける工事	プラント設備工事、運搬機器設置工事、内燃力発電設備工事、集塵機器設置工事、給排気機器設置工事、揚排水機器設置工事、ダム用仮設備工事、遊技施設設置工事、舞台装置設置工事、サイロ設置工事、立体駐車設備工事	① 『機械器具設置工事』には広くすべての機械器具類の設置に関する工事が含まれるため、機械器具の種類によっては『電気工事』、『管工事』、『電気通信工事』、『消防施設工事』等と重複するものもあるが、これらについては原則として『電気工事』等それぞれの専門の工事の方に区分するものとし、これらいずれにも該当しない機械器具あるいは複合的な機械器具の設置が『機械器具設置工事』に該当する。 ② 「運搬機器設置工事」には昇降機設置工事も含まれる。 ③ 「給排気機器設置工事」とはトンネル、地下道等の給排気用に設置される機械器具に関する工事であり、建築物の中に設置される通常の空調機器の設置工事は『機械器具設置工事』ではなく『管工事』に該当する。 ④ 公害防止施設を単体で設置する工事については、『清掃施設工事』ではなく、それぞれの公害防止施設ごとに、例えば排水処理設備であれば『管工事』、集塵設備であれば『機械器具設置工事』等に区分すべきものである。
熱絶縁工事	熱絶縁工事業	工作物又は工作物の設備を熱絶縁する工事	冷暖房設備、冷凍冷蔵設備、動力設備又は燃料工業、化学工業等の設備の熱絶縁工事、ウレタン吹付け断熱工事	
電気通信工事	電気通信工事業	有線電気通信設備、無線電気通信設備、放送機械設備、データ通信設備等の電気通信設備を設置する工事	有線電気通信設備工事、無線電気通信設備工事、データ通信設備工事、情報処理設備工事、情報収集設備工事、情報表示設備工事、放送機械設備工事、TV電波障害防除設備工事	① 既に設置された電気通信設備の改修、修繕又は補修は『電気通信工事』に該当する。なお、保守（電気通信施設の機能性能及び耐久性の確保を図るために実施する点検、整備及び修理をいう。）に関する役務の提供等の業務は、『電気通信工事』に該当しない。 ② 『機械器具設置工事』には広くすべての機械器具類の設置に関する工事が含ま

(注) 第5欄の区分の考え方については、関係する業種区分にそれぞれ再掲している。

第1欄	第2欄	第3欄	第4欄	第5欄
電気通信工事	電気通信工事業	有線電気通信設備、無線電気通信設備、放送機械設備、データ通信設備等の電気通信設備を設置する工事	有線電気通信設備工事、無線電気通信設備工事、データ通信設備工事、情報処理設備工事、情報収集設備工事、情報表示設備工事、放送機械設備工事、TV電波障害防除設備工事	れるため、機械器具の種類によっては『電気工事』、『管工事』、『電気通信工事』、『消防施設工事』等と重複するものもあるが、これらについては原則として『電気工事』等それぞれの専門の工事の方に区分するものとし、これらいずれにも該当しない機械器具あるいは複合的な機械器具の設置が『機械器具設置工事』に該当する。
造園工事	造園工事業	整地、樹木の植栽、景石のすえ付け等により庭園、公園、緑地等の苑地を築造し、道路、建築物の屋上等を緑化し、又は植生を復元する工事	植栽工事、地被工事、景石工事、地ごしらえ工事、公園設備工事、広場工事、園路工事、水景工事、屋上等緑化工事、緑地育成工事	<p>① 「植栽工事」には、植生を復元する建設工事が含まれる。</p> <p>② 「広場工事」とは、修景広場、芝生広場、運動広場その他の広場を築造する工事であり、「園路工事」とは、公園内の遊歩道、緑道等を建設する工事である。</p> <p>③ 「公園設備工事」には、花壇、噴水その他の修景施設、休憩所その他の休養施設、遊戯施設、便益施設等の建設工事が含まれる。</p> <p>④ 「屋上等緑化工事」とは、建築物の屋上、壁面等を緑化する建設工事である。</p> <p>⑤ 「緑地育成工事」とは、樹木、芝生、草花等の植物を育成する建設工事であり、土壌改良や支柱の設置等を伴って行う工事である。</p>
さく井工事	さく井工事業	さく井機械等を用いてさく井、さく井を行う工事又はこれらの工事に伴う揚水設備設置等を行う工事	さく井工事、観測井工事、還元井工事、温泉掘削工事、井戸築造工事、さく井工事、石油掘削工事、天然ガス掘削工事、揚水設備工事	
建具工事	建具工事業	工作物に木製又は金属製の建具等を取付ける工事	金属製建具取付け工事、サッシ取付け工事、金属製カーテンウォール取付け工事、シャッター取付け工事、自動ドア取付け工事、木製建具取付け工事、ふすま工事	
水道施設工事	水道施設工事業	上水道、工業用水道等のための取水、浄水、配水等の施設を築造する工事又は公共下水道若しくは流域下水道の処理設備を設置する工事	取水施設工事、浄水施設工事、配水施設工事、下水処理設備工事	<p>① 上下水道に関する施設の建設工事における『土木一式工事』、『管工事』及び『水道施設工事』間の区分の考え方は、公道下等の下水道の配管工事及び下水処理場自体の敷地造成工事が『土木一式工事』であり、家屋その他の施設の敷地内の配管工事及び上水道等の配水小管を設置する工事が『管工事』であり、上水道等の取水、浄水、配水等の施設及び下水処理場内の処理設備を築造、設置する工事が『水道施設工事』である。</p> <p>なお、農業用水道、かんがい用排水施設等の建設工事は『水道施設工事』ではなく『土木一式工事』に該当する。</p> <p>② し尿処理に関する施設の建設工事における『管工事』、『水道施設工事』及び『清掃施設工事』間の区分の考え方は、規模の大小を問わず浄化槽（合併処理槽を含む。）によりし尿を処理する施設の建設工事が『管工事』に該当し、公共団</p>

(注) 第5欄の区分の考え方については、関係する業種区分にそれぞれ再掲している。

第1欄	第2欄	第3欄	第4欄	第5欄
水道施設工事	水道施設工事業	上水道、工業用水道等のための取水、浄水、配水等の施設を築造する工事又は公共下水道若しくは流域下水道の処理設備を設置する工事	取水施設工事、浄水施設工事、配水施設工事、下水処理設備工事	体が設置するもので下水道により収集された汚水を処理する施設の建設工事が『水道施設工事』に該当し、公共団体が設置するもので汲取方式により収集されたし尿を処理する施設の建設工事が『清掃施設工事』に該当する。
消防施設工事	消防施設工事業	火災警報設備、消火設備、避難設備若しくは消火活動に必要な設備を設置し、又は工作物に取付ける工事	屋内消火栓設置工事、スプリンクラー設置工事、水噴霧、泡、不燃性ガス、蒸発性液体又は粉末による消火設備工事、屋外消火栓設置工事、動力消防ポンプ設置工事、火災報知設備工事、漏電火災警報器設置工事、非常警報設備工事、金属製避難はしご、救助袋、緩降機、避難橋又は排煙設備の設置工事	① 「金属製避難はしご」とは、火災時等にのみ使用する組立式のはしごであり、ビルの外壁に固定された避難階段等はこのに該当しない。したがって、このような固定された避難階段を設置する工事は『消防施設工事』ではなく、建築物の躯体の一部の工事として『建築一式工事』又は『鋼構造物工事』に該当する。 ② 『機械器具設置工事』には広くすべての機械器具類の設置に関する工事が含まれるため、機械器具の種類によっては『電気工事』、『管工事』、『電気通信工事』、『消防施設工事』等と重複するものもあるが、これらについては原則として『電気工事』等それぞれの専門の工事の方に区分するものとし、これらいずれにも該当しない機械器具あるいは複合的な機械器具の設置が『機械器具設置工事』に該当する。
清掃施設工事	清掃施設工事業	し尿処理施設又はごみ処理施設を設置する工事	ごみ処理施設工事、し尿処理施設工事	① 公害防止施設を単体で設置する工事については、『清掃施設工事』ではなく、それぞれの公害防止施設ごとに、例えば排水処理設備であれば『管工事』、集塵設備であれば『機械器具設置工事』等に区分すべきものである。 ② し尿処理に関する施設の建設工事における『管工事』、『水道施設工事』及び『清掃施設工事』間の区分の考え方は、規模の大小を問わず浄化槽（合併処理槽を含む。）によりし尿を処理する施設の建設工事が『管工事』に該当し、公共団体が設置するもので下水道により収集された汚水を処理する施設の建設工事が『水道施設工事』に該当し、公共団体が設置するもので汲取方式により収集されたし尿を処理する施設の建設工事が『清掃施設工事』に該当する。
解体工事	解体工事業	工作物の解体を行う工事	工作物解体工事	それぞれの専門工事において建設される目的物について、そのみを解体する工事は各専門工事に該当する。総合的な企画、指導、調整のもとに土木工作物や建築物を解体する工事は、それぞれ『土木一式工事』や『建築一式工事』に該当する。

(注) 第5欄の区分の考え方については、関係する業種区分にそれぞれ再掲している。

まちがしやすい業種例

総合的な企画、指導、調整のもとに土木工作物を建設する工事	}	-----	土木一式工事
農業用水道工事			
かんがい用排水施設工事			
総合的な企画、指導、調整のもとに建築物を建設する工事		-----	建築一式工事
家屋解体工事	}	-----	解体工事 ※とび・土工工事から 分離して新設 (平成28年6月1日施行)
ガードレール設置工事			
カーブミラー設置工事			
交通標識設置工事			
フェンス設置工事		-----	とび・土工工事
バックネット設置工事	}		
土留め工事			
盛土工事			
小規模な宅造工事			
コンクリート舗装工事		-----	舗装工事
線引等道路上表示工事		-----	塗装工事
浄化槽設置工事		-----	管工事
造作工事	}	-----	大工工事
型枠工事			
信号設備工事		-----	電気工事
建物の修理		-----	該当専門工事

※一式工事においては、総合的な企画調整が必要となるため、比較的規模の大きな工事が該当する。少額工事（概ね契約金額100万円未満）については原則各専門工事に分類すること。

土木一式工事及び建築一式工事の考え方

総合的な企画、指導、調整のもとに土木（建築）工作物を建設する工事

【昭和47年3月8日建設省告示第350号】

- ①総合的な企画、指導、調整が必要な建設工事
- ②大規模かつ複雑で、専門工事では施工困難な建設工事
- ③複数の専門工事を有機的に組み合わせて社会通念上独立の使用目的がある土木工作物又は建築物を造る建設工事

（ただし、2つ以上の建設工事であっても、主たる建設工事を施工するために必要な建設工事は、建設業法第4条に定める附帯工事に該当する。）

※ 建設工事の内容に応じて、業種ごとに建設業の許可を得て、建設工事を請け負うことが必要

土木一式工事 ≠ 土木系オールマイティー

建築一式工事 ≠ 建築系オールマイティー

※ 元請業者が専門工事として請け負った工事が、下請業者において一式工事となることはありません。

元請（ほ装工事）  下請（土木一式工事）

元請（内装仕上工事）  下請（建築一式工事）

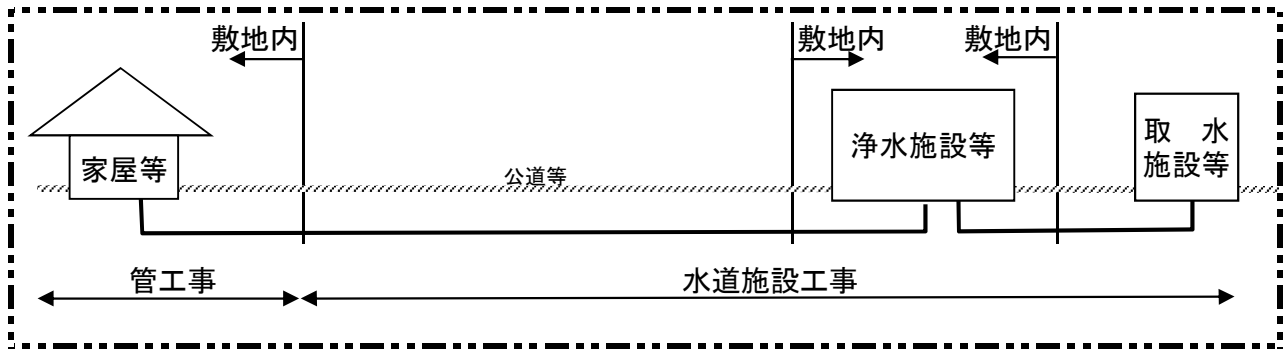
※ 原則として2次以降の下請工事は一式工事として認められません。

1次下請（土木一式工事）  2次下請（土木一式工事）

1次下請（建築一式工事）  2次下請（建築一式工事）

上下水道等の工事に係る工種の考え方

1. 上水道工事

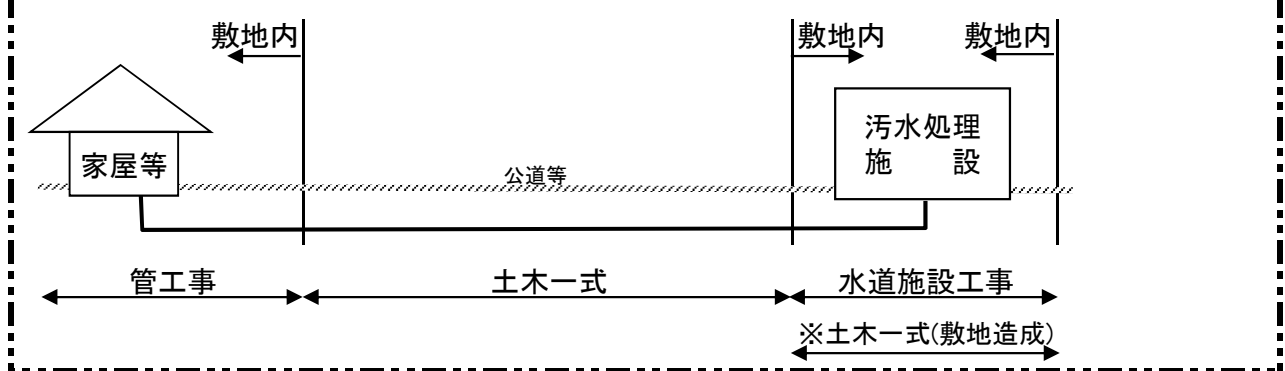


2. 下水道工事

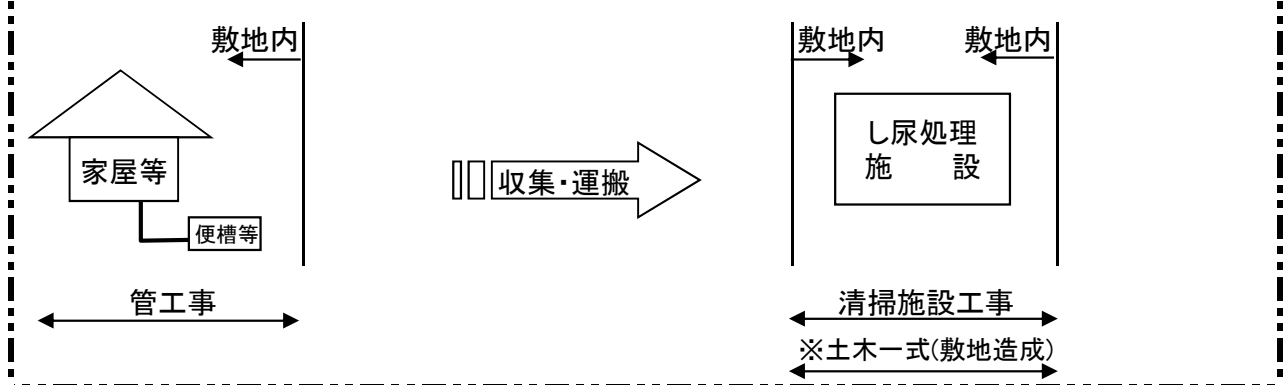
(1) 浄化槽設置



(2) 下水道により収集



(3) 汲取方式により収集



解体工事の業種区分の考え方

建築一式工事

ビルの建て替え工事

古いビルの解体工事と、
同じ敷地内に新たにビル
を建設する工事を一体で
請け負う工事



解体工事

家屋等の解体工事

家屋等の工作物を
解体する工事



各専門工事

信号機の解体工事

元請が信号機のみ
を解体する工事。
→電気工事に該当



経営規模等評価申請書
~~経営規模等評価再審査申立書~~
総合評定値請求書

令和6年5月7日

建設業法第27条の26第2項の規定により、経営規模等評価の申請をします。
~~建設業法第27条の26の規定により、経営規模等評価の再審査の申立をします。~~
建設業法第27条の29第1項の規定により、総合評定値の請求をします。

該当しない不要なものを消すこと。

申請者より委任を受けた行政書士の方は、別途委任状の写しを添付すること。

この申請書及び添付書類の記載事項は、事実と相違ありません。

行政書士 福岡 二郎

各土木事務所が記入する。

~~地方整備局長~~
~~北海道開発局長~~
大分県知事 殿

大分県大分市大手町3丁目1番1号
株式会社 大分建設工業
申請者 代表取締役 豊後 太郎

ゴム印でも良い

行政庁側記入欄	項番	受付した日を記入	請求年月日	土木事務所コード	整理番号	入札参加資格一覧表の番号
申請年月日	01	令和06年05月07日	令和06年05月07日	01-00000001	000001	

申請許可番号	02	大臣知事コード	国土交通大臣大分県知事	許可(特)	02	第012345号	許可年月日	令和02年10月01日
--------	----	---------	-------------	-------	----	----------	-------	-------------

前回の申請許可番号	03	大臣知事コード	国土交通大臣大分県知事	許可(特)	29	第001234号	許可年月日	平成30年02月02日
-----------	----	---------	-------------	-------	----	----------	-------	-------------

審査基準日	04	令和05年12月31日						
-------	----	-------------	--	--	--	--	--	--

申請等の区分	05	1						
--------	----	---	--	--	--	--	--	--

処理の区分	06	00						
-------	----	----	--	--	--	--	--	--

法人又は個人の別	07	1 (1.法人)						
----------	----	----------	--	--	--	--	--	--

商号又は名称のフリガナ	08	オ オ イ タ ケ ン セ ツ コ ウ ギ ヨ ウ						
-------------	----	---------------------------	--	--	--	--	--	--

商号又は名称	09	(株) 大分建設工業						
--------	----	------------	--	--	--	--	--	--

代表者又は個人の氏名のフリガナ	10	ブ ン ゴ タ ロ ウ						
-----------------	----	-------------	--	--	--	--	--	--

代表者又は個人の氏名	11	豊 後 太 郎						
------------	----	---------	--	--	--	--	--	--

主たる営業所の所在地市区町村コード	12	44201						
-------------------	----	-------	--	--	--	--	--	--

主たる営業所の所在地	13	大 手 町 3 一 1 一 1						
------------	----	-----------------	--	--	--	--	--	--

郵便番号	14	870-8501						
------	----	----------	--	--	--	--	--	--

許可を受けている建設業	15	2 2 2 2 2 2 2						
-------------	----	---------------	--	--	--	--	--	--

経営規模等評価対象建設業	16	9 9 9 9 9 9 9						
--------------	----	---------------	--	--	--	--	--	--

申請する業種のカラムに「9」を記入する。

「法人番号欄」については、国税庁からの「法人番号指定通知書」もしくは国税庁の法人番号公表サイト <http://www.houjin-bangou.nta.go.jp/> で商号等から検索して記入

姓と名の間は1カラム空けて記入する。

不要なものは消す

経営規模等評価の申請及び総合評定値の請求の場合は「1」

12か月ごとの決算は「00」

法人は合併・分割等 個人は法人成の場合 資本金額又は出資総額 個人は記入不要。

法人番号

濁音又は半濁音を表す文字は1文字として記入する。中点「・」は記入しない。

前回申請時から許可番号が変更になった場合のみ記入する。通常の更新の場合は不要。

自己資本額 (千円) (1. 基準決算)
 2期平均を選択した場合は右側の自己資本額を平均し、千円未満を切り捨てる。

今年度の経営状況分析結果通知書と一致させること。

基準決算	<input type="text" value=""/> <input type="text" value=""/> <input type="text" value="6"/> <input type="text" value="5"/> <input type="text" value="1"/> <input type="text" value="7"/> (千円)
直前の審査基準日	<input type="text" value=""/> <input type="text" value=""/> <input type="text" value="7"/> <input type="text" value="2"/> <input type="text" value="0"/> <input type="text" value="4"/> (千円)

利益額 (2期平均) (千円) 利益額 (利払前税引前償却前利益) = 営業利益+減価償却実施額

前年の結果通知書と一致させること
 2期平均を選択しない場合は不要。

右側の数値を全て足しあわせ、2で除した額 (千円未満切り捨て) を記入する。

審査対象事業年度	審査対象事業年度の	前審査対象事業年度	
営業利益	<input type="text" value=""/> <input type="text" value=""/> <input type="text" value="4"/> <input type="text" value="6"/> <input type="text" value="3"/> <input type="text" value="2"/> (千円)	営業利益	<input type="text" value=""/> <input type="text" value=""/> <input type="text" value="2"/> <input type="text" value="4"/> <input type="text" value="0"/> <input type="text" value="0"/> (千円)
減価償却実施額	<input type="text" value=""/> <input type="text" value=""/> <input type="text" value="2"/> <input type="text" value="0"/> <input type="text" value="0"/> <input type="text" value="0"/> (千円)	減価償却実施額	<input type="text" value=""/> <input type="text" value=""/> <input type="text" value="2"/> <input type="text" value="0"/> <input type="text" value="0"/> <input type="text" value="0"/> (千円)

技術職員名簿に記載された技術職員の合計数を記入する。

技術職員数 (人)

経営状況分析結果通知書に記載されている数値と一致すること。

登録経営状況分析機関番号

経営状況分析を受けた機関の名称
 一般財団法人 建設業情報管理センター

経営状況分析を受けた登録経営状況分析機関を右詰で記入し、空欄は「0」で埋めること。

工事種類別完成工事高、工事種類別元請完成工事高については別紙一による。
 技術職員名簿については別紙二による。
 その他の審査項目 (社会性等) については別紙三による。

経営規模等評価の再審査の申立を行う者については、次に記入すること。

審査結果の通知番号	審査結果の通知の年月日
第 号	令和 年 月 日
再審査を求める事項	再審査を求める理由

連絡先

所属等 経理課 氏名 豊後 花子 電話番号 097-536-1111

ファックス番号 097-536-1112

記載要領

- 1 「経営規模等評価申請書
経営規模等評価再審査申立書
総合評定値請求書」、
「建設業法第27条の26第2項の規定により、経営規模等評価の申請をします。
建設業法第27条の28の規定により、経営規模等評価の再審査の申立をします。
建設業法第27条の29第1項の規定により、総合評定値の請求をします。」、
「地方整備局長、北海道開発局長、国土交通大臣及び「般特」については、不要のものを消すこと。
知事、知事」
- 2 「申請者」の欄は、この申請書により経営規模等評価の申請、経営規模等評価の再審査の申立又は総合評定値の請求をしようとする建設業者（以下「申請者」という。）の他に申請書又は第19条の4第1項各号に掲げる添付書類を作成した者（財務書類を調製した者等を含む。以下同じ。）がある場合には、申請者に加え、その者の氏名も併記し、押印すること。この場合には、作成に係る委任状の写しその他の作成等に係る権限を有することを証する書面を添付すること。
- 3 太線の枠内には記入しないこと。
- 4 □□□□で表示された枠（以下「カラム」という。）に記入する場合は、1カラムに1文字ずつ丁寧に、かつ、カラムからはみ出さないように記入すること。数字を記入する場合は、例えば□□12のように右詰めで、また、文字を記入する場合は、例えば甲建設□業□□のように左詰めで記入すること。
- 5 02「申請時の許可番号」の欄の「大臣知事」コードのカラムには、申請時に許可を受けている行政庁について別表（1）の分類に従い、該当するコードを記入すること。
「許可番号」及び「許可年月日」は、例えば001234又は01月01日のように、カラムに数字を記入するに当たって空位のカラムに「0」を記入すること。
なお、現在2以上の建設業の許可を受けている場合で許可を受けた年月日が複数あるときは、そのうち最も古いものについて記入すること。
- 6 03「前回の申請時の許可番号」の欄は、前回の申請時の許可番号と申請時の許可番号が異なっている場合についてのみ記入すること。
- 7 04「審査基準日」の欄は、審査の申請をしようとする日の直前の事業年度の終了の日（別表（2）の分類のいずれかに該当する場合で直前の事業年度の終了の日以外の日を審査基準日として定めるときは、その日）を記入し、例えば審査基準日が令和2年3月31日であれば、02年03月31日のように、カラムに数字を記入するに当たって空位のカラムに「0」を記入すること。
- 8 05「申請等の区分」の欄は、次の表の分類に従い、該当するコードを記入すること。

コード	申請等の種類
1	経営規模等評価の申請及び総合評定値の請求
2	経営規模等評価の申請
3	総合評定値の請求
4	経営規模等評価の再審査の申立及び総合評定値の請求
5	経営規模等評価の再審査の申立

- 9 06「処理の区分」の欄の左欄は、次の表の分類に従い、該当するコードを記入すること。

コード	処理の種類
00	12か月ごとに決算を完結した場合 (例) 令和2年4月1日から令和3年3月31日までの事業年度について申請する場合
01	6か月ごとに決算を完結した場合 (例) 令和2年10月1日から令和3年3月31日までの事業年度について申請する場合
02	商業登記法（昭和38年法律第125号）の規定に基づく組織変更の登記後最初の事業年度その他12か月に満たない期間で終了した事業年度について申請する場合 (例1) 合名会社から株式会社への組織変更に伴い令和2年10月1日に当該組織変更の登記を行つた場合で令和3年3月31日に終了した事業年度について申請するとき (例2) 申請に係る事業年度の直前の事業年度が令和2年3月31日に終了した場合で事業年度の変更により令和2年12月31日に終了した事業年度について申請するとき
03	事業を承継しない会社の設立後最初の事業年度について申請する場合 (例) 令和2年10月1日に会社を新たに設立した場合で令和3年3月31日に終了した最初の事業年度について申請するとき
04	事業を承継しない会社の設立後最初の事業年度の終了の日より前の日に申請する場合 (例) 令和2年10月1日に会社を新たに設立した場合で最初の事業年度の終了の日（令和3年3月31日）より前の日（令和2年11月1日）に申請するとき

また、「処理の区分」の右欄は、別表（2）の分類のいずれかに該当する場合は、同表の分類に従い、該当するコードを記入すること。

- 10 07「資本金額又は出資総額」の欄は、申請者が法人の場合にのみ記入し、株式会社にあつては資本金額を、それ以外の法人にあつては出資総額を記入し、申請者が個人の場合には記入しないこと。
「法人番号」の欄は、申請者が法人であつて法人番号（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利

様式第二十五号の十四

用等に関する法律（平成25年法律第27号）第2条第15条に規定する法人番号をいう。）の指定を受けたものである場合にのみ当該法人番号を記入すること。

- 11 〇 8 「商号又は名称のフリガナ」の欄は、カタカナで記入し、その際、濁音又は半濁音を表す文字については、例えばギ又はハのように1文字として扱うこと。なお、株式会社等法人の種類を表す文字についてはフリガナは記入しないこと。
- 12 〇 9 「商号又は名称」の欄は、法人の種類を表す文字については次の表の略号を用いて、記入すること。

(例 〇 株 〇 甲 建 設 〇
乙 建 設 〇 有 〇 〇)

種 類	略 号
株式会社	(株)
特例有限会社	(有)
合名会社	(名)
合資会社	(資)
合同会社	(合)
協同組合	(同)
協業組合	(業)
企業組合	(企)

- 13 1 0 「代表者又は個人の氏名のフリガナ」の欄は、カタカナで姓と名の間に1カラム空けて記入し、その際、濁音又は半濁音を表す文字については、例えばキ又はハのように1文字として扱うこと。
- 14 1 1 「代表者又は個人の氏名」の欄は、申請者が法人の場合はその代表者の氏名を、個人の場合はその者の氏名を、それぞれ姓と名の間に1カラム空けて記入すること。
- 15 1 2 「主たる営業所の所在地市区町村コード」の欄は、都道府県の窓口備付けのコードブック（総務省編「全国地方公共団体コード」）により、主たる営業所の所在する市区町村の該当するコードを記入すること。
- 16 1 3 「主たる営業所の所在地」の欄には、15により記入した市区町村コードによって表される市区町村に続く町名、街区符号及び住居番号等を、「丁目」、「番」及び「号」については－（ハイフン）を用いて、例えば 〇 2 〇 1 〇 1 3 〇 のように記入すること。
- 17 1 4 「電話番号」の欄は、市外局番、局番及び番号をそれぞれ－（ハイフン）で区切り、例えば 〇 3 〇 5 2 5 3 〇 8 1 1 1 〇 のように記入すること。
- 18 1 5 「許可を受けている建設業」の欄は、申請時に許可を受けている建設業が一般建設業の場合は「1」を、特定建設業の場合は「2」を次の表の（ ）内に示された略号のカラムに記入すること。

土木工事業（土）	鋼構造物工事業（鋼）	熱絶縁工事業（絶）
建築工事業（建）	鉄筋工事業（筋）	電気通信工事業（通）
大工工事業（大）	舗装工事業（舗）	造園工事業（園）
左官工事業（左）	しゅんせつ工事業（しゅ）	さく井工事業（井）
とび・土工工事業（と）	板金工事業（板）	建具工事業（具）
石工事業（石）	ガラス工事業（ガ）	水道施設工事業（水）
屋根工事業（屋）	塗装工事業（塗）	消防施設工事業（消）
電気工事業（電）	防水工事業（防）	清掃施設工事業（清）
管工事業（管）	内装仕上工事業（内）	解体工事業（解）
タイル・れんが・ブロック工事業（タ）	機械器具設置工事業（機）	

- 19 1 6 「経営規模等評価等対象建設業」の欄は、経営規模等評価等を申請する建設業（総合評定値の請求のみを行う場合にあつては、経営規模等評価の結果の通知を受けた建設業）について18の表の（ ）内に示された略号のカラムに「9」と記入すること。
- 20 1 7 「自己資本額」の欄は、審査基準日の決算（以下「基準決算」という。）における自己資本の額又は基準決算及び前回の申請時における審査基準日（以下「直前の審査基準日」という。）の決算における自己資本の額の平均の額（以下「平均自己資本額」という。）を記入し、「審査対象」のカラムに「1」又は「2」を記入すること。また、平均自己資本額を記入した場合は、表内のカラムに基準決算における自己資本の額及び直前の審査基準日の決算における自己資本の額をそれぞれ記入すること。

記入すべき金額は、千円未満の端数を切り捨てて表示すること。

ただし、会社法（平成17年法律第86号）第2条第6号に規定する大会社にあつては、百万円未満の端数を切り捨てて表示することができる。ただし、「自己資本額」の欄に平均自己資本額を記入するときは、平均自己資本額を計算する際に生じる百万円未満の端数については切り捨てずにそのまま記入すること。カラムに数字を記入するに当たっては、単位は千円とし、例えば 〇 〇 〇 1, 2 3 4, 0 0 0 のように百万円未満の単位に該当するカラムに「0」を記入すること。

- 21 1 8 「利益額（2期平均）」の欄は、審査対象事業年度における利益額及び審査対象事業年度の前審査対象事業年度の利益額の平均の額を記入すること。また、表内のカラムに審査対象事業年度及び審査対象事業年度の前審査対象事業年度における営業利益の額及び減価償却実施額をそれぞれ記入すること。

記入すべき金額は、千円未満の端数を切り捨てて表示すること。

ただし、会社法第2条第6号に規定する大会社にあつては、百万円未満の端数を切り捨てて表示することができる。ただし、「利益額（2期平均）」を計算する際に生じる百万円未満の端数については切り捨てずにそのまま記入すること。

様式第二十五号の十四

- 22 「技術職員数」の欄は、別紙二で記入した技術職員の人数の合計を記入すること。
- 23 「登録経営状況分析機関番号」の欄は、経営状況分析を受けた登録経営状況分析機関の登録番号を記入し、例えば のように、カラムに数字を記入するに当たって空位のカラムに「0」を記入すること。
- 24 「連絡先」の欄は、この申請書又は添付書類を作成した者その他この申請の内容に係る質問等に応答できる者の氏名、電話番号等を記載すること。

別表（1）

00	国土交通大臣	12	千葉県知事	24	三重県知事	36	徳島県知事
01	北海道知事	13	東京都知事	25	滋賀県知事	37	香川県知事
02	青森県知事	14	神奈川県知事	26	京都府知事	38	愛媛県知事
03	岩手県知事	15	新潟県知事	27	大阪府知事	39	高知県知事
04	宮城県知事	16	富山県知事	28	兵庫県知事	40	福岡県知事
05	秋田県知事	17	石川県知事	29	奈良県知事	41	佐賀県知事
06	山形県知事	18	福井県知事	30	和歌山県知事	42	長崎県知事
07	福島県知事	19	山梨県知事	31	鳥取県知事	43	熊本県知事
08	茨城県知事	20	長野県知事	32	島根県知事	44	大分県知事
09	栃木県知事	21	岐阜県知事	33	岡山県知事	45	宮崎県知事
10	群馬県知事	22	静岡県知事	34	広島県知事	46	鹿児島県知事
11	埼玉県知事	23	愛知県知事	35	山口県知事	47	沖縄県知事

別表（2）

コード	処 理 の 種 類
10	申請者について会社の合併が行われた場合で合併後最初の事業年度の終了の日を審査基準日として申請するとき
11	申請者について会社の合併が行われた場合で合併期日又は合併登記の日を審査基準日として申請するとき
12	申請者について建設業に係る事業の譲渡が行われた場合で譲渡後最初の事業年度の終了の日を審査基準日として申請するとき
13	申請者について建設業に係る事業の譲渡が行われた場合で譲受人である法人の設立登記日又は事業の譲渡により新たな経営実態が備わつたと認められる日を審査基準日として申請するとき
14	申請者について会社更生手続開始の申立て、民事再生手続開始の申立て又は特定調停手続開始の申立てが行われた場合で会社更生手続開始決定日、会社更生計画認可日、会社更生手続開始決定日から会社更生計画認可日までの間に決算日が到来した場合の当該決算日、民事再生手続開始決定日、民事再生手続開始決定日から民事再生計画認可日までの間に決算日が到来した場合の当該決算日又は特定調停手続開始申立日から調停条項受諾日までの間に決算日が到来した場合の当該決算日を審査基準日として申請するとき
15	申請者が、国土交通大臣の定めるところにより、外国建設業者の属する企業集団に属するものとして認定を受けて申請する場合
16	申請者が、国土交通大臣の定めるところにより、その属する企業集団を構成する建設業者の相互の機能分担が相当程度なされているものとして認定を受けて申請する場合
17	申請者が、国土交通大臣の定めるところにより、建設業者である子会社の発行済株式の全てを保有する親会社と当該子会社からなる企業集団に属するものとして認定を受けて申請する場合
18	申請者について会社分割が行われた場合で分割後最初の事業年度の終了の日を審査基準日として申請するとき
19	申請者について会社分割が行われた場合で分割期日又は分割登記の日を審査基準日として申請するとき
20	申請者について事業を承継しない会社の設立後最初の事業年度の終了の日より前の日に申請する場合
21	申請者が、国土交通大臣の定めるところにより、一定の企業集団に属する建設業者（連結子会社）として認定を受けて申請する場合
22	申請者が、国土交通大臣の定めるところにより、その外国にある子会社について認定を受けて申請する場合

別表

国土交通大臣・都道府県知事コード表

00	国土交通大臣	44	大分県知事
----	--------	----	-------

市町村コード表

44201	大分市
44202	別府市
44203	中津市
44204	日田市
44205	佐伯市
44206	臼杵市
44207	津久見市
44208	竹田市
44209	豊後高田市
44210	杵築市
44211	宇佐市
44212	豊後大野市
44213	由布市
44214	国東市
44322	姫島村
44341	日出町
44461	九重町
44462	玖珠町

工事種類別完成工事高
工事種類別元請完成工事高

項番 3 1	審査対象事業年度の前審査対象事業年度又は前審査対象事業年度及び前々審査対象事業年度 自 03年01月 至 04年12月 審査対象事業年度の前審査対象事業年度 04年 1月 ~ 04年12月 審査対象事業年度の前々審査対象事業年度 03年 1月 ~ 03年12月	審査対象事業年度 自 05年01月 至 05年12月 計算基準の区分 2 (1. 2年平均) 2 (2. 3年平均)		
忘れずに記入		3年平均を選択した場合、審査対象事業年度以前の年度の(自)から審査対象事業年度(至)までの期間が36月以上であることが必要です。36月に満たない場合は36月以上となるよう調整し記入すること。		
業種コード 3 2 0 1 0	完成工事高(千円) 5 1 6 3 3 9	元請完成工事高(千円) 2 7 1 7 2 9	完成工事高(千円) 3 9 0 0 0 0	元請完成工事高(千円) 3 9 0 0 0 0
工事の種類 審査対象建設業種を記載する 土木一式 工事	完成工事高計算表 審査対象事業年度の前審査対象事業年度 438,292 審査対象事業年度の前々審査対象事業年度 594,386	元請完成工事高計算表 審査対象事業年度の前審査対象事業年度 222,516 審査対象事業年度の前々審査対象事業年度 320,943	完成工事高内訳書の各業種ごとの合計金額と一致すること。	
3 2 0 1 1	7 5 9 9 2	7 5 9 9 2	5 8 0 0 0 0	5 8 0 0 0 0
工事の種類 プレストレストコンクリート 工事	完成工事高計算表 審査対象事業年度の前審査対象事業年度 69,536 審査対象事業年度の前々審査対象事業年度 82,448	元請完成工事高計算表 審査対象事業年度の前審査対象事業年度 69,536 審査対象事業年度の前々審査対象事業年度 82,448	「土木一式」「とび・土工・コンクリート」「鋼構造物」の3業種は内訳として「PC」「法面処理」「鋼橋上部」を必ず記入する。ただし、内訳であるため合計金額に含めないこと。	
3 2 0 5 0	6 5 1 0 7	3 2 3 2 6	1 6 7 0 0 0	4 8 0 0 0 0
工事の種類 とび・土工・コンクリート 工事	完成工事高計算表 審査対象事業年度の前審査対象事業年度 62,226 審査対象事業年度の前々審査対象事業年度 67,989	元請完成工事高計算表 審査対象事業年度の前審査対象事業年度 20,442 審査対象事業年度の前々審査対象事業年度 44,210	審査対象建設業種は実績が「0」であっても必ず記入すること。	
3 2 0 5 1	3 3 3 3 6	2 3 1 0 7	4 8 0 0 0 0	0 0 0 0 0 0
工事の種類 法面処理 工事	完成工事高計算表 審査対象事業年度の前審査対象事業年度 28,577 審査対象事業年度の前々審査対象事業年度 38,095	元請完成工事高計算表 審査対象事業年度の前審査対象事業年度 18,000 審査対象事業年度の前々審査対象事業年度 28,215	とび・土工・コンクリート工事及び塗装工事分類表の法面処理の金額と一致すること。	
3 3	2 2 3 5 1	6 6 0	1 7 4 9 2	7 8 0
工事の種類 その他 工事	完成工事高計算表 審査対象事業年度の前審査対象事業年度 900 審査対象事業年度の前々審査対象事業年度 420	元請完成工事高計算表 審査対象事業年度の前審査対象事業年度 審査対象事業年度の前々審査対象事業年度	「その他」・「合計」は業種が多く用紙が複数枚に渡る場合は最終の用紙に記入すること。	
3 4	6 0 3 7 9 7	3 0 4 7 1 5	4 2 4 1 9 2	3 9 5 5 8 0
合計				

契約後VEに係る完成工事高の評価の特例

(1. 有 (2) 無)

様式第二十五号の十四別紙一

記載要領

- 1 で表示された枠（以下「カラム」という。）に記入する場合は、1カラムに1文字ずつ丁寧に、かつ、カラムからはみ出さないように数字を記入すること。例えば のように右詰めで記入すること。
- 2 「審査対象事業年度」の欄は、次の例により記入すること。
 - (1) 12か月ごとに決算を完結した場合

(例) 令和2年4月1日から令和3年3月31日までの事業年度について申請する場合
自令和02年04月 ～ 至令和03年03月
 - (2) 6か月ごとに決算を完結した場合

(例) 令和2年10月1日から令和3年3月31日までの事業年度について申請する場合
自令和02年04月 ～ 至令和03年03月
 - (3) 商業登記法（昭和38年法律第125号）の規定に基づく組織変更の登記後最初の事業年度その他12か月に満たない期間で終了した事業年度について申請する場合

(例1) 合名会社から株式会社への組織変更に伴い令和2年10月1日に当該組織変更の登記を行った場合で令和3年3月31日に終了した事業年度について申請するとき
自令和02年04月 ～ 至令和03年03月

(例2) 申請に係る事業年度の直前の事業年度が令和2年3月31日に終了した場合で事業年度の変更により令和2年12月31日に終了した事業年度について申請するとき
自令和02年01月 ～ 至令和02年12月
 - (4) 事業を承継しない会社の設立後最初の事業年度について申請する場合

(例) 令和2年10月1日に会社を新たに設立した場合で令和3年3月31日に終了した最初の事業年度について申請するとき
自令和02年10月 ～ 至令和03年03月
 - (5) 事業を承継しない会社の設立後最初の事業年度の終了の日より前の日に申請する場合

(例) 令和2年10月1日に会社を新たに設立した場合で最初の事業年度の終了の日（令和3年3月31日）より前の日（令和2年11月1日）に申請するとき
自令和02年10月 ～ 至令和00年00月
- 3 「審査対象事業年度の前審査対象事業年度又は前審査対象事業年度及び前々審査対象事業年度」の欄は、「審査対象事業年度」の欄に記入した期間の直前の審査対象事業年度の期間を2の例により記入すること。
ただし、審査対象事業年度及び審査対象事業年度の直前2年の審査対象事業年度の完成工事高及び元請完成工事高について申請する場合にあつては、直前2年の各審査対象事業年度の期間を2の例により記入し、下欄に直前2年の各審査対象事業年度の期間をそれぞれ記入すること。
- 4 「業種コード」の欄は、次のコード表により該当する工事の種類に応じ、該当するコードをカラムに記入すること。

なお、「土木一式工事」について記入した場合においてはその次の「業種コード」の欄は「プレストレストコンクリート構造物工事」のコード「011」を記入し、「完成工事高」の欄には「土木一式工事」の完成工事高のうち「プレストレストコンクリート構造物工事」に係るものを記入することとし、当該工事に係る実績がない場合においてはカラムに「0」を記入すること。また、「元請完成工事高」の欄には「土木一式工事」の元請完成工事高のうち「プレストレストコンクリート構造物工事」に係るものを記入することとし、当該工事に係る実績がない場合においてはカラムに「0」を記入すること。同様に、「とび・土工・コンクリート工事」に記入した場合においては「業種コード」の欄に「法面処理工事」のコード「051」を記入し、「鋼構造物工事」に記入した場合においては「業種コード」の欄に「鋼橋上部工事」のコード「111」を記入し、それぞれの工事に係る完成工事高及び元請完成工事高を記入すること。

「完成工事高」の欄は、 で記入した各審査対象事業年度ごとに完成工事高を記入すること。また、「元請完成工事高」の欄においても同様に、各審査対象事業年度ごとに元請完成工事高を記入すること。

ただし、審査対象事業年度及び審査対象事業年度の直前2年の審査対象事業年度について申請する場合にあつては、完成工事高においては審査対象事業年度の直前2年の各審査対象事業年度の完成工事高の合計を2で除した数値を記入し、「完成工事高計算表」に直前2年の審査対象事業年度ごとに完成工事高を記載すること。同様に、元請完成工事高においても審査対象事業年度の直前2年の各審査対象事業年度の元請完成工事高の合計を2で除した数値を記入し、「元請完成工事高計算表」に直前2年の審査対象事業年度ごとに元請完成工事高を記載すること。

コード	工事の種類	コード	工事の種類	コード	工事の種類
010	土木一式工事	100	タイル・れんが・ブロック工事	200	機械器具設置工事
011	プレストレストコンクリート構造物工事	110	鋼構造物工事	210	熱絶縁工事
020	建築一式工事	111	鋼橋上部工事	220	電気通信工事
030	大工工事	120	鉄筋工事	230	造園工事
040	左官工事	130	舗装工事	240	さく井工事
050	とび・土工・コンクリート工事	140	しゅんせつ工事	250	建具工事
051	法面処理工事	150	板金工事	260	水道施設工事
060	石工	160	ガラス工事	270	消防施設工事
070	屋根工事	170	塗装工事	280	清掃施設工事
080	電気工事	180	防水工事	290	解体工事

様式第二十五号の十四別紙一

- | | | | | | | | | | | |
|-----|---|---|---|-----|---|---|---|---|---|---|
| 090 | 管 | 工 | 事 | 190 | 内 | 装 | 仕 | 上 | 工 | 事 |
|-----|---|---|---|-----|---|---|---|---|---|---|
- 5 「その他工事」の欄は、審査対象建設業以外の建設業に係る建設工事の完成工事高及び元請完成工事高をそれぞれ記入すること。
- 6 「合計」の欄は、完成工事高においては、 及び に記入した完成工事高の合計を記入すること。同様に、元請完成工事高においては、元請完成工事高の合計を記入すること。
- 7 この表は審査対象建設業に係る4のコード表中の工事の種類4つごとに作成すること。この場合、「その他工事」及び「合計」は最後の用紙のみに記入すること。また、用紙ごとに、契約後VE（施工段階で施工方法等の技術提案を受け付ける方式をいう。以下同じ。）に係る工事の完成工事高について、契約後VEによる縮減変更前の契約額で評価をする特例の利用の有無について記入すること。
- 8 記入すべき金額は、千円未満の端数を切り捨てて表示すること。
 ただし、会社法（平成17年法律第86号）第2条第6号に規定する大会社にあつては、百万円未満の端数を切り捨てて表示することができる。この場合、カラムに数字を記入するに当たっては、例えば のように、百万円未満の単位に該当するカラムに「0」を記入すること。

記載要領

- 1 で表示された枠(以下「カラム」という。)に記入する場合は、1カラムに1文字ずつ丁寧に、かつ、カラムからはみ出さないように数字を記入すること。例えば 12のように右詰めで行うこと。
- 2 1 「雇用保険加入の有無」の欄は、その雇用する労働者が雇用保険の被保険者となったことについて公共職業安定所の長に対する届出を行っている場合は「1」を、行っていない場合は「2」を、従業員が1人も雇用されていない場合等の雇用保険の適用が除外される場合は「3」を記入すること。
- 3 2 「健康保険加入の有無」の欄は、従業員が健康保険の被保険者の資格を取得したことについての日本年金機構又は健康保険組合に対する届出を行っている場合は「1」を、行っていない場合は「2」を、従業員が4人以下である個人事業主である場合等の健康保険の適用が除外される場合は「3」を記入すること。
- 4 3 「厚生年金保険加入の有無」の欄は、従業員が厚生年金保険の被保険者の資格を取得したことについての日本年金機構に対する届出を行っている場合は「1」を、行っていない場合は「2」を、従業員が4人以下である個人事業主である場合等の厚生年金保険の適用が除外される場合は「3」を記入すること。
- 5 4 「建設業退職金共済制度加入の有無」の欄は、審査基準日において、勤労者退職金共済機構との間で、特定業種退職金共済契約を締結している場合は「1」を、締結していない場合は「2」を記入すること。
- 6 5 「退職一時金制度若しくは企業年金制度導入の有無」の欄は、審査基準日において、次のいずれかに該当する場合は「1」を、いずれにも該当しない場合は「2」を記入すること。
 - (1) 労働協約若しくは就業規則に退職手当の定めがあること又は退職手当に関する事項についての規則が定められていること。
 - (2) 勤労者退職金共済機構との間で特定業種退職金共済契約以外の退職金共済契約が締結されていること。
 - (3) 所得税法施行令に規定する特定退職金共済団体との間で退職金共済についての契約が締結されていること。
 - (4) 厚生年金基金が設立されていること。
 - (5) 法人税法に規定する適格退職年金の契約が締結されていること。
 - (6) 確定給付企業年金法(平成13年法律第50号)に規定する確定給付企業年金が導入されていること。
 - (7) 確定拠出年金法(平成13年法律第88号)に規定する企業型年金が導入されていること。
- 7 6 「法定外労働災害補償制度加入の有無」の欄は、(公財)建設業福祉共済団、(一社)建設業労災互助会、全日本火災共済協同組合連合会、(一社)全国労働保険事務組合連合会又は保険会社との間で、労働者災害補償保険法(昭和22年法律第50号)に基づく保険給付の基因となった業務災害及び通勤災害(下請負人に係るものを含む。)に関する給付についての契約を、締結している場合は「1」を、締結していない場合は「2」を記入すること。
- 8 7 「若年技術職員の継続的な育成及び確保」の欄は、審査基準日において、満35歳未満の技術職員の人数が技術職員の人数の合計の15%以上に該当する場合は「1」を、該当しない場合は「2」を記入すること。また、「技術職員数」の欄には別紙二の技術職員名簿に記載した技術職員の合計人数を、「若年技術職員数」の欄には、審査基準日において満35歳未満の技術職員の人数を、「若年技術職員の割合」の欄には「若年技術職員数」の欄に記載した数値を「技術職員数」の欄に記載した数値で除した数値を百分率で表し、記載すること。
- 9 8 「新規若年技術職員の育成及び確保」の欄は、審査基準日において、満35歳未満の技術職員のうち、審査対象年内に新規に技術職員となった人数が技術職員の人数の合計の1%以上に該当する場合は「1」を、該当しない場合は「2」を記入すること。また、「新規若年技術職員数」の欄には、別紙二の技術職員名簿に記載された技術職員のうち、「新規掲載者」欄に○が付され、審査基準日において満35歳未満のもの的人数を、「新規若年技術職員の割合」欄には「新規若年技術職員数」の欄に記載した数値を前項「技術職員数」の欄に記載した数値で除した数値を百分率で表し、記載すること。
- 10 9 「CPD単位取得数」の欄は、「技術者数」の欄に記載した数に含まれる者が審査基準日以前1年のうちに取得したCPDの単位数(ただし、算入できるCPD単位数は1人当たり30単位を上限とする。)を記載すること。また、「技術者数」の欄は、第7条の3第3号若しくは第18条の3第2項第1号に規定する者又は1級若しくは2級の第一次検定に合格した者(第18条の3第2項第1号に規定される者に該当する者を除く。)の数を記載すること。
- 11 0 「技能レベル向上者数」の欄は、「技能者数」の欄に記載した数に含まれる者が審査基準日以前3年のうちに国土交通大臣が定める建設技能者の能力評価制度により受けた評価(以下この11において「認定能力評価」という。)の区分が審査基準日の3年前の日において受けている評価の区分より1以上上位であった技能者の数を記載すること。また、「技能者数」の欄は、審査基準日において審査基準日以前3年のうちに建設工事の施工に従事した者であつて第14条の2第2号又は同条第4号に規定する建設工事に従事する者の数から建設工事の管理のみに従事した者の数を除いた数を、「控除対象者」欄は、審査基準日以前3年のうちに認定能力評価により評価が最上位の区分に該当するとされた者の数を記載することとする。
- 12 1 「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律に基づく認定の状況」の欄は、審査基準日において、女性の職業生活における活躍の推進に関する法律(平成27年法律第64号)に基づく「えるぼし認定(1段階目)」を受けている場合は「1」を、「えるぼし認定(2段階目)」を受けている場合は「2」を、「えるぼし認定(3段階目)」を受けている場合は「3」を、「プラチナえるぼし認定」を受けている場合は「4」を、いずれの認定も受けていない場合は「5」を記入すること。
- 13 2 「次世代育成支援対策推進法に基づく認定の状況」の欄は、審査基準日において、次世代育成支援対策推進法(平成15年法律第120号)に基づく「くるみん認定」を受けている場合は「1」を、「トライくるみん認定」を受けている場合は「2」を、「プラチナくるみん認定」を受けている場合は「3」を、いずれの認定も受けていない場合は「4」を記入すること。
- 14 3 「青少年の雇用の促進等に関する法律に基づく認定の状況」の欄は、審査基準日において、青少年の雇用の促進等に関する法律(昭和45年法律第98号)に基づく「ユースエール認定」を受けている場合は「1」を、受けていない場合は「2」を記入すること。
- 15 4 「建設工事に従事する者の就業履歴を蓄積するために必要な措置の実施状況」の欄は、審査基準日以前1年のうちに発注者から直接請け負った建設工事のうち、国土交通大臣が定める建設工事以外の全ての建設工事において建設工事に従事する者の就業履歴を蓄積するために必要な措置として国土交通大臣が定めるものを実施した場合は「1」を、国土交通大臣が定める公共工事以外の全ての公共工事において当該措置を実施した場合は「2」を、いずれにも該当しない場合は「3」を記入すること。
- 16 5 「営業年数」の欄は、審査基準日までの建設業の営業年数(建設業の許可又は登録を受けて営業を行っていた年数をいい、休業等の期間を除く。ただし、平成23年4月1日以降の申立てに係る再生手続開始の決定又は更生手続開始の決定を受け、かつ、再生手続終了の決定又は更生手続終了の決定を受けてから営業を行っていた年数をいい、休業等の期間を除く。)を記入し、表内の年号については不要のものを消すこと。
- 17 6 「民事再生法又は会社更生法の適用の有無」の欄は、平成23年4月1日以降の申立てに係る再生手続開始の決定又は更生手続開始の決定を受け、かつ、再生手続終了の決定又は更生手続終了の決定を受けていない場合は「1」を、その他の場合は「2」を記入すること。
- 18 7 「防災協定の締結の有無」の欄は、審査基準日において、国、特殊法人等(公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律第2条第1項に規定する特殊法人等)又は地方公共団体との間で、防災活動に関する協定を締結している場合は「1」を、締結していない場合は「2」を記入すること。
- 19 8 「営業停止処分の有無」の欄は、審査対象年において、法第28条の規定による営業の停止を受けたことがある場合は「1」を、受けたことがない場合は「2」を記入すること。
- 20 9 「指示処分の有無」の欄は、審査対象年において、法第28条の規定による指示を受けたことがある場合は「1」を、受けたことがない場合は「2」を記入すること。
- 21 0 「監査の受審状況」の欄は、審査基準日において、会計監査人の設置を行っている場合は「1」を、会計参与の設置を行っている場合は「2」を、第18条の3第3項第2号に該当する者、一級登録経理試験に合格した者であつて、合格した日の属する年度の翌年度の開始の日から起算して5年を経過しないもの、一級登録経理講習を受講した者であつて、合格した日の属する年度の翌年度の開始の日から起算して5年を経過しないもの又は第18条の3第3項第2号ニに該当する者(一級の登録経理講習を受講した者と同等以上と認められる者に限る。)が経理処理の適正を確認した旨の書類に自らの署名を付したものを提出している場合は「3」を、いずれにも該当しない場合は「4」を記入すること。
- 22 1 「公認会計士等の数」の欄は、第18条の3第3項第2号に該当する者、一級登録経理試験に合格した者であつて、合格した日の属する年度の翌年度の開始の日から起算して5年を経過しないもの、一級登録経理講習を受講した者であつて、受講した日の属する年度の翌年度の開始の日から起算して5年を経過しないもの及び第18条の3第3項第2号ニに該当する者の人数の合計を記入すること。
- 23 2 「二級登録経理試験合格者等の数」の欄は、二級登録経理試験に合格した者であつて、合格した日の属する年度の翌年度の開始の日から起算して5年を経過しないもの、二級登録経理講習を受講した者であつて、受講した日の属する年度の翌年度の開始の日から起算して5年を経過しないもの又は第18条の3第3項第2

号ニに該当する者(二級の登録経理講習を受講した者と同等以上と認められる者とされる者に限る。)の人数の合計を記入すること。

- 24 **6****3** 「研究開発費(2期平均)」の欄は、審査対象事業年度及び審査対象事業年度の前審査対象事業年度における研究開発費の額の平均の額を記入すること。ただし、会計監査人設置会社以外の建設業者はカラムに「0」を記入すること。また、表内のカラムに審査対象事業年度及び審査対象事業年度の前審査対象事業年度における研究開発費の額を記入すること。
- 25 **6****4** 「建設機械の所有及びリース台数」の欄は、審査基準日において、自ら所有し、又はリース契約(審査基準日から1年7月以上の使用期間が定められているものに限る。)により使用する建設機械抵当法施行令(昭和29年政令第294号)別表に規定するショベル系掘削機、ブルドーザー、トラクターショベル及びモーターグレーダー、土砂等を運搬する貨物自動車であつて自動車検査証(道路運送車両法(昭和26年法律第185号)第60条第1項の自動車検査証をいう。)の車体の形状の欄に「ダンプ」、「ダンプフルトレーラ」又は「ダンプセミトレーラ」と記載されているもの並びに労働安全衛生法施行令(昭和47年政令第318号)第12条第1項第4号に掲げるつり上げ荷重が三トン以上の移動式クレーン、同令第13条第3項第34号に掲げる作業床の高さが二メートル以上の高所作業車、同令別表第7第4号に掲げる締固め用機械及び同表第6号に掲げる解体用機械について、台数の合計を記入すること。
- 26 **6****5** 「エコアクション21の認証の有無」の欄は、審査基準日において、エコアクション21の認証を取得している場合(認証範囲に建設業が含まれていない場合及び認証範囲が一部の支店等に限られている場合を除く。)は「1」を、取得していない場合は「2」を記入すること。
- 27 **6****6** 「ISO9001の登録の有無」の欄は、審査基準日において、国際標準化機構第9001号の規格により登録されている場合(登録範囲に建設業が含まれていない場合及び登録範囲が一部の支店等に限られている場合を除く。)は「1」を、登録されていない場合は「2」を記入すること。
- 28 **6****7** 「ISO14001の登録の有無」の欄は、審査基準日において、国際標準化機構第14001号の規格により登録されている場合(登録範囲に建設業が含まれていない場合及び登録範囲が一部の支店等に限られている場合を除く。)は「1」を、登録されていない場合は「2」を記入すること。

記入すべき金額は、千円未満の端数を切り捨てて表示すること。

ただし、会社法(平成17年法律第86号)第2条第6号に規定する大会社にあつては、百万円未満の端数を切り捨てて表示することができる。ただし、研究開発費(2期平均)を計算する際に生じる百万円未満の端数については切り捨てずにそのまま記入すること。

記入すべき割合及び単位は、小数点第2位以下の端数を切り捨てて表示すること。

証 明 用

必ず「労働保険番号」を記載するとともに、「労働保険の種類」及び「口座振替の有無」の該当するものに「○」をつけて、証明を受けること。「口座振替の有無」については、商工会議所等に労働保険事務を委託しており、支払い方法がわからない場合は空欄でよい。

労働保険料等納入証明願兼証明書
(経営事項審査用)

令和 6 年 4 月 20 日

労働保険番号	府県	所掌	官轄	基幹番号						枝番号			種類	口座振替の有無							
				1	2	3	4	5	6	-	0	0	0	<input type="radio"/>	雇用保険	<input type="radio"/>	有	<input type="radio"/>	無		
	4	4	3	0	2								<input type="radio"/>	雇用保険	<input type="radio"/>	有	<input type="radio"/>	無			
														労災保険							
	4	4	1	0	1	6	5	4	3	2	1	-	0	0	0	<input type="radio"/>	雇用保険	<input type="radio"/>	有	<input type="radio"/>	無
														労災保険							
	4	4										-				<input type="radio"/>	雇用保険	<input type="radio"/>	有	<input type="radio"/>	無
														労災保険							

事業場所在地 大分市大手町3-1-1

事業場名称 株式会社 大分建設工業

代表者氏名 豊後 太郎

審査基準日(決算日) 令和5年12月31日

上記労働保険番号について、審査基準日(決算日)現在、法定納期を経過した労働保険料等の未納がないことを証明願います。

上記のとおり、未納がないことを証明します。

労働局 労働基準監督署 公共職業安定所
労働局 労働基準監督署 公共職業安定所 の 確認印

※証明を郵送で依頼される際は、切手を貼った返信用封筒を必ず同封してください。

届書コード			届書
6	8	0	

決 裁	年			月	日
所 長	副 所 長	課 長	長 担 当 者		

社会保険料納入証明申請書

1. 申請者

①事業所整理記号		②事業所番号 (告知番号)				
(船舶所有者整理記号)						
郡市区	記 号					
		ア	イ	ウ	0	1 2 3 4

2. 申請事由

経営事項審査申請に添付する書類として必要なため

3. 証明書の請求枚数

1 枚

4. 猶予期間の証明

納入証明書(各月)の発行と併せて猶予期間の証明(納入確認書の発行)を希望する。

※現在、納付の猶予等を受けており、地方公共団体が執行する入札に参加するなど、社会保険料の納付状況についてその納付を証する書類が必要な場合は、チェックしてください。

※審査基準日を含んだ期間を記載すること。

5. 証明事項等

③証明対象期間		④出力区分	⑤証明範囲区分	送 信
平成・令和	5 年 1 月分から	一括用のみ	保険料のみ	
		明細のみ		
平成・令和	5 年 1 2 月分まで	一括用及び明細	延滞金含む	

※「4. 猶予期間の証明」にチェックした場合は、「④出力区分」欄の「明細のみ」又は「一括及び明細」のいずれかを選択してください。

※④「出力区分」欄の「明細のみ」及び「一括用及び明細」を選んだ場合の明細の納入証明書は、延滞金の納入額は出力されません。

上記の期間について、納入証明書を発行願います。

年 月 日

※「一括用のみ」、「保険料のみ」を選択すること。

事業所所在地 (船舶所有者住所)	〒870-8501 大分市大手町3丁目1番1号
事業所名称	株式会社 大分建設工業
事業主氏名 (船舶所有者氏名)	代表取締役 豊後 太郎
電話番号	097-536-1111

委任欄

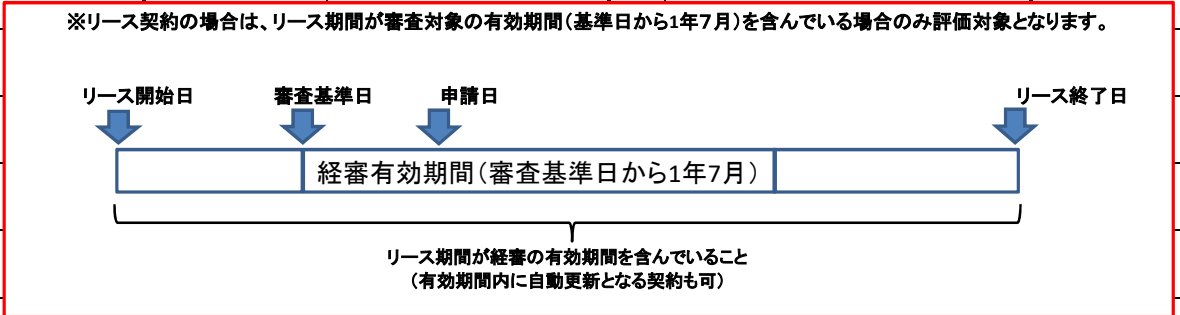
私、上記申請者は社会保険料納入証明書の交付申請及び受領について、下記の者に委任します。

受任者氏名	事業主以外の方が申請、受領する場合は委任欄に必要事項を記入すること。 また、窓口に行く方の身分を確認できる証明書を持参すること。(詳細は年金事務所に確認すること。)
受任者住所	
委任者との関係	

建設機械保有状況内訳書

許可番号 大臣・知事 第 999999 号
 商号又は名称 (株)めじろん建設

通番	建設機械の種類	メーカー名	製造番号・車体番号	所有又はリース	取得日又はリース期間	特定自主検査等実施年月日
1	ショベル系掘削機	****	30S1234567	所 リ	H15. 12. 1 ~	R4. 7. 31
2	締固め用機械	\$\$\$\$	1234567RX7	所 リ	R4. 1. 15 ~ R8. 1. 14	
3	ダンプフルトレラ	★★★	大分あ0000	所 リ	H25. 5. 30 ~	R4. 5. 29
4				所	~	



5						
6						
7						
8						
9						
10						<p>※評価対象となる建設機械(※R5.1.1~⑤⑥⑦追加、⑧対象拡大)</p> <p>①ショベル系掘削機:ショベル、バックホウ、ドラグライン、クラムシェル、クレーン又はパイルドライバーのアタッチメントを有するもの</p> <p>②ブルドーザー: 自重が3トン以上のもの</p> <p>③トラクターショベル: バケット容量が0.4立方メートル以上のもの</p> <p>④モーターグレーダー: 自重が5トン以上のもの</p> <p>⑤締固め用機械</p> <p>⑥解体用機械</p> <p>⑦高所作業車(作業床の高さ2m以上のもの)</p>
11						<p>確認資料(①~⑦共通) ⇒ 評価対象建設機械に係る売買契約書又はディーラーからの販売証明書の写し、リース契約書の写し及び特定自主検査記録表(審査基準日から直前1年以内に特定自主検査を実施しているもの)の写しを添付すること。(自動車検査証において、所有者及び使用者が申請者の名義になっている場合(所有者が申請者名義であり、使用者が***と記載されているものを含む)は、売買契約書や販売証明書の提出は不要。)</p>
12						<p>⑧ダンプ: 土砂の運搬が可能なすべてのダンプ(車検証の「車体の形状」欄に「ダンプ」「ダンプフルトレラ」「ダンプセミトレラ」いずれかの記載があるもの)</p> <p>確認資料⇒ 売買契約書又はディーラーからの販売証明書の写し、リース契約書の写し及び自動車検査証(「登録年月日/交付年月日」欄に記載の年月日と当該自動車検査証の有効期間の満了日との間に審査基準日が含まれているもの)の写しを添付すること。</p> <p>なお、当該ダンプを自ら所有している(自動車検査証において、所有者及び使用者が申請者の名義になっている場合(所有者が申請者名義であり、使用者が***と記載されているものを含む)は、売買契約書や販売証明書の提出は不要。)</p>
13						
14						
15						<p>⑨移動式クレーン: つり上げ荷重3トン以上のもの</p> <p>確認資料⇒ 評価対象建設機械に係る売買契約書又はディーラーからの販売証明書の写し、リース契約書の写し及び移動式クレーン検査証(移動</p>

(記入要領)

- 1 「建設機械のダンプ(「ダンプ
- 2 自己所有の場合

経理処理の適正を確認した旨の書類

建設業者の商号又は名称、確認の対象となる決算期の期間及び期を記入。

私は、建設業法施行規則第18条の3第3項第2号の規定に基づく確認を行うため、株式会社 大分建設工業 の令和5年 1月 1日から令和5年12月31日までの第〇〇期事業年度における計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び注記表について、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準その他の企業会計の慣行を斟酌され作成されたものであること及び別添の会計処理に関する確認項目の対象に係る内容について適正に処理されていることを確認しました。

商号又は名称 株式会社大分建設工業
所属・役職 経理部長

氏名 高崎 花子 印

以上

以下の資格を持つ者（建設業に従事する常勤の職員に限る、監査役は対象外）が自ら署名し、押印すること。

- ① 公認会計士又は税理士であって、指定研修を受けた者
- ② 一級登録経理試験に合格した者であって、合格した日の属する年度の翌年度の日から起算して5年を経過しないもの
- ③ 一級登録経理講習を受講した者であって、受講した日の属する年度の翌年度の開始の日から起算して5年を経過しないもの
- ④ 公認会計士又は税理士であって、資格を有した日の属する年度の翌年度の開始の日から起算して1年を経過しない者

別添

建設業の経理が適正に行われたことに係る確認項目

項目	内容
全体	前期と比較し概ね20%以上増減している科目についての内容を検証する。特に次の科目については、詳細に検証し不適切なものが含まれていないことを確認した。 受取手形、完成工事未収入金等の営業債権 未成工事支出金等の棚卸資産 貸付金等の金銭債権 借入金等の金銭債務 完成工事高、兼業事業売上高 完成工事原価、兼業事業売上原価 支払利息等の金融費用
預貯金	残高証明書又は預金通帳等により残高を確認している。
金銭債権	営業上の債権のうち正常営業循環から外れたものがある場合、これを投資その他の資産の部に表示している。 営業上の債権以外の債権でその履行時期が1年以内に到来しないものがある場合、これを投資その他の資産の部に表示している。
貸倒損失	受取手形割引額及び受取手形裏書譲渡額がある場合、これを注記している。
貸倒引当金	法的に消滅した債権又は回収不能な債権がある場合、これらについて貸倒損失を計上し債権金額から控除している。 取立不能のおそれがある金銭債権がある場合、その取立不能見込額を貸倒引当金として計上している。 貸倒損失、貸倒引当金繰入額等がある場合、その発生の態様に応じて損益計算上区分して表示している。
有価証券	有価証券がある場合、売買目的有価証券、満期保有目的の債券、子会社株式及び関連会社株式、その他有価証券に区分して評価している。 売買目的有価証券がある場合、時価を貸借対照表価額とし、評価差額は営業外損益としている。 市場価格のあるその他の有価証券を多額に保有している場合、時価を貸借対照表価額とし、評価差額は洗替方式に基づき、全部純資産直入法又は部分純資産直入法により処理している。 時価が取得価額より著しく下落し、かつ、回復の見込みがない市場価格のある有価証券(売買目的有価証券を除く。)を保有する場合、これを時価で評価し、評価差額は特別損失に計上している。

棚卸資産	その発行会社の財政状態が著しく悪化した市場価格のない株式を保有する場合、これについて相当の減額をし、評価差額は当期の損失として処理している。
未成工事支出金	原価法を採用している棚卸資産で、時価が取得原価より著しく低く、かつ、将来回復の見込みがないものがある場合、これを時価で評価している。 発注者に生じた特別の事由により施工を中断している工事で代金回収が見込めないものがある場合、この工事に係る原価を損失として計上し、未成工事支出金から控除している。 施工に着手したものの、契約上の重要な問題等が発生したため代金回収が見込めない工事がある場合、この工事に係る原価を損失として計上し、未成工事支出金から控除している。
経過勘定等	前払費用と前払金、前受収益と前受金、未払費用と未払金、未収収益と未収金は、それぞれ区別し、適正に処理している。
固定資産	立替金、仮払金、仮受金等の項目のうち、金額の重要なものは当期の費用又は収益とすべきものがある場合、適正に処理している。 減価償却は経営状況により任意に行うことなく、継続して規則的な償却を行っている。 適用した耐用年数等が著しく不合理となった固定資産がある場合、耐用年数又は残存価額を修正し、これに基づいて過年度の減価償却累計額を修正し、修正額を特別損失に計上している。 予測することができない減損が生じた固定資産がある場合、相当の減額をしてい る。 使用状況に大幅な変更があった固定資産がある場合、相当の減額の可能性について検討している。 研究開発に該当するソフトウェア制作費がある場合、研究開発費として費用処理している。 研究開発に該当しない社内利用のソフトウェア制作費がある場合、無形固定資産に計上している。 遊休中の固定資産及び投資目的で保有している固定資産で、時価が50%以上下落しているものがある場合、これを時価で評価している。 時価のあるゴルフ会員権につき、時価が50%以上下落しているものがある場合、これを時価で評価している。 投資目的で保有している固定資産がある場合、これを有形固定資産から控除し、投資その他の資産に計上している。
繰延資産	資産として計上した繰延資産がある場合、当期の償却を適正に行っている。 税法固有の繰延資産がある場合、投資その他の資産の部に長期前払費用等として計上し、支出の効果の及ぶ期間で償却を行っている。

金銭債務	金銭債務は網羅的に計上し、債務額を付している。 営業上の債務のうち正常営業循環から外れたものがある場合、これを適正な科目で表示している。
未成工事受入金	借入金その他営業上の債務以外の債務でその支払期限が1年以内に到来しないものがある場合、これを固定負債の部に表示している。 引渡前の工事に係る前受金を受領している場合、未成工事受入金として処理し、完成工事高を計上していない。ただし、工事進行基準による完成工事高の計上により減額処理されたものを除く。
引当金	将来発生する可能性の高い費用又は損失が特定され、発生原因が当期以前にあり、かつ、設定金額を合理的に見積ることができるとある場合、これを引当金として計上している。 役員賞与を支給する場合、発生した事業年度の費用として処理している。 損失が見込まれる工事がある場合、その損失見込額につき工事損失引当金を計上している。 引渡を完了した工事につき瑕疵補償契約を締結している場合、完成工事補償引当金を計上している。
退職給付債務 退職給付引当金	確定給付型退職給付制度(退職一時金制度、厚生年金基金、適格退職年金)及び確定給付企業年金)を採用している場合、退職給付引当金を計上している。 中小企業退職金共済制度、特定退職金共済制度及び確定拠出型年金制度を採用している場合、毎期の掛金を費用処理している。
その他の引当金	将来発生する可能性の高い費用又は損失が特定され、発生原因が当期以前にあり、かつ、設定金額を合理的に見積ることができるとある場合、これを引当金として計上している。 役員賞与を支給する場合、発生した事業年度の費用として処理している。 損失が見込まれる工事がある場合、その損失見込額につき工事損失引当金を計上している。 引渡を完了した工事につき瑕疵補償契約を締結している場合、完成工事補償引当金を計上している。
法人税等	法人税、住民税及び事業税は、発生基準により損益計算書に計上している。 法人税等の未払額がある場合、これを流動負債に計上している。 期中において中間納付した法人税等がある場合、これを資産から控除し、損益計算書に表示している。
消費税	決算日における未払消費税等(未収消費税等)がある場合、未払金(未収入金)又は未払消費税等(未収消費税等)として表示している。
税効果会計	繰延税金資産を計上している場合、厳格かつ慎重に回収可能性を検討している。

	繰延税金資産及び繰延税金負債を計上している場合は、その主な内訳等を注記している。 過去3年以上連続して欠損金が計上されている場合、繰延税金資産を計上していない。
純資産	純資産の部は株主資本と株主資本以外に区分し、株主資本は、資本金、資本剰余金、利益剰余金に区分し、また、株主資本以外の各項目は、評価・換算差額等及び新株予約権に区分している。
収益・費用の計上 (全般)	収益及び費用については、一会計期間に属するすべての収益とこれに対峙するすべての費用を計上している。 原則として、収益については実現主義により、費用については発生主義により認識している。 適正な工事収益計上基準(工事完成基準、工事進行基準、部分完成基準等)に従っており、工事収益を恣意的に計上していない。 引渡の日として合理的であると認められる日(作業を結了した日、相手方の受入場所へ搬入した日、相手方が検収を完了した日、相手方において使用収益がでることとなった日等)を設定し、その時点において継続的に工事収益を計上している。 建設業に係る収益・費用と建設業以外の兼業事業の収益・費用を区分して計上している。ただし、兼業事業売上高が軽微な場合を除く。 工事原価の範囲・内容を明確に規定し、一般管理費や営業外費用と峻別のうえ適正に処理している。
工事進行基準	工事進行基準を適用する工事の範囲(工期、請負金額等)を定め、これに該当する工事については、工事進行基準により継続的に工事収益を計上している。 工事進行基準を適用する工事の範囲(工期、請負金額等)を注記している。 実行予算等に基づき、適正な見積り工事原価を算定している。 工事原価計算の手続きを経た発生工事原価を把握し、これに基づき合理的な工事進捗率を算定している。 工事収益に見合う金銭債務「未成工事受入金」を減額し、これと計上した工事収益との減額がある場合、「完成工事未収入金」を計上している。 協同組合から支払いを受ける事業分量配当金がある場合、これを受取利息配当金として計上していない。 有利子負債が計上されている場合、支払利息を計上している。 共同施工方式のJVに係る資産・負債・収益・費用につき、自社の出資割合に応じた金額のみを計上し、JV全体の資産・負債・収益・費用等、他の割合による金額を計上していない。
受取利息配当金	
支払利息	
JV	

個別注記表	<p>分担施工方式のJVに係る収益につき、契約金額等の自社の施工割合に応じた金額を計上し、JV全体の施工金額等、他の金額を計上していない。</p> <p>JVを代表して自社が実際に支払った金額と協定原価とが異なることに起因する利益は、当期の収益または未成工事支出金のマイナスとして処理している。</p>
	<p>重要な会計方針に係る事項について注記している。</p> <ul style="list-style-type: none"> 資産の評価基準及び評価方法 固定資産の減価償却の方法 引当金の計上基準 収益及び費用の計上基準
	<p>会社の財産又は損益の状態を正確に判断するために必要な事項を注記している。</p>
	<p>当期において会計方針の変更等があった場合、その内容及び影響額を注記している。</p>

技術職員名簿

頁 項番 数 8 1 0 0 1 頁

前年に申請した技術職員名簿から資格が変更された者は(変更)と記入すること。

通番	新規掲載者	氏名	生年月日	審査基準日現在の満年齢	業種コード	有資格区分コード	講習受講	業種コード	有資格区分コード	講習受講	監理技術者資格者証交付番号	CPD単位取得数
1	○	高崎 花子	昭和63年10月3日	35	8205	0012						0
2		高崎 太郎	昭和59年12月4日	39	8201	2142	292142				(変更)	0
3		豊後 次郎	昭和41年4月12日	57	8201	0022						0
4		豊後 太郎	昭和40年9月10日	58	8201	1131	051131				第00123456	30
5			年 月 日		82							
6			年 月 日		82							
7			日		82							
8			日		82							
9			日		82							
10			年 月 日									
11			年 月 日									
12	技術職員名簿の確認項目											
13	1. 追加職員等の確認											
14	・前年度申請書と氏名、生年月日、業種コード及び有資格区分コードを比較、新たに職員の追加や資格の追加があれば、資格の証明書類の添付を確認する。											
15	・新たに追加された職員については、決算日時点で6ヶ月と1日以上雇用関係があり、在籍しているかを確認する。(原則として社会保険関係書類にて確認するため、該当する場合は前年度の社会保険関係書類も持参すること。)											
16												
17	2. 講習受講の確認											
18	申請する業種について、次の①から③の要件を全て満たす場合は「1」を、それ以外の場合は「2」を記入する。											
19	①法第15条第2号イに該当する者であること(1級国家資格者相当)											
20	②監理技術者資格者証の交付を受け、有効期間内であること											
21	③審査基準日時点で、法第26条の4から6の規定による講習の有効期限内であること (※講習を受講した日の翌年の1月1日から5年間 R4.8.15~改正)											
22	3. 常勤性確認											
23	・その他の審査項目(社会性等)の項目、健康保険及び厚生年金保険加入の有無が加入有の場合は、常勤性確認として全員が保険に加入しているか確認する。 <u>健康保険について被扶養者となっている者は評価の対象としていない。</u>											
24	・加入無し又は適用除外の場合は、賃金台帳、出勤簿等により常勤性を確認する。代表者、事業主、取締役についても技術職員名簿に記載がある場合は、常勤性を確認する。											
25	※解体工事に係る技術者の経過措置は令和3年6月30日までで終了しました。											
26	経過措置終了以降、技術者の経過措置コード(例:2級土木施工:214→21D)の使用はできません。											
27	4. CPD単位取得数											
28	・CPD認定団体毎に審査基準日以前1年間に取得したCPD単位数を告示別表第18に掲げる認定団体毎の数値で除し、30を乗じた数字。(CPD単位内訳一覧表で計算すること。ただし、参加できるCPD単位数は1人あたり30単位を上限とする。)											
29	・1人の技術職員について、複数のCPD認定団体により単位を取得している場合は、いずれか1つの認定団体の単位を元に算出する。											
30	・CPD単位数を証する書面等の写しに加え、CPD単位内訳一覧表を提出のこと。											

解体工事に係る技術者の経過措置は令和3年6月30日までで終了。技術者の経過措置コード(例:2級土木施工214→21D)の使用は不可。経過措置終了後も解体の技術者とするためには、資格等(講習修了など)が必要

新規掲載者欄は、審査対象事業年内に新規に技術職員となった者(審査基準日から「6ヶ月と1日前」以前から恒常的な雇用関係があり、当期事業年度開始日の直前1年以内に技術職員として雇用された者又は資格取得して新たに技術職員となった者)がいれば○を付すこと。

審査基準日(例:令和5年12月31日)時点の満年齢を記入すること。
(例)
令和5年12月31日においては生年月日が
・昭和64年1月1日以前の者は満35歳以上
・昭和64年1月2日以降の者は満35歳未満

記載要領

- 1 この名簿は、「審査基準日」に記入した日（以下「審査基準日」という。）において在籍する技術職員（第18条の3第2項第1号から第3号に該当する者。以下同じ。）に該当する者全員について作成すること。なお、一人の技術職員につき技術職員として申請できる建設業の種類は2までとする。
- 2 で表示された枠（以下「カラム」という。）に記入する場合は、1カラムに1文字ずつ丁寧に、かつ、カラムからはみ出さないように数字を記入すること。例えばのように右詰めで記入すること。
- 3 「頁数」の欄は、頁番号を記入すること。例えば技術職員名簿の枚数が3枚目であれば、12枚目であればのように、カラムに数字を記入するに当たって空位のカラムに「0」を記入すること。
- 4 「新規掲載者」の欄は、審査対象年内に新規に技術職員となった者につき、○印を記入すること。
- 5 「審査基準日現在の満年齢」の欄は、当該技術職員の審査基準日時点での満年齢を記入すること。
- 6 「業種コード」の欄は、経営規模等評価等対象建設業のうち、技術職員の数の算出において対象とする建設業の種類を次の表から2つ以内で選び該当するコードを記入すること。

コード	建設業の種類	コード	建設業の種類	コード	建設業の種類
01	土 木 工 事 業	11	鋼 構 造 物 工 事 業	21	熱 絶 縁 工 事 業
02	建 築 工 事 業	12	鉄 筋 工 事 業	22	電 気 通 信 工 事 業
03	大 工 工 事 業	13	舗 装 工 事 業	23	造 園 工 事 業
04	左 官 工 事 業	14	し ゆ ん せ つ 工 事 業	24	さ く 井 工 事 業
05	と び ・ 土 工 工 事 業	15	板 金 工 事 業	25	建 具 工 事 業
06	石 工 事 業	16	ガ ラ ス 工 事 業	26	水 道 施 設 工 事 業
07	屋 根 工 事 業	17	塗 装 工 事 業	27	消 防 施 設 工 事 業
08	電 気 工 事 業	18	防 水 工 事 業	28	清 掃 施 設 工 事 業
09	管 工 事 業	19	内 装 仕 上 工 事 業	29	解 体 工 事 業
10	タイル・れんが・ブロック工事業	20	機 械 器 具 設 置 工 事 業		

- 7 「有資格区分コード」の欄は、技術職員が保有する資格のうち、「業種コード」の欄で記入したコードに対応する建設業の種類に係るものについて別表（四）及び別表（五）の分類に従い、該当するコードを記入すること。
- 8 「講習受講」の欄は、法第15条第2号イに該当する者が、法第27条の18第1項の規定により監理技術者資格者証の交付を受けている場合であつて、法第26条の4から第26条の6までの規定により国土交通大臣の登録を受けた講習を受講した場合は「1」を、その他の場合は「2」を記入すること。
- 9 「監理技術者資格者証交付番号」の欄は、法第27条の18第1項の規定により監理技術者資格者証の交付を受けている者についてその交付番号を記載すること。
- 10 「CPD単位取得数」の欄は、第7条の3第3号若しくは第18条の3第2項第1号に規定する者又は1級若しくは2級の第一次検定に合格した者が、審査基準日から1年以内に取得したCPD（建設工事の施工の管理に従事する者を対象としてその能力の向上を目的として行われる継続学習をいう。以下同じ。）の単位数（ただし、算入できるCPD単位数は一人当たり30単位を上限とする。）を記載すること。

【経審】業種別技術職員コード表【令和5年7月1日以降の審査基準日から適用】

「5」…5点（技術職員区分：1級） 「4」…4点（技術職員区分：監理補佐） 「3」…3点（技術職員区分：基幹技能者） 「2」…2点（技術職員区分：2級）
 「1」…1点（技術職員区分：その他） 「1*」…1点（実務経験3年） 「1o」…1点（実務経験5年） 「△」…審査基準日が令和3年7月1日以降の場合は技術職員として認められません

コード		建設業の種類																														
		01	02	03	04	05	06	07	08	09	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29		
		PC	建	大	左	と	法	石	屋	電	管	夕	鋼	橋	筋	舗	し	板	力	塗	防	内	機	絶	通	園	井	具	水	消	清	解
001	法第7条第2号 イ 該当（指定学科卒業後3年又は5年の実務経験）	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1		
002	法第7条第2号 ロ 該当（10年の実務経験）	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1		
003	法第15条第2号 ハ 該当（同号イと同等以上）【大臣認定者】	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1		
004	法第15条第2号 ハ 該当（同号ロと同等以上）【大臣認定者】	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1		
005	令第28条該当監理技術者補佐（相当する業種について主任技術者となる資格を有し1級技士補である者、監理技術者となる資格を有する者）	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4		
111	1級建設機械施工管理技士	5	5			5	5								5																	
11A	1級建設機械施工管理技士（※附則第4条該当）	5	5			5	5							5																5		
11F	1級建設機械施工管理技士補																															
212	2級建設機械施工管理技士（第1種～第6種）	2	2			2	2							2																		
21B	2級建設機械施工管理技士（第1種～第6種）（※附則第4条該当）	2	2			2	2							2																2		
21G	2級建設機械施工管理技士補（第1種～第6種）																															
113	1級土木施工管理技士	5	5		1	5	5	5	1	*		1	5	5	1	5	5		5	1	*		1	*		1	*		5	1	5	
11C	1級土木施工管理技士（※附則第4条該当）	5	5		1	5	5	5	1	*		1	5	5	1	5	5		5	1	*		1	*		1	*		5	1	5	
11H	1級土木施工管理技士補				1	1	1	1	1	1	*		1	1	1	1	1		1	1	1	*		1	1	1	1	1	1	1	1	
214	2級土木施工管理技士	2	2		1	2	2	2	1	o		1	2	2	1	2	2		1	2	2	o		1	2	2	2	2	2	2		
21D	2級土木施工管理技士補	2	2		1	2	2	2	1	o		1	2	2	1	2	2		1	2	2	o		1	2	2	2	2	2	2		
21J	2級土木施工管理技士補				1	1	1	1	1	1	o		1	1	1	1	1		1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1		
215	2級土木施工管理技士				1	1	1	1	1	1	o		1	1	1	1	1		1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1		
21K	2級土木施工管理技士補				1	1	1	1	1	1	o		1	1	1	1	1		1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1		
216	2級土木施工管理技士				1	2	2	1	1	o		1	2	2	1	2	2		1	2	2	1	o		1	2	2	2	2	2		
21E	2級土木施工管理技士補				2	2	2	2	2	o		2	2	2	2	2	2		2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2		
21L	2級土木施工管理技士補				1	1	1	1	1	1	o		1	1	1	1	1		1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1		
120	1級建築施工管理技士	5	5		5	5	5	5	5			5	5	5	5			5	5	5	5	5	1	*		5	1	*		5		
12A	1級建築施工管理技士（附則第4条該当）	5	5		5	5	5	5	5			5	5	5	5			5	5	5	5	5	5	5	5	5	5	5	5	5		
12C	1級建築施工管理技士補				1	1	1	1	1	1	*		1	1	1	1	1		1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1		
221	2級建築施工管理技士	2	2		1	2	2	2	1	o		2	2	2	1	2	2		2	2	2	1	o		2	2	2	2	2	2		
222	2級建築施工管理技士	2	2		1	2	2	2	1	o		2	2	2	1	2	2		2	2	2	1	o		2	2	2	2	2	2		
22B	2級建築施工管理技士補				2	2	2	2	2	2	o		2	2	2	2	2		2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2		
223	2級建築施工管理技士補				2	2	2	2	2	2	o		2	2	2	2	2		2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2		
22D	2級建築施工管理技士補				1	1	1	1	1	1	o		1	1	1	1	1		1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1		
127	1級電気工事施工管理技士										5												1	*						1	*	
12E	1級電気工事施工管理技士補																						1	*						1	*	
228	2級電気工事施工管理技士										2												1	o						1	o	
22F	2級電気工事施工管理技士補																						1	o						1	o	
129	1級管工事施工管理技士										5			1	*	1	*					1	*	1	*		1	*	1	*	1	*
12G	1級管工事施工管理技士補													1	*	1	*					1	*	1	*		1	*	1	*	1	*
230	2級管工事施工管理技士										2			1	o	1	o					1	o	1	o		1	o	1	o	1	o
23A	2級管工事施工管理技士補													1	o	1	o					1	o	1	o		1	o	1	o	1	o
131	1級電気通信工事施工管理技士																						5									
13B	1級電気通信工事施工管理技士補																															
232	2級電気通信工事施工管理技士																							2								
23C	2級電気通信工事施工管理技士補																															
133	1級造園施工管理技士				1	*	1	*	1	*	1	*		1	*	1	*					1	*	1	*		1	*	1	*	1	*
13D	1級造園施工管理技士補				1	*	1	*	1	*	1	*		1	*	1	*					1	*	1	*		1	*	1	*	1	*
234	2級造園施工管理技士				1	o	1	o	1	o	1	o		1	o	1	o					1	o	1	o		1	o	1	o	1	o
23E	2級造園施工管理技士補				1	o	1	o	1	o	1	o		1	o	1	o					1	o	1	o		1	o	1	o	1	o

			士	PC	建	大	左	と	法	石	屋	電	管	夕	鋼	橋	筋	舗	し	板	ガ	塗	防	内	機	絶	通	同	井	具	水	消	清	解		
建築士法	137	1級建築士			5	5				5		5	5	5	5									5												
	238	2級建築士			2	2				2		2												2												
	239	木造建築士				2																														
技術士法	141	建設・総合技術監理（建設）		5	5			5	5		5																5							5		
	14A	建設・総合技術監理（建設）（附則第4条該当）		5	5			5	5		5																	5							5A	
	142	建設「鋼構造及びコンクリート」・総合技術監理（建設「鋼構造及びコンクリート」）		5	5			5	5		5			5	5	5	5	5	5	5										5						5
	14B	建設「鋼構造及びコンクリート」・総合技術監理（建設「鋼構造及びコンクリート」）（附則第4条該当）		5	5			5	5		5			5	5	5	5	5	5	5										5						5A
	143	農業「農業土木」・総合技術監理（農業「農業土木」）		5	5			5	5																											
	14C	農業「農業土木」・総合技術監理（農業「農業土木」）（附則第4条該当）		5	5			5	5																											5A
	144	電気電子・総合技術監理（電気電子）										5															5									
	145	機械・総合技術監理（機械）																							5											
	146	機械「流体力学」又は「熱工学」・総合技術監理（機械「流体力学」又は「熱工学」）											5												5											
	147	上下水道・総合技術監理（上下水道）												5																				5		
	148	上下水道「上水道及び工業用水道」・総合技術監理（上下水道「上水道及び工業用水道」）												5																			5	5		
	149	水産「水産土木」・総合技術監理（水産「水産土木」）		5	5			5	5																											
	14D	水産「水産土木」・総合技術監理（水産「水産土木」）（附則第4条該当）		5	5			5	5																											5A
	150	森林「林業」・総合技術監理（森林「林業」）																																		
	151	森林「森林土木」・総合技術監理（森林「森林土木」）		5	5			5	5																											
15A	森林「森林土木」・総合技術監理（森林「森林土木」）（附則第4条該当）		5	5			5	5																											5A	
152	衛生工学・総合技術監理（衛生工学）											5																								
153	衛生工学「水質管理」・総合技術監理（衛生工学「水質管理」）											5																							5	
154	衛生工学「廃棄物管理」・総合技術監理（衛生工学「廃棄物管理」）											5																							5	
電気工事士法	155	第1種電気工事士										2																								
	256	第2種電気工事士										1																								
電気事業法	258	電気主任技術者（第1種～第3種）											1																							
	259	電気通信主任技術者																																		
電気通信事業法	235	工事担任者																																		1
	265	給水装置工事主任技術者											1																							

※（附則第4条該当）平成28年6月1日までに「とび・土工」の資格を取得している場合、経過措置期間中（令和3年6月30日まで）のみ解体工事の技術者とみなされるが、経過措置終了後、解体工事の技術者でなくなる資格

※1 解体工事について、平成27年度までの合格者に対しては、解体工事に関する実務経験1年以上又は登録解体工事講習（国交省登録）の受講が必要（この要件を満たさない場合は附則第4条該当のコードを記載（経過措置該当）

※2 解体工事について、当面の間、解体工事に関する実務経験1年以上又は登録解体工事講習（国交省登録）の受講が必要（この要件を満たさない場合は附則第4条該当のコードを記載（経過措置該当の場合）

技術職員について

2 業種限定の考え方

平成20年4月の改正において、Zにおいて技術者の複数業種における重複カウントを1人2業種までに限定した。2業種限定の考え方は以下のとおり。

例：1級土木施工管理技士・1級建築施工管理技士・1級電気工事施工管理技士を所有している技術者の場合

		土	建	大	左	と	石	屋	電	管	タ	鋼	筋	舗	し	ゆ	板	ガ	塗	防	内	機	絶	通	園	井	具	水	消	清	解
保有資格	1級土木	◎				◎	◎					◎		◎	◎				◎										◎		◎
	1級建築		◎	◎	◎	◎	◎	◎				◎	◎	◎			◎	◎	◎	◎	◎						◎				◎
	1級電気工事								◎																						

現行評価	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎			◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎			◎					◎	◎		◎
------	---	---	---	---	---	---	---	---	---	--	--	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	--	--	---	--	--	--	--	---	---	--	---



改正後評価(例1)		◎																														
改正後評価(例2)	◎	◎																														

改正後は改正前の評価対象となっている業種の中から任意の2つを選ぶことができる。1つの資格の評価対象から2業種を選択（例1）してもかまわないし、2つの資格からそれぞれ1業種ずつ選択（例2）してもかまわない。ただし、同一業種について2つの資格を記載しても、2つの資格に係る評価を得ることはできない。

なお、重複評価が制限されるのは、経営事項審査に係る評価であり、建設業法に基づいて現場に設置しなければならない監理技術者等については、従来通り1人の技術者が複数の資格をもっていれば、複数の業種で監理技術者等になれるものである。

技術者評価について

	1級技術者		監理技術者 補佐	基幹技能者	レベル4の 建設技能者	2級技術者	レベル3の 建設技能者	その他
	監理技術者証保有 かつ 監理技術者講習受講	1級技術者であって 左以外の者						
改正前 (~H20.3)	5点		/	/	/	2点	/	1点
改正後 (H20.4~)	6点	5点				3点		2点
改正後 (R2.4~)	6点	5点		3点		2点		1点
改正後 (R3.4~)	6点	5点		4点	3点		2点	

1級技術者が監理技術者資格者証及び監理技術者講習修了証を保有している場合に6点評価する。

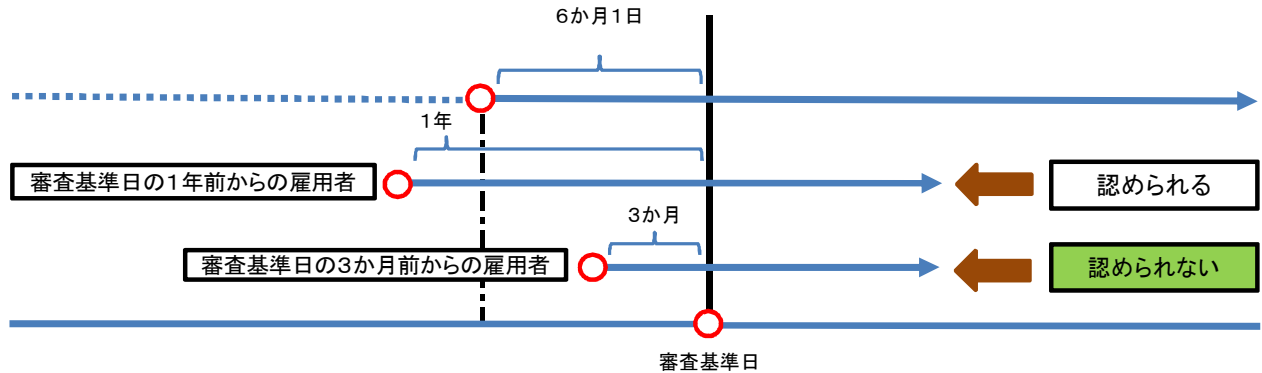
ただし、監理技術者講習修了証については、審査基準日時点で監理技術者講習が有効期限内のものの場合に限る。（※受講年月日の翌年の1月1日から起算して5年間有効）

なお、改正前の2級技術者及びその他技術者が監理技術者講習修了者証を保有していても1点加点評価は行わない。

技術者に必要な雇用期間の考え方

1. 評価対象について

審査基準日（決算日）から「6ヶ月と1日前」以前から恒常的な雇用関係のある技術者が評価対象となります。



2. 期間計算について

- (1) 審査基準日（決算日）の前日が起算日となります。
- (2) 起算日の6ヶ月前の月の当日の翌日が6ヶ月前となります。ただし、当日が存在しない場合には、翌月の初日が6ヶ月前となります。
- (3) 6ヶ月前の前日が「6ヶ月と1日前」となります。
- (4) 代表的な審査基準日での該当日は下記のとおりです。

記

審査基準日（決算日）	起算日	6ヶ月前	6ヶ月と1日前
令和 5年10月31日	令和 5年10月30日	令和 5年 5月 1日	令和 5年 4月30日
令和 5年11月30日	令和 5年11月29日	令和 5年 5月30日	令和 5年 5月29日
令和 5年12月31日	令和 5年12月30日	令和 5年 7月 1日	令和 5年 6月30日
令和 6年 1月31日	令和 6年 1月30日	令和 5年 7月31日	令和 5年 7月30日
令和 6年 2月28日	令和 6年 2月27日	令和 5年 8月28日	令和 5年 8月27日
令和 6年 3月31日	令和 6年 3月30日	令和 5年10月 1日	令和 5年 9月30日
令和 6年 4月30日	令和 6年 4月29日	令和 5年10月30日	令和 5年10月29日
令和 6年 5月31日	令和 6年 5月30日	令和 5年12月 1日	令和 5年11月30日
令和 6年 6月30日	令和 6年 6月29日	令和 5年12月30日	令和 5年12月29日
令和 6年 7月31日	令和 6年 7月30日	令和 6年 1月31日	令和 6年 1月30日
令和 6年 8月31日	令和 6年 8月30日	令和 6年 3月 1日	令和 6年 2月28日
令和 6年 9月30日	令和 6年 9月29日	令和 6年 3月30日	令和 6年 3月29日

※申請を行う技術職員の中に継続雇用制度の適用を受けている65歳以下の者がいる場合に作成、添付する

様式第3号

(用紙A4)

継続雇用制度の適用を受けている技術職員名簿

建設業法施行規則別記様式第25号の14・別紙2の技術職員名簿に記載した者のうち、下表に掲げる者については、審査基準日において継続雇用制度の適用を受けていることを証明します。

— 地方整備局長 —
— 北海道開発局長 —

令和 5年 5月 2日

大分県 知事 殿

住 所 大分県大分市大手町3丁目1番1号
商号又は名称 株式会社 大分建設工業
代表者氏名 代表取締役 豊後 太郎

通番	氏 名	生年月日
5	高崎 花子	S 3 2 . 1 0 . 0 3

※別紙2技術職員名簿に記載した者のうち、審査基準日において高齢者雇用安定法に基づく継続雇用適用制度の適用を受けている者(65歳以下の者に限る)について、別紙2技術職員名簿に記載の通番、氏名及び生年月日を記入すること。

※継続雇用制度について定めた労働基準監督署の受付印のある就業規則の写しを添付すること。

記載要領

- 1 「 地方整備局長
北海道開発局長 については、不要のものを消すこと。
知事」
- 2 規則別記様式第25号の14・別紙2の技術職員名簿に記載した者のうち、審査基準日において継続雇用制度の適用を受けている者(65歳以下の者に限る。)について記載すること。
- 3 通番、氏名及び生年月日は、規則別記様式第25号の14・別紙2の記載と統一すること。

実 務 経 験 証 明 書

下記の者は、とび・土工・コンクリート工事に關し、下記のとおり実務の経験を有することに相違ないことを証明します。

令和 5 年 5 月 2 日

証明者は証明しようとする期間、被証明者が在籍していた法人の代表者又は個人の事業主とする。

証明者の立場からみた被証明者との関係を記入する。
例) 役員、社員、従業員等

証 明 者 株式会社大分建設工業
代表取締役 豊後 太郎

被証明者との関係 社 員

記

技 術 者 の 氏 名	豊後 次郎	生年月日	昭和42年4月12日	使用された期間	平成 5年 1月から 令和 5年 5月まで
使 用 者 の 商 号 又 は 名 称	株式会社大分建設工業				
職 名	実 務 経 験 の 内 容			実 務 経 験 年 数	
現場主任	〇〇〇フェンス設置工事他 17件			9年 1月から 9年12月まで	
〃	〇〇〇バックネット設置工事他 18件			10年 1月から 10年12月まで	
〃	〇〇土留め工事他 18件			11年 1月から 11年12月まで	
〃	〇〇〇盛土工事他 20件			12年 1月から 12年12月まで	
〃	〇〇〇道路改良工事に伴う掘削工事他 19件			13年 1月から 13年12月まで	
〃	〇〇川改修工事に伴う積ブロック工事他 21件			14年 1月から 14年12月まで	
〃	〇〇邸宅地造成工事他 22件			15年 1月から 15年12月まで	
〃	〇〇災害復旧工事に伴う土工事他 19件			16年 1月から 16年12月まで	
〃	〇〇〇擁壁工事他 23件			17年 1月から 17年12月まで	
〃	〇〇道路改良工事に伴う発破工事他 21件			18年 1月から 18年12月まで	
				年 月から 年 月まで	
				年 月から 年 月まで	
				年 月から 年 月まで	
				月 月から 年 月まで	
使用者の証明を得ることができない場合はその理由	使用者と証明者が異なる理由を記入する。 (例)平成〇年〇月 会社解散のため。 平成〇年〇月 事業主死亡のため。			合計	満 10年 0 月

実務経験年数は工事期間の積み上げにより必要年数以上の経験年数を有していることが前提であり、1年に数件実績があればよいということではないので注意すること。

記載要領

- 1 この証明書は、許可を受けようとする建設業に係る建設工事の種類ごとに、被証明者1人について、証明者別に作成すること。
- 2 「職名」の欄は、被証明者が所属していた部課名等を記載すること。
- 3 「実務経験の内容」の欄は、従事した主な工事名等を具体的に記載すること。
- 4 「合計 満 年 月」の欄は、実務経験年数の合計を記載すること。

令和2年4月1日以降の申請においては、審査基準日時点で建設キャリアアップカード(レベル3、レベル4)の交付を受けている技能者は、経営事項審査において技術職員として評価されます。

① 技術職員数値の算出にあたって(点数)
レベル3技能者 2点
レベル4技能者 3点

② 有資格区分コード
レベル3技能者 703
レベル4技能者 704

③ 確認資料
能力評価(レベル判定)結果通知書
(この結果通知書にはレベル及び職種が記載されているので、建設キャリアアップカードの写しは不要です)



結果通知書については能力評価実施機関にお問い合わせください。

能力評価(レベル判定)結果通知書

技能者氏名 殿

能力評価(レベル判定)の結果、貴殿を技能者レベル3として認定します。

【申請者氏名】	建設 太郎
【技能者ID】	12345678901234
【生年月日】	〇〇年〇月〇日
【職種(呼称)】	技能
【評価年月日】	2019年12月6日
【評価結果】	レベル3

2019年12月6日
技能者能力評価実施機関

レベル3技能者及びレベル4技能者で評価できる業種



国土交通省

レベル判定された職種がどの業種として評価されるかは下の表でご確認ください。
 複数業種が記載されている職種については、どの業種を選択しても評価の対象となります。

認定能力評価基準	当該基準に対応する建設業の種類	認定能力評価基準	当該基準に対応する建設業の種類
電気工事技能者能力評価基準	電気、電気通信	サッシ・カーテンウオール技能者能力評価基準	建具
橋梁技能者能力評価基準	とび・土工、鋼構造物	エクステリア技能者能力評価基準	とび・土工、石、タイル・れんが・ブロック
造園技能者能力評価基準	造園	建築板金技能者能力評価基準	屋根、板金
コンクリート圧送技能者能力評価基準	とび・土工	外壁仕上技能者能力評価基準	左官、塗装、防水
防水施工技能者能力評価基準	防水	ダクト技能者能力評価基準	管
トンネル技能者能力評価基準	とび・土工、土木	保温保冷技能者能力評価基準	熱断縁
建設塗装技能者能力評価基準	塗装	グラウト技能者能力評価基準	とび・土工
左官技能者能力評価基準	左官	冷凍空調技能者能力評価基準	管
機械土工技能者能力評価基準	とび・土工、土木	運動施設技能者能力評価基準	とび・土工、造園、舗装、土木
海上起重技能者能力評価基準	しゅんせつ、土木	基礎ぐい工事技能者能力評価基準	とび・土工
PC技能者能力評価基準	とび・土工、鉄筋、土木	タイル張り技能者能力評価基準	タイル・れんが・ブロック
鉄筋技能者能力評価基準	鉄筋	道路標識・路面標示技能者能力評価基準	とび・土工、塗装
圧接技能者能力評価基準	鉄筋	消防施設技能者能力評価基準	消防施設
型枠技能者能力評価基準	大工	建築大工技能者能力評価基準	大工
配管技能者能力評価基準	管	硝子工事技能者能力評価基準	ガラス
とび技能者能力評価基準	とび・土工	ALC 技能者能力評価基準	タイル・れんが・ブロック
切断穿孔技能者能力評価基準	とび・土工	土工技能者能力評価基準	とび・土工、土木
内装仕上技能者能力評価基準	内装仕上		

知識及び技術又は技能の向上に関する取組の状況(項番49、50関係)の提出書類早見表

(項番49)技術者のCPD単位取得数	あり		なし		備考
	あり		なし		
	あり	なし	あり	なし	
(項番50)技能者					
うちレベル向上者					
様式第4号	○	○	○	×	技術職員名簿に記載した技術職員のみでも、様式第4号の下段②及び①+②欄を記載して提出
CPD単位内訳一覧表	○	○	○	×	CPD単位取得数がある者のみ記載
CPD単位を証明する書類の写	○	○	○	×	認定団体が証明しているものに限る。
様式第4号(CPD単位を取得した技術者の資格を証する書類)	△	△	△	×	(△について) 様式第4号(CPD単位を取得した技術者名簿)に記載した技術職員がいない場合は省略可
第5号様式	○	○	×	○	
能力評価(レベル判定)結果通知書の写し	○	×	×	○	
施工体制台帳または再下請通知書(作業員名簿)の写し	○	○	×	×	

提出書類

※項番50の真ん中 技能者数に記載する者
 審査基準日前6か月を超えて恒常的雇用をしている者であって、次の要件の全てに該当する者を、技術レベル向上の有無に関わらず全て記載してください。
 (ア) 審査基準日以前3年間に施行体制台帳又は再下請負通知書に係る「建設工事従事者に関する事項」(いわゆる作業員名簿)の記載対象となっていること。
 (イ) 建設工事の施工の管理のみに従事した者でないこと。

申請者名 _____

審査基準日以前において、能力評価基準による評価を受けた最も新しい日を記載。

技能者名簿

審査基準日の3年前の日以前にレベル4を受けている者には○を記載。

通番	氏名	生年月日	評価日	レベル向上の有無	控除対象
6ヶ月を超える恒常的な雇用関係がある者に限る。					
・技術職員名簿に記載のある技能者から、技術職員名簿順に記載する。 ・通番は技術職員名簿と一致させる。 ・技術職員名簿の最終番号の続きから通番を付与する。			審査基準日の3年前の日以前の評価から、1以上レベルアップした場合に○を記載。 評価を全く受けていない者とレベル1は同等と審査されるため、評価なしからレベル1になった場合は、レベルアップとはならない。 1以上レベルアップとして評価の対象となるのは、レベル2以上の評価を受けてからとなる。		
合計	(人)			(人)	(人)

記載要領

項番49の「技能者数」と一致する

項番50の「技能レベル向上者数」と一致する

項番50の「控除対象者数」と一致する

- この表は、審査基準日における許可を受けた建設業に従事する職員のうち、審査基準日以前三年に従事した者であって、建設業法施行規則第十四条の二第二号チ又は同条第四号チに規定する建設工事に従事する者に該当する者（ただし、建設工事の施工の管理のみに従事した者は除く。）について作成すること。
- 「評価日」の欄には、技能者が審査基準日以前において認定能力評価基準により評価を受けている場合、その最も新しい評価を受けた日を記載すること。
- 「レベル向上の有無」の欄には、審査基準日以前三年間に、能力評価基準により受けた評価の区分が、審査基準日の三年前の日以前に受けた最新の評価の区分より1以上上位であった者に該当する場合に、○印を記載すること。
- 「控除対象」の欄には、審査基準日の3年前の日以前に能力評価基準により評価が最上位の区分に該当するとされた者の場合に、○印を記載すること。
- 本表の最後の行には、作成対象となる技能者、「レベル向上の有無」の欄に○印が記載された者、「控除対象」の欄に○印が記載された者、それぞれの合計人数を記載すること。

記載要領

- 1 「 地方整備局長
北海道開発局長 については、不要のものを消すこと。
知事」
- 2 「申請区分」の欄については、カラム内に該当する数字を記入すること。
- 3 表には、許可に係る建設工事の種類に関わらず、審査基準日以前1年のうちに発注者から直接請け負った建設工事のうち、「申請区分」の欄に記入した区分が「1」の場合は日本国内における全ての建設工事について、「2」の場合は日本国内における全ての公共工事について記載すること。
なお、表中に記載する内容が該当しない場合には、「0」を記載又は空欄とすること。
- 4 「措置実施工事」とは、告示第一の四の1の(十)に掲げる建設工事に従事する者の就業履歴を蓄積する為に必要な措置を実施した建設工事又は公共工事をいう。
なお、当該措置を実施した建設工事においては、以下に掲げる軽微な工事及び災害応急工事等についても、当該項目に含むものとする。
- 5 「軽微な工事」とは、建設業法施行令第一条の二第一項に掲げる建設工事をいう。
- 6 「災害応急対策」とは、防災協定に基づき行う災害応急対策若しくは既に締結されている建設工事の請負契約において当該請負契約の発注者の指示に基づき行う災害応急対策をいう。

完成工事内訳書 (その2)

自 令和 5 年 1 月 1 日
至 令和 5 年 12 月 31 日

No. 1
下請発注した金額の大きい方から
2件まで記入し、外注費の総件数と
総額を記入。

番号	注文者	元請 下請 区分	工事名	工事場所のあ る都道府県名 (市町村名)	配置技術者名	請負代金の額 うち(法面処理) (千円:税抜)	着工年月 完成又は完成予定年月	下請発注状況		CORINS 登録	備考
								業者名	発注金額(千円)		
1	別府建設(株)	一次 下請	災国河第〇〇号 災害復旧工事 (土工事)	大分県 〇〇市	〇〇 〇〇	[4,900 ()]	令和 5年 9月	〇〇建設(株)	1,100		
							令和 5年 10月	〇〇組	1,000		
							全体	3件	2,300		
2	国東工業(有)	二次 下請	県道〇〇線道路改良工事 (法面処理工事)	大分県 〇〇市	〇〇 〇〇	[4,800 (4,800)]	令和 5年 11月		なし		
							令和 5年 12月		なし		
							全体				
3	(株) 大分組	一次 下請	〇〇店外構工事 (土工事)	大分県 〇〇市	〇〇 〇〇	[1,200 ()]	令和 5年 10月		なし		
							令和 5年 11月		なし		
							全体				
4	〇〇 〇〇 〇〇	元請	〇〇邸基礎工事	大分県 〇〇市	〇〇 〇〇	[1,500 ()]	令和 5年 11月		なし		
							令和 5年 12月		なし		
							全体				
5	〇〇 〇〇 〇〇	元請	〇〇住宅足場敷設工事	大分県 〇〇市	〇〇 〇〇	[700 ()]	令和 5年 1月		なし		
							令和 5年 1月		なし		
							全体				
	民間計	元請	少額工事(〇〇)件		〇〇 〇〇	[2,600 ()]	令和 5年 1月	〇〇工務店	300		
							令和 5年 12月	1件	300		
							全体				
		下請	少額工事(〇〇)件		〇〇 〇〇	[1,000 ()]	令和 5年 1月	〇〇建設(有)	240		
							令和 5年 12月	〇〇組	150		
							全体	4件	600		
						[16,700 ()]	平成 年 月				
							平成 年 月				
							全体				
下請発注金額 計								3,200			

土木・建築一式工事を除き、
公共、民間それぞれ『500万
円』以上の工事が5件に満た
ないときは、『500万円』未満
の工事も含めて金額の高い
方からそれぞれ最低5件は
記入すること。なお、『500万
円』以上の工事は全て記入
すること。

下段の()内は法面工事の金額を記入。
※とび・土工工事の場合

下請工事の場合、何次の下請
であるかを記入。

下請発注状況欄については、
工事の種類ごとに記載した下
請発注金額の合計額が完成
工事原価報告書の外注額
(労務外注費)に計上されてい
る場合は、外注費と労務外注
費の合算額と一致するよう
にもれなく記載すること。

土木・建築一式工事を除き、500万円未満の工
事については配置技術者ごとに元請・下請別に
合算して記入してよい。(一式工事は除く)

下段()内は法面工事の金額を
記入。(とび・土工工事の場合)

公共工事計	0 ()
民間工事計	16,700 (4,800)
合計	16,700 (4,800)

うち元請工事 ウ	4,800 (0)
うち元請工事 ア+イ	16,700 (4,800)
合計	16,700 (4,800)

うち元請工事 ア+ウ	4,800 (0)
合計	16,700 (4,800)

とび・土工・コンクリート工事及び塗装工事分類表

許可番号 第 012345 号

商号又は名称 株式会社大分建設工業

2年平均・3年平均

※どちらかに○をすること。

※とび・土工・コンクリート工事及び塗装工事を申請していない場合は添付不要です。

〈とび・土工・コンクリート工事〉

区分	工事内容	完成工事高(千円)		
		審査基準日以前24(36)ヶ月間の決算(基準決算を除く) (A)	基準決算 (B)	平均 (C)
とび工事	とび工事、足場等仮設工事、鉄骨組み立て工事		700	233
くい打ち工事	くい工事、くい打ち工事、場所打くい工事、くい抜き工事、地滑り防止工事			
コンクリート工事	コンクリート打設工事、コンクリート圧送工事、プレストレストコンクリート工事、コンクリートブロック据付工事	9,011	1,500	6,507
法面工事	地滑り防止工事、吹付け工事、養生工事、のり砕工事、擁壁工事、編組工事、アンカー工事	33,336	4,800	23,824
道路付属物設置工事	ガードレール工事、カーブミラー工事、交通標識設置工事			
その他土工	土工事、掘削工事、根切り工事、築設工事、盛土工事、捨石工事、外構工事、はつり工事、土留め工事、仮締切り工事、フェンス設置工事、ひき工事	22,760	9,700	18,407
合計		65,107	16,700	48,971

〈塗装工事〉

区分	工事内容	完成工事高(千円)		
		審査基準日以前24(36)ヶ月間の決算(基準決算を除く) (A)	基準決算 (B)	平均 (C)
一般塗装	塗装工事、溶材工事、ライニング工事、布張り仕上工事	1,530	2,035	1,698
鋼構造物塗装	鋼構造物塗装工事			
路面表示	路面表示工事	828	1,486	1,048
合計		2,358	3,521	2,746

「工事種別別完成工事高(20002帳票)の平均完成工事高について選択した方」を囲む

←必ず四捨五入

「工事種別別完成工事高の「法面処理」、「塗装工事」の合計と一致させること

1. 基準決算、審査基準日以前24ヶ月間又は36ヶ月間の決算(基準決算を除く。)の完成工事高、その平均完成工事高をそれぞれの区分に従い分類し、該当区分の完成工事高及び当該工事の平均完成工事高の合計額に對する比率を記載すること。

2. 2年平均を選択した場合は、 $C = (A + B) \div 2$ とする。

「工事種別別完成工事高の「とび・土工・コンクリート工事」の合計と一致させること

3. 3年平均を選択した場合は、 $C = (A \times 2 + B) \div 3$ とする。

(65,107 × 2 + 16,700) ÷ 3 = 48,971 (千円未満を四捨五入)。内訳も四捨五入とするが、合計と合致するように調整すること。

←必ず四捨五入

4. 基準決算及び審査基準日以前24(36)ヶ月間の決算それぞれの合計額は、工事種別別完成工事高のそれと必ず一致すること。

5. とび・土工・コンクリート工事の法面工事及び合計、塗装工事の合計それぞれの平均額は、必ず千円未満は四捨五入して記載すること。

令和4年4月1日受付分より実施いたします。

建設業退職金共済加入履行証明書について

《発行基準》

1. 決算日現在の被共済数に見合う共済手帳の<250日貼付>更新数があること。
2. 被共済者の労働日数に見合う証紙貼付・電子納付であること。

※前年度繰越分、元受からの証紙現物交付や下請への証紙現物支給がある場合、それらを加味したうえで審査致します。（フローチャートをご参考ください。）

◎「加入・履行証明願」は 2枚 ご提出ください。

大分県建設業協会 HP よりダウンロード可。

会社印は不要になりましたが、会社名・住所・代表者名は必ず記入してください。

◎添付書類

提出頂いた書類は返却できません。原本は会社に保管の上、コピーをご提出ください。

原則郵送対応とさせていただきます。なお、発行までの期間を1週間程度いただきます。

定額小為替証書(ゆうちょ銀行)200円分・返信切手を貼付した封筒(会社名・住所を記入したもの)を同封ください。

1 共済証紙受払簿

※様式は建退共HPからダウンロードできます

2 共済手帳受払簿

※様式は建退共HPからダウンロードできます。

※一日でも在籍していた方(退職者含む)はすべてご記入下さい。

《令和4年度より添付が必要となる書類》

3 出勤簿(共済手帳が<250日貼付>更新とならなかった被共済者がいる場合のみ)

※貼付枚数と労働日数が同じであると確認できる出勤簿を添付ください。

《元請けの方のみ提出が必要な様式》

4 建退共制度に係る被共済者就労状況報告書(「建設業退職金共済証紙受領書」を含む)

※証紙購入日数が最も多い工事(請負金額の最も多い工事)1件分のみ。

※受領日記載のうえ、切り離していないものを添付ください。

加入履行証明書についてのご相談は決算日前のご連絡をおすすめします。

〒870-0046 大分市荷揚町 4-28
建退共大分県支部
TEL 097-536-4800 FAX 097-534-5828
(受付時間 8:30~12:00、13:00~16:30)

記 入 要 領

共 済 証 紙 受 払 簿

(記入は、事務処理の手引きを参照)

共済契約者名 元請建設株式会社		⑩ 決算日 令和 6年3月31日		⑪ 決算期間 令和5年4月 1日～ 令和6年3月31日		◎ この受払簿は、受入・払出の都度、掛金収納書などをみて日付を所定欄に記入し、決算毎に合計を出して整理して下さい。					
① 共済契約成立年月日 03年 4月 30日		② 共済契約者番号 94-01234		③ 建設キャリアアップシステム事業者ID 12345678901234		◎ 共済手帳の更新手続きを行ったときは、「共済手帳受払簿」(様式29号)及び下記の「更新年月日手帳更新数」欄に記載してください。					
受入・払出 年月日	受 入			払 出			残高 (A)-(B)	払出欄の貼付の内訳		更新年月日 手帳更新数	備 考
	購入	元請から受給	計(A)	貼付	下請へ交付	計(B)		貼付人員	就 労 月		
前期(前頁)繰越 03年 4月 30日	金融機関名 池袋銀行	日分 144	元請名 日分 0日分	日分 144	下請名 日分 144	日分 144	0	人 7	03年 4月 分		
03年5月31日	金融機関名 池袋銀行	日分 126	元請名 日分 270	日分 126	下請名 日分 270	日分 270	0	人 6	03年 5月 分	年月日 ()冊	
年 ↓ 月 ↓ 日	金融機関名 ↓	日分 ↓	元請名 ↓	日分 ↓	下請名 ↓	日分 ↓	日分 ↓	人 ↓	年 ↓ 月 ↓ 分	年月日 ()冊	
03年10月1日	金融機関名 池袋銀行	日分 945	元請名 日分 1,719	日分 945	下請名 日分 774	日分 774	945	人	年 月 分	年月日 ()冊	
03年10月31日	金融機関名	日分	元請名 日分 1,719	日分 63	下請名 日分 837	日分 837	882	人 3	03年10月 分	年月日 ()冊	
03年11月1日	金融機関名	日分	元請名 日分 1,719	日分	下請名 A組 日分 252日分	日分 1,089	630	人	年 月 分	年月日 ()冊	
03年11月30日	金融機関名	日分	元請名 日分 1,719	日分 63	下請名 日分 1,152	日分 1,152	567	人	03年11月 分	年月日 ()冊	
03年12月1日	金融機関名	日分	元請名 日分 1,719	日分	下請名 A組 日分 252日分	日分 1,404	315	人	年 月 分	年月日 ()冊	
03年12月28日	金融機関名	日分	元請名 日分 1,719	日分 63	下請名 日分 1,467	日分 1,467	252	人 3	03年12月 分	年月日 ()冊	
04年1月4日	金融機関名	日分	元請名 日分 1,719	日分	下請名 A組 日分 252日分	日分 1,719	0	人	年 月 分	年月日 ()冊	
04年2月28日	金融機関名 池袋銀行	日分 63	元請名 日分 1,782	日分 63	下請名 日分 1,782	日分 1,782	220	人 3	04年 2月 分	4年3月1日 (1)冊	
04年3月31日	金融機関名 池袋銀行	日分 63	元請名 日分 1,845	日分 63	下請名 日分 1,845	日分 1,845	160	人 3	04年 3月 分	4年3月31日 (2)冊	
決算期間 の合計	日分 1,845		日分		日分 756		次 項 へ (次年度へ) 転 記	④決算日の 被共済者数 人	建 退 共 確 認	⑤決算期間内 の手帳更新数 冊	
	⑥ 円	⑦ 円	⑧ 円	⑨ 円	3	3					
	582,660				241,920						

記載例を省略している6~9月にも5月と同じ購入・貼付あり。

共済契約者証を見て記入

建設業退職金共済事業加入・履行証明願

共済事業加入及び共済契約の履行状況を下記により証明願います。
令和 年 月 日

勤労者退職金共済機構
建退共大分県支部 殿

住 所
申 請 者 名 称
(共済契約者) 代 表 者
電 話 番 号

① 共済契約成立年月日	S60年4月1日	⑩ 直前決算日における直近1か年間の元請から受けた電子申請による掛金充当額 円
② 共済契約者番号	—	⑪ 直前決算日における直近1か年間の下請に行った電子申請による掛金充当額 円
③ 建設キャリアアップシステム事業者ID		⑫ 事務受託者番号 大手契約者のみ記入
④ 直前決算日における被共済者数	3人	⑬ 決算日及び決算期間 令和3年4月1日～令和4年3月31日
⑤ 直前決算日における直近1か年間の手帳更新数	3冊	
⑥ 直前決算日における直近1か年間の証紙購入額	582,660円	⑭ 工 事 施 工 高 (土 木) (建築・その他) 公共工事 62,330千円 0千円 民間工事 12,000千円 0千円 合 計 74,330千円
⑦ 直前決算日における直近1か年間の元請から現物で交付を受けた証紙の金額	円	
⑧ 直前決算日における直近1か年間の下請へ現物で交付した証紙の金額	241,920円	
⑨ 直前決算日における直近1か年間の電子申請による掛金充当額(自社分)	円	⑮ その他

建設業退職金共済事業加入・履行証明書
上記のとおり相違ないことを証明します。

証 第 号
令和 年 月 日

決算変更届の様式第三号「直前3年の各営業年度における工事施工金額」の数字を転記